| 厚生労働省|| ニども家庭庁

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)その他の

関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告

示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び

基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基

準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及

び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二

十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

単位数 ハ 家事援助が中心である場合 106単位 (1) 所要時間30分末満の場合 153単位 (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 197単位	大表 (改 正 後
単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 196単位	大表 (本) 護が中心であ (大上1時間未満の (大上1時間未満の (大上1時間未満の (大上1時間30分以上2時間30分以上2時間30分以上3時間 (大上1時間30分を増っ (大上1時間未満の (大上1時間未満の (大上1時間未満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間表満の (大上1時間30分を増っ (大上1時間30分	改正前

- 9 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 239単位
- <u>5</u> 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合

275単位

- 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を 加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 <u>311単位</u>に所要時間 1
- 通院等介助 (身体介護を伴わない場合) が中心である場合 所要時間30分未満の場合 106単位
- 所要時間30分以上1時間未満の場合

197単位

- 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 275単位
- 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を 加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 345単位に所要時間1
- 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

102単位

注1~4

- る単位数を算定する。 っては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げ 数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあ が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位 臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ 食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。) イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大
- が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等 を行った場合 次の一又は口に掲げる所要時間に応じ それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める
- 3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単 所要時間3時間以上の場合 <u>638単位</u>に所要時間

- <u>4</u> 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合
- <u>(5</u> 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合

274単位

- <u>6</u> 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を 加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 <u>309単位</u>に所要時間1
- 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合
- 所要時間30分未満の場合 196単位 105単位
- 所要時間30分以上1時間未満の場合
- 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を 所要時間1時間30分以上の場合 343単位に所要時間1 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位
- 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

加算した単位数

101単位

注1~4

- が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位 る単位数を算定する。 っては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げ 数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあ 臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ 食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。) イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大
- (器)
- が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等 を行った場合 次の一又は二に掲げる所要時間に応じ それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間

位を加算した単位数

- 6 ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。
- .) (髭)
- 2) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一又は口に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一又は口に掲げる単位数
- (器)
- (二) 所要時間 3 時間以上の場合 638単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- 7~9 (器)
- (当る)

9の2 指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は 基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」」という。)の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」と

位を加算した単位数

- ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。
-) (累)
- (2) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一又は口に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(口に掲げる単位数
-) (器)
- (二) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- 7~9 (器
- 9の2 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める 者をサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第 5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下 同じ。)として配置している指定居宅介護事業所、共生 型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「 指定居宅介護事業所等」という。)において、当該サー ビス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定 居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100 分の70に相当する単位数を算定する。
- 9の3 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建

いう。)に居住する利用者(指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当するする単位数を算定する。

10~13 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者

者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (髭)

- 16 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- |17 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数

物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数で代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

$10 \sim 13$ (累)

15 (器)

(新設)

を所定単位数から減算する。

- 8 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- | 担定障害福祉サービス基準第40条の2 (指定障害福祉 サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用 する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 20 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)又は障害児通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)若しくは障害児人所支援(同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2~4の2 (略)

5 福祉·介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政

16 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

無製)

17 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の<u>注5</u>又は1の2の<u>注6若しくは注7</u>の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)又は障害児通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)若しくは障害児入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2~4の2 (略)

福祉·介護職員処遇改善加算

ŋ

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政

。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次 るいずれかの加算を算定している場合にあっては、 法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ るその他の加算は算定しない。 に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ 次に掲げ

ム~〉 (器

6 (翠

雞2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費

- ける移動中の介護を行った場合 除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。) 時にお 通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を 介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の
- 所要時間1時間未満の場合
- 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 277単位
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合

369単位

461単位

- 4 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合
- 5 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 553単位
- 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 644単位 736単位
- を加算した単位数 時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位 所要時間4時間以上8時間未満の場合 821単位に所要
- 要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単 位を加算した単位数 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,505単位に所
- 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単 位を加算した単位数 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,184単位に所

該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次 るいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げ 法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ るその他の加算は算定しない。 に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当

~ ~ > > (器

6 · 7 (翠

얦2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費

- 通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を ける移動中の介護を行った場合 除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。) 時にお 介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出. 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の
- 所要時間 1 時間未満の場合

186単位

- 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 275単位
- 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合

367単位

185単位

- 4 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 458単位
- 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 550単位
- 6 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 640単位
- 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 732単位
- を加算した単位数 時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位 所要時間4時間以上8時間未満の場合 817単位に所要
- 要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単 位を加算した単位数 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所
- 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所

- 要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単 位を加算した単位数 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所
- 要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,520単位に所
- 同条第29項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。 第1項に規定する助産所又は介護保険法(平成9年法律第 する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条 123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定
- の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を 行った場合)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護
- 所要時間1時間未満の場合
- 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 277単位 186単位
- (3)所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 369単位
- $(\underline{4})$ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合

461単位

- <u>5</u> 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 553単位
- 6 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合
- $\widehat{\mathbf{Z}}$ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 644単位 736単位
- を加算した単位数 時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位 所要時間4時間以上8時間未満の場合 821単位に所要
- 要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単 位を加算した単位数 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,505単位に所
- 位を加算した単位数 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単</u> 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,184単位に所
- 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所

- (11) 要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単 位を加算した単位数 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所
- 要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所
- 第1項に規定する助産所又は介護保険法(平成9年法律第 同条第29項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。 123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定
- の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を 行った場合)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護
- 所要時間1時間未満の場合

185単位

275単位

- 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 367単位
- 4 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合
- 458単位
- 6 5 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 550単位
- 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 640単位
- 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 732単位
- を加算した単位数 時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位 所要時間4時間以上8時間未満の場合 817単位に所要
- 要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単 位を加算した単位数 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所
- 位を加算した単位数 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所
- 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(2) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1・2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

3~5 (器)

- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6<u>(区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)</u>に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加質する
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

》 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,500単位</u>に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1・2 (黙

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分6(区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。) に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日と相定も関いてがあれた場合であっても、入院又は入所をしてを超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしてを超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしてが認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

3~5 (器)

- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

- 8~12 (略)
- (3) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位 数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算 すス
- 14 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 15 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 16 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4 及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービ ス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合 は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単 位数から減算する。
- 7 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の<u>注2</u>又は1の2の<u>注3若しくは注4</u>の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

8~12 (器

(新設)

新設)

直 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

14 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の<u>注5</u>又は1の2の<u>注</u>6若しくは注7の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

0 移動介護加算

7 < > (翠

訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の 場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす 介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算 <u>100分の90</u>に相当する単位数を算定する 同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対 て移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって

 $202 \sim 5$

502 行動障害支援連携加算

該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成し 業者であって支援計画シート及び支援手順書 重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を 画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定 た場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計 て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当 <u>4の2</u>において「支援計画シート等」という。)を作成した 供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従 限度として、所定単位数を加算する。 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提 (以下この5の2において「作成者」という。) に同行し (第4の1及び 584単位

<u> 瘶所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支</u> 規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受け 定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問 ていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に 当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診

> 0 移動介護加算

>

訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の 場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度 する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす 介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算 <u>100分の85</u>に相当する単位数を算定する して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問 同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって

 $202 \sim 5$

502 行動障害支援連携加算

584単位

注

訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度 合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に 成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場 以下この5の2において「作成者」という。) に同行して利 業者であって支援計画シート及び支援手順書 (第4の1の注 基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度 用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作 2において「支援計画シート等」という。)を作成した者 供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従 として、所定単位数を加算する 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提

接を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加質する。

- 6 福祉·介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>台和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- へ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- 7 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>5 の3</u>までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

福祉·介護職員処遇改善加算

6

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から502までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から502までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合191単位ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合302単位へ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合501単位ホ 所要時間2時間30分以上2時間30分未満の場合501単位へ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合566単位ト 所要時間3時間30分以上3時間未満の場合632単位ト 所要時間3時間30分を増すごとに66単位を加算した単位

浜1∼10 (累)

- 11 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位 数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算 する。
- 12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位</u>

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から502までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合190単位ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合300単位ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合433単位ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合498単位ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合563単位へ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合628単位

ト 所要時間3時間以上の場合 693単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数

注1~10 (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用 する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第 3項に規定する基準を満たしていない場合は、1月につ

数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算

و الم الم 数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算 の2に規定する基準を満たしていない場合は、 項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第 所定単位

15 (瑟

 $2 \sim 4$ (略)

福祉・介護職員処遇改善加算

事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護 合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているも 定しない。 算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対 に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適 指定同行援護等を行った場合に、 当該基準に掲げる区分

~~? (器)

• 7 (器)

発4 行動援護

行動援護サービス費

所要時間30分未満の場合 所要時間30分以上1時間未満の場合

所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合

所要時間2時間30分以上3時間未満の場合

619単位

762単位

905単位

1,047単位

3月31日までの間は、 き5単位を所定単位数から減算する。 減算しない。 当該基準を満たしていない場合で ただし、 令和5年

12

 $2\sim4$ (悪)

福祉·介護職員処遇改善加算

算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算 行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対 のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護 合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているも 定しない。 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所 し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適

~~? (器)

6・7 (器)

第4 行動援護

行動援護サービス費

所要時間30分未満の場合

288単位

437単位

П 所要時間30分以上1時間未満の場合

所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

592単位

407単位

741単位

258単位

所要時間1時間30分以上2時間未満の場合

所要時間2時間以上2時間30分未満の場合

所要時間2時間30分以上3時間未満の場合

040単位 891単位

(瑟

D K 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合 2,340単位 2,046単位 1,479単位 1,334単位 , 192単位 , 904単位 764単位 623単位

所要時間7時間30分以上の場合 障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。) う。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「 業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」 係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事 護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援 援護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービ おける危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な 者に対して、行動援護(当該利用者が居宅内や外出時に 児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用 を行った場合に、所定単位数を算定する 指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当 う。) に置かれる従業者 (以下 スの事業を行う者(3において「指定行動援護事業者」 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合 (障害 「行動援護従業者」とい 2,485単位 77

数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算 ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー 所定単位

所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1, 491単位 1, 340単位 641単位

所要時間4時間30分以上5時間未満の場合

W

Y 所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合 所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合

所要時間6時間30分以上7時間未満の場合 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合

K ∇

所要時間7時間以上7時間30分未満の場合

2,391単位 2,540単位

2,240単位 2,091単位

940単位 791単位

所要時間 7 時間30分以上の場合

護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援 護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定す サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援 援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉 う。)に置かれる従業者(注4及び注7において「行動 業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」 係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事 護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に スの事業を行う者(3において「指定行動援護事業者」 援護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービ おける危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な 者に対して、行動援護(当該利用者が居宅内や外出時に という。) が当該事業を行う事業所 児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合 (障害 (以下「指定行動援

 $(1) \cdot (2)$

 $2\sim9$

(新設)

್ರ ಲ

- 1 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第 2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条 の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所 定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算する。
- 12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>
- | 13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条 の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 (略)

2~4の2 (略)

5 福祉·介護職員処遇改善加算

主 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるその他の加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

~~く (器)

~ ~ > >

(器)

(新設)

指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1月につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

1 (器)

2~4の2 (器

福祉・介護職員処遇改善加算

Ŋ

主 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ロ 経過的療養介護サービス費 (1) 経過的療養介護サービス費(I)	四 利用定員が81人以上	三 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(→) 利用定員が40人以下	(5) 療養介護サービス費(V)	四 利用定員が81人以上	(三) 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(一) 利用定員が40人以下	(4) 療養介護サービス費(W)	四 利用定員が81人以上	(三) 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(一) 利用定員が40人以下	(3) 療養介護サービス費(II)	四 利用定員が81人以上	三 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(→) 利用定員が40人以下	(2) 療養介護サービス費(II)	四 利用定員が81人以上	(三) 利用定員が61人以上80人以下	(ゴ) 利用定員が41人以上60人以下	(→) 利用定員が40人以下	(1) 療養介護サービス費(1)	イ 療養介護サービス費	1 療養介護サービス費 (1日につき)	第5 療養介護	6 • 7 (略)
	366単位	385単位	416単位	452単位		366単位	385単位	416単位	452単位		481単位	502単位	532単位	561単位		595単位	625単位	674単位	710単位		861単位	900単位	948単位	974単位					
ロ 経過的療養介護サービス費 (1) 経過的療養介護サービス費(I)	四 利用定員が81人以上	(三) 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(一) 利用定員が40人以下	(5) 療養介護サービス費(W)	卿 利用定員が81人以上	三 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(一) 利用定員が40人以下	(4) 療養介護サービス費(II)	四 利用定員が81人以上	(三) 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(一) 利用定員が40人以下	(3) 療養介護サービス費(II)	四 利用定員が81人以上	三 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(一) 利用定員が40人以下	(2) 療養介護サービス費(II)	四 利用定員が81人以上	(三) 利用定員が61人以上80人以下	(二) 利用定員が41人以上60人以下	(→) 利用定員が40人以下	(1) 療養介護サービス費(1)	イ 療養介護サービス費	1 療養介護サービス費 (1日につき)	第5 療養介護	6 • 7 (略)
	361単位	381単位	409単位	445単位		361単位	381単位	409単位	445単位		475単位	497単位	527単位	556単位		589単位	619単位	667単位	703単位		853単位	891単位	939単位	965単位					

- (一) 利用定員が40人以下915単位(二) 利用定員が41人以上60人以下911単位(三) 利用定員が61人以上80人以下882単位(四) 利用定員が81人以上846単位
- 注1~9 (略)
- 10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 11 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指 定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基 準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に 相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 12 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指 定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に 規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位数の</u> 100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する
- 13 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

- 2~4 (累)
- 5 障害福祉サービスの体験利用支援加算

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障

(一) 利用定員が40人以下

)利用定員が41人以上60人以下

902単位 902単位

873単位 838単位

利用定員が61人以上80人以下

利用定員が81人以上

注1~9 (量

(新設)

直 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2~4 (歴)

ပာ

障害福祉サービスの体験利用支援加算

主 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数<u>を加算する</u>。

(1)・(2) (路)

5の2 集中的支援加算

1,000単位

主 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において強度行動障害を有する者に係る支援を行うもの(以下「広域的支援人材」という。)を指定療養介護事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

福祉・介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (路)

(新設)

福祉·介護職員処遇改善加算

0

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>5</u>までにより算 定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5</u>までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

- 算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5の2</u>までによ
- 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 、次に掲げる他方の加算は算定しない。 だし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては 区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た 者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u> でにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- でにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から502
- ∞ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 単位数に加算する。 者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2まで 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの により算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定 として都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 絶る 生活介護
- 生活介護サービス費 (1日につき
- 生活介護サービス費
- 利用定員が5人以下
- 所要時間3時間未満の場合
- 区分6
- 区分 5
- 区分 4 区分 3
- 区分2以下

- 500単位
- 347単位
- 310単位 283単位

- 定した単位数の1000分の26に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5</u>までにより
- 、次に掲げる他方の加算は算定しない。 だし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては 区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た 者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- より算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>5</u>までに
- より算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(11) 1から5までに
- ∞ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 数に加算する。 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から $\overline{5}$ までによ り算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位 として都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 第6 生活介護
- 生活介護サービス費(1日につき
- 生活介護サービス費
- (1) 利用定員が20人以下
- 区分6

区分 5

- 区分4
- 区分 3
- 区分2以下
- 利用定員が21人以上40人以下

669単位 288単位 964単位

599単位 546単位

 ⑥ <u>所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</u> <u>公分 6</u> <u>区分 5</u> <u>区分 4</u> <u>四 区分 3</u> <u>四 区分 2 以下</u> ① <u>所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</u> 			□ 区分5□ 区分4回 区分3回 区分2以下④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合→ 区分6	② 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
1,672単位 1,250単位 866単位 775単位 706単位	1,628単位 1,218単位 845単位 755単位 689単位	875単位 607単位 543単位 495単位	750単位 520単位 465単位 423単位 1.170単位	836単位 625単位 434単位 387単位 353単位 1,003単位
	□ 区分6□ 区分4回 区分3町 区分2以下	些	□ 区分4回 区分3田 区分2以下(4) 利用定員が61人以上80人以下(一 区分6(コ 区分5	○ 区分6○ 区分5○ 区分4○ 区分3○ 区分2以下③ 利用定員が41人以上60人以下○ 区分6
	1, 039単位 774単位 541単位 484単位 434単位	543単位 487単位 439単位	562単位 496単位 453単位 1,052単位 785単位	1, 147単位 <u>853単位</u> <u>585単位</u> <u>524単位</u> <u>476単位</u> 1, 108単位 <u>820単位</u>

 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分4 ○ 区分3 ○ 区分2以下 ⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合 	○ 区分 6○ 区分 5○ 区分 4○ 区分 3○ 区分 2 以下④ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分4 ○ 区分3 ○ 区分2以下 所要時間4時間以上 	 ○ 区分 6 ○ 区分 4 ○ 区分 4 ○ 区分 3 ○ 区分 2以下 ② 利用定員が 6 人以上10人以下 ○ 所要時間 3 時間未満の場合 ○ 区分 6 ○ 区分 3 ○ 区分 3 ○ 区分 2以下 ② 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
1, 136単位 <u>849単位</u> <u>588単位</u> <u>526単位</u> <u>480単位</u>	974単位 727単位 504単位 452単位 411単位	812単位 607単位 420単位 376単位 343単位	1, 733単位 1, 312単位 927単位 837単位 767単位 485単位 485単位 336単位 274単位

 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分4 ○ 区分3 ○ 区分2以下 ③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合 	3 利用定員が11人以上20人以下 ① 所要時間 3 時間未満の場合 ☆ 区分 6 ☆ 区分 5 ○ 区分 4 回 区分 3 匝 区分 2 以下 ② 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	(7) <u>所要時間8時間</u> (1) 区分6 (1) 区分5 (2) 区分4 (2) 区分3 (四) 区分3 (五) 区分2以下	 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分2 ○ 区分2以下 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分5 ○ 区分3 ○ 区分5 ○ 区分3 ○ 区3 ○ 区4 ○ 区
646単位 483単位 335単位 300単位 273単位	517単位 386単位 268単位 239単位	1, 684単位 1, 274単位 901単位 814単位 746単位	1,580単位 1,182単位 819単位 733単位 668単位 1,622単位 1,213単位 840単位 752単位 685単位

 三 区分4 四 区分3 五 区分2以下 利用定員が21人以上30人以下 ① 所要時間3時間未満の場合 	②	□ 区分5□ 区分4回 区分3田 区分2以下町 区分2以下	 □ 区分 5 □ 区分 5 □ 区分 4 四 区分 3 西 区分 2 以下 ⑥ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 □ 区分 6 	 ○ 区分5 ○ 区分5 ○ 区分4 ○ 区分3 ○ 区分2以下 ④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合 ○ 区分4 ○ 区分4 ○ 区分3 ○ 区分2以下 ⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合 ○ 所要時間6時間以上7時間未満の場合
730単位 660単位 607単位	<u>1,353単位</u> <u>1,027単位</u>	966単位 669単位 598単位 545単位	1, 238单位 941单位 652单位 583单位 532单位 1, 291単位	774単位 578単位 401単位 358単位 307単位 676単位 419単位 1, 258単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合☆ 区分6	国 区分2以下	四 区分3	三 医分4	<u>口 区分5</u>	○ 区分6	⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	<u>闽 区分3</u>	(三) 区分4	<u> </u>	□ 区分6	④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	<u>国 区分3</u>	三 <u>医分4</u>	□ 区分5		③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	<u>阿 区分3</u>	三 区分4	<u> </u>	□ 区分6	② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	四 区分3		(二) 区分 5	(→) 区分6
1, 150単位	463単位	510単位	570単位	833単位	1,120単位		332単位	366単位	409単位	597単位	805単位		284単位	313単位	351単位	512単位	690単位		236単位	262単位	293単位	427単位	575単位		185単位	204単位	228単位	333単位	449単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合一 区分6	\mathbb{H}			○ 区分6	③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	国 <u>区分2以下</u>	回 区分3	三 医分4	□ <u>区分5</u>	☆ 医分6	② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	回 区分3	三 医分4	□ <u>区分5</u>		① 所要時間3時間未満の場合	(5) 利用定員が31人以上40人以下	<u>国 区分2以下</u>	回 区分3	三 医分4	□ 区分5		② 所要時間8時間以上9時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>			口 区分5
782単位	277単位	340単位	497単位	670単位		229単位	253単位	284単位	414単位	558単位		184単位	203単位	226単位	331単位	447単位			536単位	584単位	646単位	915単位	1,211単位		475単位	523単位	584単位	854単位

② 四条時間3時間8人4時間8個2%回○ 区分6	<u> </u>	四 区分3	三 <u>区分4</u>	□ 区分5		① 所要時間3時間未満の場合	(6) 利用定員が41人以上50人以下	<u> 国分2以下</u>	四 区分3	三 区分4	□ 区分 5	○ 区分6	⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	国 区分2以下	四 区分3	三 区分4	□ 区分5		⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(五) 区分2以下	回 区分3	三 区分4	□ 区分5	☆ <u>区分6</u>	所			区分5	
555単位	181単位	198単位	224単位	328単位	445単位			522単位	568単位	629単位	890単位	1,178単位		461単位	507単位	567単位	829単位	1,116単位		450単位	495単位	553単位	808単位	1,087単位		322単位	355単位	<u>579単位</u> 396単位	· · ·

② <u> </u>	<u> </u>		[] 区分5			四 区分3	三 区分4	□ <u>区分5</u>		⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	回 区分3	三 区分4	(二) 区分5		④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>	<u>回 区分3</u>	三 <u>区分4</u>	□ 区分5		③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	<u>国 区分2以下</u>			口 区分5
<u>1,172単位</u> <u>882単位</u>	<u>495単位</u> <u>452単位</u>	561単位	821単位	1. 110単位	441単位	483単位	547単位	800単位	1,082単位		316単位	346単位	393単位	574単位	778単位		271単位	297単位	337単位	493単位	666単位		226単位	247単位	281単位	410単位

○ 四条時間の時間以上 / 時間不同の物目○ 区分 6○ 区分 5	<u> </u>	回 区分3	三 <u>医分4</u>	(二) 区分5		④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	<u> 国 区分2以下</u>	<u>岡 区分3</u>	三 医分4	<u>口 医分5</u>		③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	<u> 国 区分2以下</u>	<u>岡 区分3</u>	三 医分4	□ 区分5		② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	<u> 国 区分2以下</u>	<u>岡 区分3</u>	三 <u>区分4</u>	(二) 区分5		① 所要時間3時間未満の場合	(7) 利用定員が51人以上60人以下		四 区分3	三 区分4
<u>1,049単位</u> <u>775単位</u>	310単位	343単位	384単位	557単位	754単位		266単位	294単位	330単位	477単位	647単位		222単位	245単位	276単位	398単位	539単位		178単位	197単位	221単位	319単位	431単位			513単位	556単位	623単位

③	田 区分2以下	(E) 区分4 (E) 区分4		(一) 区分6	四 <u> </u>		三 区分4	<u>口 区分5</u>		① 所要時間3時間未満の場合	(8) 利用定員が61人以上70人以下	五 区分2以下	<u> </u>	三 区分4	□ 区分5		② 所要時間8時間以上9時間未満の場合	<u> 国分2以下</u>	<u>闽 区分3</u>	$\exists \underline{\boxtimes} \underline{\beta} \underline{4}$	□ 区分5	☆ <u>図分6</u>	⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合			(三) 区分4
<u>633単位</u> <u>472単位</u>	220単位	274単位 943単分	393単位	527単位	1/0早业	195単位	219単位	314単位	421単位			503単位	549単位	609単位	858単位	1,140単位		442単位	488単位	547単位	797単位	1,078単位		429単位	475単位	533単份

例 利用定員が71人以上80人以上① 所要時間3時間未満の場合☆ 区分6○ 区分5	回 図分6 回 図分5 回 図分4 日 図分2以下	□ 区分6□ 区分5□ 区分4回 区分3匝 区分2以下① 所要時間8時間以上9時間未満の場合	 三 区分4 四 区分3 五 区分2以下 4 所要時間5時間以上6時間未満の場合 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分3 ○ 所要時間6時間以上7時間未満の場合 ○ 区分6 ○ 区分6 ○ 区分6 ○ 区分5 ○ 区分4 ○ 区分5 ○ 区分5 ○ 区分3 ○ 所要時間7時間以上8時間未満の場合
<u>413単位</u> 309単位	1, 115単位 <u>847単位</u> <u>605単位</u> <u>545単位</u> <u>499単位</u>	1,054単位 786単位 544単位 484単位 438単位	327単位 291単位 264単位 738単位 550単位 339単位 307単位 530単位 471単位 426単位

型	□ 図分5□ 図分4□ 図分3	用		 図分6 図分5	<u>国 区分2以下</u> <a>④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合		□ 区分6□ 区分5	<u>国 区分2以下</u> <u>③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>国 区分3</u>		② 所要時間3時間以上4時間未満の場合() F) 。	<u> 国 区分2以下</u>	
1,027単位 766単位 529単位	745単位 516単位 459単位 415単位	1,000単位	331単位	720単位 538単位 372単分	257単位	319単位 285単位	<u>618単位</u> <u>461単位</u>	215単位	237単位	384単位 967単位	7.17 % /-	<u>191単位</u>	214単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合台 区分6 区分5 区分4		」)	<u>図 区分3</u> 田 <u>区分2以下</u>	 区分 5 区分 4	② <u> </u>	<u>国 区分3</u> <u>国 区分2</u>	 区分 5 区分 4	<u>Ⅲ 利用ル貝が81人以上</u> ① <u>所要時間3時間未満の場合</u> (→) 区分6	田 区分2以 到田 章目 ※ 8.1	回 区分 4回 区分 3	 区分6 区分5	図 区分3五 区分2以下② 所要時間8時間以上9時間未満の場合
713単位 532単位 367単位	315単位 283単位 254単位	611単位 456単位	<u>235単位</u> <u>212単位</u>	381単位 264単位	510単位	<u>189単位</u> <u>171単位</u>	306単位 211単位	408単位	487単位	<u>590単位</u> 532単位	<u>1, 088単位</u> <u>828単位</u>	471単位 425単位

<u>二</u> 経		(削る)
(2)	859単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(II)
(1)	697単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(1)
> 基		ハ 基準該当生活介護サービス費
(2)	859単位	(2) 共生型生活介護サービス費(11)
(1)	697単位	(1) 共生型生活介護サービス費(1)
北		ロ 共生型生活介護サービス費
	485単位	<u>国 区分2以下</u>
	531単位	回 区分3
	584単位	三 <u>区分4</u>
	821単位	□ 区分5
	1,078単位	
		② 所要時間8時間以上9時間未満の場合
	423単位	国 <u>区分2以下</u>
	470単位	回 区分3
	523単位	三 区分4
	759単位	□ 区分5
	1,017単位	(土) 区分6
		⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合
	411単位	<u> 国分2以下</u>
	457単位	回 区分3
	510単位	三 区分4
	739単位	□ 区分 5
	991単位	☆ 医分6
		⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合
	297単位	<u> 国 区分2以下</u>
	329単位	回 区分3

は生型生活介護サービス費

共生型生活介護サービス費(I)

共生型生活介護サービス費(II)

854単位 693単位

甚準該当生活介護サービス費

基準該当生活介護サービス費(I)

693単位

基準該当生活介護サービス費(11)

854単位

給付費単位数表」という。 別表障害児入所給付費単位数表(第9において「障害児入所 額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号) ころにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の 経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めると の第1に掲げるそれぞれの所定

サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス 及び障害支援区分に応じ ((5)に該当する場合にあっては 数とし、複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及 所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する する多機能型事業所をいう。)である指定生活介護事業 護」という。)を行った場合に、利用定員(多機能型事 生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定 いう。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定 77条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」と 該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 定する指定生活介護等 ス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉 体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービ とする。第10から第14までにおいて同じ。)、所要時間 等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数 ービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設 施設基準」という。)第2条第16号に掲げる昼間実施サ 平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計 指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては一 業所(指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定 する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該当生活介 活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生 区分5とみなして、利用定員及び所要時間に応じ)、 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団 イ及びくについては、次の(1)から(5)までのいずれかに という。 又は指定障害者支援施設の注6に規 (注1の5に規定する共生型生活

単位数に100分の94を乗じて得た単位数

護」という。)を行った場合に、利用定員(多機能型事 いう。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定 <u>注1の2</u>に規定する共生型生活介護を除く。<u>注5</u>におい 指定障害者支援施設の<u>注7</u>に規定する指定生活介護等 特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は 規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「 護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に 算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介 みなして、利用定員に応じ)、1日につき所定単位数を 接区分に応じ ((5)に該当する場合にあっては、区分5と 等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数 施設基準」という。)第2条第16号に掲げる昼間実施サ 平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 数とし、複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及 指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては一 所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する する多機能型事業所をいう。) である指定生活介護事業 業所(指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定 する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該当生活介 生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定 活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う 77条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」 該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 とする。第10から第14までにおいて同じ。)及び障害支 ービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設 体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかに

介護を除く。<u>注4</u>において同じ。)の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

 $(1)\sim(5)$ (略)

活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単 <u>若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生</u> 者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス 計画をいう。 のぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を 設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくは 位数を算定する。 設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計 以下同じ。 替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項 指定障害福祉サービス基準第223条第1項において読み 障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護 祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定 行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ ご規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。 現に要した時間ではなく、生活介護計画(指定障害福 又は施設障害福祉サービス計画 に位置付けられた内容の指定生活介護、 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施 以下同じ。)、特定基準該当障害福祉サービス計画 (特定基準該当生活介護に係る計画に限る (以下「生活介護計画等」とい (指定障害者支援施 指定障害

103 イの(1)及び(2)については、重症心身障害者につき 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。 以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する 指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に 規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定 生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指

て同じ。)の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(新設)

定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護 又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1日に つき所定単位数を算定する。

○ 4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護工法・
 生活介護又は特定基準該当生活介護については、イの(1)のの、(2)のの、(3)のの、(4)のの、(5)のの、(6)のの、(7)のの、(8)のの、(9)のの及び(0)ののは算定しない。

1<u>05·106</u> (器

2・3 (押 (削る)

4 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びへに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

1) (暴)

2) <u>注6</u>に規定する指定生活介護等の提供に当たって、 指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第 1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58 条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、 <u>生活介護計画等</u>が作成されていない場合 次に掲げる 場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

<u>1の2・1の3</u> (累)

2・3 (累)

- 三については、別に厚生労働大臣が定める者に対して 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと して都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設におい て、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利 用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき 所定単位数を算定する。
- 5 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びへに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(器)

2) 注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、 指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第 1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58 条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、 生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項

- (3) 前 3 月における共生型生活介護の事業を行う事業所 (以下「共生型生活介護事業所」という。)又は基準 該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活 介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時 間(前 3 月において当該利用者が当該共生型生活介護 事業所又は基準該当生活介護事業所<u>を利用した</u>時間の 合計時間を当該利用者が当該共生型生活介護 は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得 た時間をいう。)が5時間未満の利用者の占める割合 が100分の50以上である場合 100分の70
- 5 口及び小については、指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第89条第3号に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 7 (器)

に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障 害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第 223条第1項において準用する指定障害福祉サービス 基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス 上ビス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活 介護に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス 計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる場合

(器) (器)

-)前3月における<u>指定生活介護事業所、</u>共生型生活介護の事業を行う事業所(以下「共生型生活介護事業所」という。)又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該<u>指定生活介護事業所、</u>共生型生活介護事業所所以は基準該当生活介護事業所の平均利用時間(前3月において当該利用者が当該<u>指定生活介護事業所の利用時間(前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所の利用と</u>生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所<u>の利理した</u>時間の合計時間を当該利用者が当該<u>指定生活介護事業所の利理を当該利用者が当該指定生活介護事業所の利用者の</u> 該事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。)が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70
- 6 イからハまでについては、指定障害福祉サービス基準 第89条第3号(指定障害福祉サービス基準第93条の5及 び第223条において準用する場合を含む。)に規定する 運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定め る基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働 大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

・8 (器)

- 8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算する。
- 9 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第 223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基 準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場 合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定 単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2 第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項<u>又は第3項</u>に規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準</u>第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 11 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第 223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基 準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に 規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

<u>12·13</u> (略)

(新設)

(新設)

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第323条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者連を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

803・9 (器)

2 人員配置体制加算

✓ 人員配置体制加算(I)

- (1) 利用定員が20人以下
- 》)利用定員が21人以上60人以下

263単位 245単位

321単位

) 利用定員が61人以上

<u>口</u> 人員配置体制加算(II)

- $(1)\sim(3)$ (略)
- △ 人員配置体制加算(Ⅲ)(1)~(3) (略)
- (1)~(3) (器)

三 人員配置体制加算(N)

者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。 支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又 若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者 数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所 分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の 適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 注1の(1)又は(2)に該当する者に限る。注2から注4まで 活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用 方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活 指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1の において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該 はのぞみの園が行う生活介護に限る。) の単位(指定生 こおいて同じ。) に対して、1日につき所定単位数(地 は特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数と

を加算する。

指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあ

介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は

人員配置体制加算 (新設)

✓ 人員配置体制加算(I)

(1) \sim (3) (路)

□ <u>人員配置体制加算(I)</u> (1)~(3) (略)

<u>入 人員配置体制加算(II)</u>

(1)~(3) (略)

- 2 等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965 サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護 事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉 つき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護 護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日に 指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介 のぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、 援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又は の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若 算定している場合は、算定しない。 に相当する単位数とする。)を加算する。<u>ただし、イを</u> しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支 た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若し 適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数 は特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分 <u>ロ</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に
- 3 二については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは年定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日に
 - 護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に とする。) を加算する, めっては、 活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又 地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生 の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。 生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者 (1の注1 いて、指定生活介護等の提供を行った場合に、 対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。 ぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介 施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はの 合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若し た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若し 適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 3において同じ。) くは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援 6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に は特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分 所定単位数の1000分の965に相当する単位数 _に対して、1日につき所定単位数 注2及び注 当該指定
- 2 旦については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護者しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護事業に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につ

等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965 サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護 事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉 つき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護 <u>はロ</u>を算定している場合は、算定しない。 に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、<u>イヌ</u>

965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、 供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定 適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の 方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活 員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地 た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提 三については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に <u>ロ又はハ</u>を算定している場合は、算定しない。

ω 福祉専門職員配置等加算

~ ~ > > (器)

注1·2 (瑟)

ယ のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活 介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に へについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する 1日につき所定単位数を加算する。

- 302 常勤看護職員等配置加算
- 利用定員が5人以下
- 利用定員が6人以上10人以下
- 利用定員が11人以上20人以

28単位 30単位 32単位

> 業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サ 合において、1を算定している場合は、算定しない。 相当する単位数とする。)を加算する。ただし、<u>この場</u> の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に ービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等 き所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事

965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、 介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の 方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活 員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地 適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 <u>この場合において、イ又はロ</u>を算定している場合は、算 供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定 た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提 二については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

福祉専門職員配置等加算

ω

\ \ \ \ \ \ \ \ (器)

注1·2 (思

ယ のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活 専門職員配置等加算(11)を算定している場合は、 介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する 1日につき所定単位数を加算する。 ただし、

 $(1) \cdot (2)$

- 302 常勤看護職員等配置加算
- 常勤看護職員等配置加算(1
- 利用定員が20人以下

利用定員が21人以上40人以下

28単位

19単位

十	(上头 化) 女工日 古老 口 寄车化 化手卡	Z	
ロの常勤看護職員等配置加算(II)又はハの	する。ただし、ロの常勤看護職	数に常勤換算方法で算定した看護職員の数(小数点以下は	数に常勤換算方法で算定した
こつき、所定単位数を加算	単位の利用定員に応じ、1日につき	応じ、1日につき、所定単位	活介護等の単位の利用定員に応じ、
、当該指定生活介護等の	指定生活介護等を行った場合に	を行った場合に、当該指定生	る者に対して指定生活介護等を行った場合に
届け出た指定生活介護事業所等において、	<u>は市町村長に届け出た指定生活</u>	て、別に厚生労働大臣が定め	指定生活介護事業所等において、
上配置しているものとして都道府県知事又	。)で1人以上配置しているも	ているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た	しているものとして都道府県
i算方法をいう。以下同じ	準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ	以下同じ。)で1人以上配置	定する常勤換算方法をいう。以下同じ。
準第2条第16号又は指定障害者支援施設基	祉サービス基準第2条第16号又	条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に規	2条第16号又は指定障害者支
計 動換算方法(指定障害福	注1 イについては、看護職員を常勤換算方法	(指定障害福祉サービス基準第	注 看護職員を常勤換算方法 (
18単位	(5) 利用定員が81人以上		
24単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下		
33単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下		
57単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下		
84単位	(1) 利用定員が20人以下		
	<u>八</u> 常勤看護職員等配置加算(II)		
12単位	(5) 利用定員が81人以上		
16単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下		
22単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	6 単位	(10) 利用定員が81人以上
38単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	8単位	(9) 利用定員が71人以上80人以下
56単位	(1) 利用定員が20人以下	10単位	(8) 利用定員が61人以上70人以下
	<u>口</u> 常勤看護職員等配置加算(II)	11単位	(7) 利用定員が51人以上60人以下
6 単位	(5) 利用定員が81人以上	<u>15単位</u>	(6) 利用定員が41人以上50人以下
8単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>19単位</u>	(5) 利用定員が31人以上40人以下
11単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	24単位	(4) 利用定員が21人以上30人以下

切り捨て)を乗じて得た単位数を加算する。

常勤看護職員等配置加算冊を算定している場合は、算定

ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配

しない。

(当る)

該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、

所定単位数を加算する。

ただし、ハの常勤看護職員等

1日につき

が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、 出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣 置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け

(当る)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(!

<u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)</u>

<u>イについては、</u>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度

者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者 って、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する 護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であ 有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて 障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を る指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚 の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)であ 活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算 村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生 た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町 法で、<u>当該指定生活介護等の</u>利用者の数を<u>40</u>で除して得 号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若 得た数とする<u>。注2において同じ</u>。)が当該指定生活介 しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方 しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若 指定障害福祉サービス基準第78条、 第93条の2第1

2 ロについては、 視覚障害者等である指定生活介護等の

配置加算∭を算定している場合は、算定しない。

生労|働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った 出た指定生活介護事業所等において 置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け くだしいては、 当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、 看護職員を常勤換算方法で3人以上配 2人以上の別に厚

田につき 所定単位数を加算する

イなのくまだにしいたは、 算定しない。 1の注5の(1)に該当する場 41単位

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設)

51単位

配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た サービス基準第78条、 の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視 者の数 行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を 数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に 障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員 視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉 覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら <u>用者数</u>に2を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等 障害のうち2以上の障害を有する利用者については、<u>当該利</u> 下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以 第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定 (重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的 第93条の2第1号、第93条の3第2号

護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、 の30を乗じて得た数以上であって、 利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分 の利用者の数を20で除して得た数以上配置しているもの 障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める 93条の4第4号 の生活支援に従事する従業者を、 思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等 日につき所定単位数を加算する。 員配置に加え、 <u>、て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介</u> 第93条の2第1号 常勤換算方法で、当該指定生活介護等 第220条括しへ 、 は附則第4条又は指定 第93条の3第2号、 指定障害福祉サービス 視覚障害者等との意

402 高次脳機能障害者支援体制加算

乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設 用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を 届け出た指定生活介護事業所等において、 基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に 行った場合に 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利 <u> 日につき所定単位数を加算する。</u> 指定生活介護等を 41単位

 $5\sim7$

702 重度障害者支援加算

(器)

重度障害者支援加算(11)

重度障害者支援加算(11)

法で3人以上配置しているものに限る。)として都道府 以上の員数を配置しているもの_(看護職員を常勤換算方 加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数 県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等に <u>算</u>を算定している指定生活介護事業所等であって、当該 人員配置体制加算(11)及び3の2の常勤看護職員等配置加 イについては、2のイの人員配置体制加算(1)又はロの

 $5\sim7$

702 重度障害者支援加算

(瑟

重度障害者支援加算(II)

180単位 360単位

(新設)

7単位

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(I)

及び3の いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指 者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生 定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害 る生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置して 生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要とな 2のハの常勤看護職員等配置加算(型)を算定している指定

おいて、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、
- 1日につき所定単位数を加算する。
- 3 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する
- | ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定生活 <u>介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日</u> から起算して180日以内の期間について、更に1日につ き所定単位数に500単位を加算する。
- 5 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。
- 6 八については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支

活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位 数を加算する。

- ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 一の重度障害者支援加算(II)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。(新設)
- 在3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合 度障害者支援加算(11)を算定している場合は、加算しない 1月につき所定単位数を加算する。 ロの重

長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生 労働大臣が定める者に対し、 基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村 、護事業所等であって ハの重度障害者支援加算[|||が算定されている指定生活 更に1日につき所定単位数に150単位を加算する 、別に厚生労働大臣が定める施設 指定生活介護等を行った場

- き所定単位数に400単位を加算する。 から起算して180日以内の期間について、 介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日 <u>ハの重度障害者支援加算∭が算定されている指定生活</u> 更に1日につ
- ついては、 180日以内の期間について、 こ200単位を加算する。 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等に 当該加算の算定を開始した日から起算して 更に1日につき所定単位数
- 設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。 <u>イからハまで</u>については、指定障害者支援施設等が施

(瑟

10 食事提供体制加算

規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同 のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給 福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サー 世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に 決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の 法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害 30単位

(新設)

(新設)

所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。 <u>イ及び口</u>については、指定障害者支援施設等が施設入

8 • 9 瑟

10 食事提供体制加算

のうち、支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給 規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同 決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の 法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者 福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サー 世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害

町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生 年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による <u>する</u>食事の提供を行った場合に、<u>令和9年3月31日</u>までの間 活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市 事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提 介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又 の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活 所する者を除く。) 又は低所得者等である基準該当生活介護 を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入 者等」という。)であって生活介護計画等により食事の提供 同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得 定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに 金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特 掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該 厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に 社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年 第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定に 市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法 は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護 よって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、 1日につき所定単位数を加算する

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- 2) <u>食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</u>
- (3) 利用者ごとの体重又はBMI(次の算式により算出した 値をいう。以下同じ。)をおおむね6月に1回記録してい ステト

算する。 町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生 の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活 所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護 者等」という。)であって生活介護計画等により食事の提供 同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得 年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による 活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市 事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提 介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又 を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入 定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに 金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特 掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該 厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に 社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年 第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定に 市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法 は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護 よって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、 <u>生労働大臣が定める日</u>までの間、1日につき所定単位数を加

(新設)

BM I =体重 (kg) / 身長 (m) ²

延長支援加算

- 9時間以上10時間未満の場合
- 2 10時間以上11時間未満の場合
- |1時間以上12時間未満の場合

(3)

300単位 400単位

12時間以上

200単位

所等において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、 活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を 続き日常生活上の世話を行った場合であって、 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以 <u>間の区分に応じて</u>所定単位数を加算する 通算した時間が9時間以上であるときは. 8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った後に引き 上9時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間 て都道府県知事<u>又は市町村長</u>に届け出た指定生活介護事業 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとし 当該通算した時 当該指定生

12 送迎加算

れている場合を除く。)を除く。以下この12において同 の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行わ 護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条 公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介 事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場 施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対し 生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地 型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方 じ。) において、利用者 (当該指定生活介護事業所、共 して都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護 又は隣接する指定障害者支援施設を利用する

延長支援加算

延長時間 1 時間未満の場合

100単位

延長時間1時間以上の場合

92単位 61単位

(新設)

(新設)

所定単位数を加算する 当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、 て都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとし に対して、<u>生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行</u> 利用者(施設入所者を除く。以下この注において同じ

12 送迎加算

ロ・ブ

れている場合を除く。)を除く。以下この12において同 設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数 護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施 の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行わ 護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条 公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介 型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方 12において同じ。) に対して、その居宅等と指定生活介 じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この して都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと

でに、 片道につき所定単位数を加算する。

2 • 3

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

注1 、所定単位数を加算する の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、 おいて、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次 当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に 障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に 指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の イ及びロについては、指定障害者支援施設等において

$(1) \cdot (2)$ (器)

 $2\sim4$ (器)

13002就労移行支援体制加算

(器)

- 利用定員が31人以上40人以下 利用定員が21人以上30人以下 利用定員が<u>51人以上60人以下</u> 利用定員が41人以上50人以下 20単位 14単位 10単位 18単位
- 利用定員が61人以上70人以下
- 利用定員が7<u>1人以上80人以下</u>

利用定員が81人以上

支援を一時的に必要とするものが、 所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職か 事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し 該指定生活介護等を受けた後、 所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、 らの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための 後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型 就労を継続している期間が6月に達した者 (通常の事業 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた 就労を継続している期間が 当該指定生活介護事業 6単位

\sim

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

ロ・ト

注1 当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、 おいて、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次 障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に 指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の 所定単位数<u>に代えて算定する</u> イ及びロについては、指定障害者支援施設等において

$(1) \cdot (2)$ (器)

 $2\sim4$ (翠

13002就労移行支援体制加算

(器)

П

利用定員が21人以上40人以下

利用定員が41人以上60人以下

利用定員が<u>61人以上80人以下</u>

利用定員が81人以上

6単位

7単位 10単位 18単位

(新設)

7単位 8単位

(新設)

(新設)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた いて、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指 いう。) が前年度において1人以上いるものとして都道府 が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」と 所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算す 定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた 県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等にお 事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間 後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型

町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就 護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援 6月に達した者) 定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単 事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日 労定着者」という。)が前年度において1人以上いるもの につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用 として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護 体制加算が算定された者にあっては、 位数を加算する。 (過去3年間において、当該指定生活介 都道府県知事又は市

13 O 3入浴支援加算

(新設)

80単位

提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介 所定単位数を加算する。 護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設に おいて、 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を 当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき

13004喀痰吸引等実施加算

30単位

為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場 る者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、 指定生活介護事業所等において 1月につき所定単位数を加算する。 別に厚生労働大臣が定め 登録特定行

13005栄養スクリーニング加算

(新設)

5単位

護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利 き所定単位数を加算する。 用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介 1回ごろ

13006栄養改善加算

県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等におい 対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして都道府 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に 200単位

サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者につ の栄養状態の評価の結果、 の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以 的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者 内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算す 養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以 いては、引き続き算定することができる。 「栄養改善サービス」という。 栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者 低栄養状態が改善せず、 を行った場合は、 栄養改善 当該栄

- 管理栄養士を1名以上配置していること。 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により
- が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも 配慮した栄養ケア計画を策定していること。 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、 管理栄養士等
- 用者の居宅に訪問し 行っているとともに、 ていること。 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利 利用者の栄養状態を定期的に記録し 管理栄養士等が栄養改善サービスを
- ていること。 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し

1307 緊急時受入加算

100単位

単位数を加算する。 態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの 要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、 所等において、利用者(施設入所者を除く。)の障害の特性 に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事)て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと 1日につき所定

13008 集中的支援加算

(新設)

別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合におい 広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、 1,000単位

はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

.4 福祉·介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)
- 口 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(m) 1から<u>13の8</u>までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)

5 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

福祉・介護職員処遇改善加算

- 照別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 、 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>13の2</u>までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)
- へ 福祉・介護職員処遇改善加算(m) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)

15 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

あっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合に

- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数(福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から13の8
- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算(11) 1から13の8
- 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- <u>の8</u>までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位 数を所定単位数に加算する。 生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13 業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

얦7 短期入所

短期入所サービス費(1日につき 福祉型短期入所サービス費

- 福祉型短期入所サービス費([
- 区分6
- 区分5
- 区分4
- 区分3
- 区分1及び区分2
- 福祉型短期入所サービス費(1)
- 区分6
- 区分5
- 区分4

- あっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合に
- 位数) 指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2
- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

16

注 <u>の2</u>までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13 業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定 として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事 数を所定単位数に加算する。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

鮱7 短期入所

短期入所サービス費(1日につき

福祉型短期入所サービス費

- 福祉型短期入所サービス費(I)
- 区分6

923単位 784単位

区分 5

767単位

903単位

- 区分4
- 区分3

583単位 648単位

509単位

- 区分1及び区分2

498単位 570単位 634単位

- 福祉型短期入所サービス費(1)
- 区分6

602単位

318単位 527単位

区分5 区分4

> 516単位 589単位

311単位

(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費(1)	三 区分1	(二) 区分2	() 区分3	(8) 福祉型強化短期入所サービス費(10)	三 区分1	(二) 区分2	(→ 区分3	(7) 福祉型強化短期入所サービス費(II)) 医分1及び医分2	四 区分3	三 区分4	□ 区分5	() 区分6	(6) 福祉型強化短期入所サービス費(11)) 区分1及び区分2	(四) 区分3	三 区分4	(二) 区分5	→ 区分6	(5) 福祉型強化短期入所サービス費(1)	三 区分1	(二) 区分2	() 区分3	(4) 福祉型短期入所サービス費(17)	三 区分1	(二) 区分2	() 区分3	(3) 福祉型短期入所サービス費(11)	(五) 区分1及び区分2	(四) 区分3
	412単位	521単位	770単位		752単位	858単位	1,026単位		413単位	483単位	559単位	770単位	844単位		751単位	824単位	889単位	1,026単位	1,164単位		173単位	279単位	527単位		509単位	615単位	784単位		173単位	240単位
(新設)	三 医分1	(二) 区分2	○ 区分3	(8) 福祉型強化短期入所サービス費(バ)	(三) 区分1	(二) 区分 2	(→ 区分 3	(7) 福祉型強化短期入所サービス費(11)	(五) 区分1及び区分2	四 区分3	(三) 区分4	(二) 区分5	→ 区分6	(6) 福祉型強化短期入所サービス費(11)	(五) 区分1及び区分2	四 区分3	(三) 区分4	(二) 区分5	→ 区分6	(5) 福祉型強化短期入所サービス費(1)	三 区分1	□ 区分 2	(→ 区分 3	(4) 福祉型短期入所サービス費(W)	三 区分1	(二) 区分 2	→ 区分3	(3) 福祉型短期入所サービス費(11)	(五) 区分1及び区分2	四 区分3
	370単位	475単位	719単位		700単位	804単位	969単位		370単位	438単位	513単位	719単位	791単位		700単位	772单位	835単位	969単位	1,104単位		169単位	273単位	516単位		498単位	602単位	767单位		169単位	235単位

区分1以上に該当する利用者が、	注1 (略) 2 イの(2)については、区分1以上に該	利用者が、	注1 (略) 2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が.
235単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(II)	240単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(II)
767単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(1)	784単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(1)
	ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費
デス費(II) <u>436単位</u>	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	471単位	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(11)
965単位		1,013単位	
、ス費(I)	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(1)		(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(1)
₹(II) <u>235単位</u>	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(II)	240単位	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(11)
[₹] (I) <u>767単位</u>	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(1)	784単位	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(1)
	ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費
1,266単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(W)	1,328単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(11)
1,943単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)	2,020単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)
2,070単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(W)	2,150単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(W)
1,646単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(11)	1,723単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(三)
2,636単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(1)	2,735単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(11)
2,835単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(1)	2,938単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(1)
	ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費
1,747単位	(3) 医療型短期入所サービス費(11)	1,826単位	(3) 医療型短期入所サービス費(II)
2,762単位	(2) 医療型短期入所サービス費(11)	2,864単位	(2) 医療型短期入所サービス費(11)
3,010単位	(1) 医療型短期入所サービス費(1)	3,117単位	(1) 医療型短期入所サービス費(1)
	ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費
		714単位	(三) 区分1
		816単位	
		977単位	
	(新設)		(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費(II)
		715単位	<u> 国 区分1及び区分2</u>
		784単位	<u>闽 区分3</u>
		846単位	三 <u>医分4</u>
		977単位	
		1,107単位	
_		_	

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)、第11の1の2の注1に規定する指定計算)、第11の1の2の注1に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1の注1に規定する基準該当就労継続支援B型(以下この1において「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 (黙)

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援(指定通所支援基準第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)、共生型通所支援(指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。)又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス(以下この1において「指定通所支援等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

402~405 (器)

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第12の1の注1に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)、第12の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1の立に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1の立に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1の立に規定する基準該当就労継続支援B型(以下この1において「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する

(悪)

。)又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該 きそれぞれ所定単位数を算定する。 いて、指定短期入所事業所において指定短期入所を行っ おいて「指定通所支援等」という。)を利用した日にお 規定する基準該当放課後等デイサービス (以下この1に 当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に 24年厚生労働省令第15号) 利用者が、指定通所支援 た場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につ 2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ 支援の事業等の人員、 <u>という。)</u>第2条第3号に規定する指定通所支援をいう 以下同じ。)、共生型通所支援(指定通所支援基準第 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する 設備及び運営に関する基準(平成 (児童福祉法に基づく指定通所 **分**元 「指定通所支援基準」

4の2~4の5 (器)

4の6 4の(9)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4の7 4の100については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)、(8)又は19)の算定対象となる利用者については、算定しない。

5~15の2 (累)

15の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から滅算する。

| 15の4 | 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の | 4において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の | 2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定 | 単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から | 減算する。

15の5 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

5~15の2 (緊)

(新設)

(新設)

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準

15006 の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算す 2に規定する基準を満たしていない場合は、 4において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の

15007

15008 200単位を加算する。 者の生活の状況等を把握するため、 100単位を加算する。この場合において、平時から利用 期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に 定短期入所等」という。)を行った場合に、当該指定短 者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指 出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以 所等の利用を開始した日について、 規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以 等の従業者のうち、 下「指定短期入所事業所等」という。)において、利用 施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け 上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める 指定短期入所等を行った場合に、 市町村及び法第77条第3項第1号に 指定短期入所事業所 更に所定単位数に 当該指定短期入

 $16 \cdot 17$ (器)

2 · 2 Ø 2 (器)

203 医療的ケア対応支援加算

家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、 看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども ービス費を算定している指定短期入所事業所等において、 ス費又は二の(1)若しくは(2)の共生型短期入所(福祉型)サ 1のイの(1)、(2)、(3)若しくは(4)の福祉型短期入所サービ 指定短期 120単位

> (新設) を満たしていない場合であっても、減算しない。

15004

15005単位数に100単位を加算する。 <u>期入所等の利用を開始した日について、1日につき</u>所定 定短期入所等」という。)を行った場合に、当該指定短 者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指 出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以 施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け 下「指定短期入所事業所等」という。)において、利用 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める

2 · 202 (器)

2の3 医療的ケア対応支援加算

120単位

強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等にお 対して指定短期入所等を行った場合に、 ビス費又は1の二の(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サー 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に 1日につき、

入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算す

が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、 所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所 業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣 につき、所定単位数を加算する。 (福祉型強化)サービス費を算定し ビス費、 1 O I O(5)1のイの(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入 、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サ ている指定短期入所事

2004重度障害児・障害者対応支援加算

30単位

の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単 <u>所サービス費</u>を算定している指定短期入所事業所等において 位数を加算する。 用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分 区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利 1のイの福祉型短期入所サービス費又は二の共生型短期入

重度障害者支援加算

重度障害者支援加算([

50単位

重度障害者支援加算(II)

30単位

- 期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短 に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロ 援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合 の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支 <u>イについては、</u>指定短期入所事業所等において、第8
- 2 <u>道府県知事に届け出た</u>指定短期入所事業所等において、 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生 <u>イの重度障害者支援加算(1)が算定されている指定短期</u>

位数を加算する。

2004重度障害児·障害者対応支援加算

30単位

所定単位数を加算する。 <u>強化)サービス費</u>を算定している指定短期入所事業所等にお 100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、 る利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に いて、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当す ビス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型 <u>1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入</u>所サー

ω 重度障害者支援加算

50単位

(新設)

- のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特 定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しな 所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1 者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき 定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある 指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規
- 臣が定める者が、 業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大 ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たし 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事 第8の1の注1の(2)に規定する別にこ

別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、 区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用 者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

- 3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって 、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た 指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官 及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を 行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加 質する。
- 4 口については、指定短期入所事業所等において、区分 4以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合 。注5において同じ。)に該当し、かつ、第8の1の注 1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して 指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数 を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(1)を算定 している場合は、加算しない。
- 大所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生 大所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、 区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定 する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所 等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位 を加算する。
- <u>注5が算定されている指定短期入所事業所等であって</u> 、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設

<u>ている利用者</u>に対し、指定短期入所等を行った場合に、 更に1日につき所定単位数に<u>10単位</u>を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た 指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官 及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を 行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加 筒する

4 (髭)

5 医療連携体制加算

イ〜ジ (器)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費工しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のつの医療型短期入所サービス費、1のつの医療型特定短期入所サービス費で、1の二の(3)若しくは(4)の共生型短期入所 (福祉型強化) サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。

2~6 (髭)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に<u>喀痰吸引等</u>に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費者しくは(9)若しくは(10)

(聚)

5 医療連携体制加算

イ〜リ (器)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1の口の医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所サービス費若しくは1のニス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。

2~6 (累)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に<u>喀痰吸引等</u>に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期

短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サ の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型 ービス費を算定している場合は、算定しない。

6 · 7 (翠)

 ∞ 食事提供体制加算

の間、1日につき所定単位数を加算する。 <u>適合する</u>食事の提供を行った場合に、<u>令和9年3月31日</u>まで 当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該 事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又 短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であるこ 入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食 と又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当

いること。 管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認して 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、

- ていること。 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録し
- していること。 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録
- 緊急短期入所受入加算
- 緊急短期入所受入加算([]
- 緊急短期入所受入加算(II)

注1・2 (略)

 $10 \sim 13$ (器)

13002 医療型短期入所受入前支援加算

医療型短期入所受入前支援加算([

医療型短期入所受入前支援加算(I

イについては、 1の口を算定している指定短期入所事

> ス費を算定している場合は、算定しない。 入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービ

 ∞

6 · 7

 ∞ 食事提供体制加算

注

事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又 当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別 は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該 短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であるこ <u>にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日</u>までの間、 入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食 と又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当

1日につき所定単位数を加算する

(新設)

(新設)

(新設)

緊急短期入所受入加算

緊急短期入所受入加算([]

緊急短期入所受入加算(1

270単位 180単位

500単位 270単位

注1·2

 $10 \sim 13$

(新設)

1,000単位 500単位

業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大 短期入所等を行った場合に、 臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、 を算定している場合には、 た目について、 所定単位数を加算する。 算定しない 当該指定短期入所等を開始 ただし 指定

<u>短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始</u> 臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定 業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大 、を算定している場合には、 た日について、所定単位数を加算する。 ロについては 1のロを算定している指定短期入所事 算定しない。

$13\mathcal{O}3$ 集中的支援加算

集中的支援加算(I)

集中的支援加算(1)

1,000単位 500単位

日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に 臣が定める者の状態が悪化した場合において、 電話装置等を活用して、 援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、 って集中的に支援を行ったときに、 回を限度として所定単位数を加算する イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大 当該広域的支援人材が中心とな 当該支援を開始した 又はテレビ 広域的支

等から受け入れ、 臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動 算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加 障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設 所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定 保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期ス 障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確 口については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大 した場合に、 当該支援を開始した日の属する月から起 当該利用者に対して集中的な支援を実

14 福祉·介護職員処遇改善加算

- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>13の3</u>までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- 15 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

14 福祉·介護職員処遇改善加算

- 主 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 、 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより第 定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から13までにより 定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- 15 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

- イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A型、就労継続支援 B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合
-) 所要時間 1 時間未満の場合

204単位

- (2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 <u>305単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>101単</u>位を加算した単位数
- (3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,514単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>99単</u>位を加算した単位数
- ロ 短期入所を提供した場合 (1日につき)
- ハ 共同生活援助(指定障害福祉サービス基準<u>第213条の12</u>に 規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を 提供した場合(1日につき) 1,019単位

浜1 (累)

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者(指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。)が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援産者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合
- 所要時間 1 時間未満の場合

203車

-)) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 <u>303単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>100単</u> 位を加算した単位数
- (3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>98単位を加算した単位数</u>
- ロ 短期入所を提供した場合(1日につき)

ハ 共同生活援助(指定障害福祉サービス基準<u>第213条の2</u>に 規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を 提供した場合(1日につき) 1,003単位

注1 (器)

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者(指定重度障害者等包括支援の当まで、。)が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援で事質定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

- $3\sim7$
- 数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算 ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー
- 基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する に相当する単位数を所定単位数から減算する。 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する
- 100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項 に規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位数の</u> 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する
- する単位数を所定単位数から減算する。 満たしていない場合は、 指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する 所定単位数の100分の1に相当
- 瑟
- 有資格者支援加算

用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、利 60単位

等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、 動援護を提供した場合に限る。 日につき所定単位数を加算する。ただし、 指定重度障害者 同行援護又は行

- $202\sim208$ (瑟)
- 209 外部連携支援加算

とにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委 指定重度障害者等包括支援事業所が、 第三者に委託するこ 200単位

> $3\sim7$ (新設)

(新設)

年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合 <u>第3項</u>に規定する基準を満たしていない場合は、<u>1日に</u> 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第 3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは であっても、減算しない。 つき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する

(新設)

(翠

(新設)

 $2\sim2007$ (器)

託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について 説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及 び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供 を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者 1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

福祉・介護職員処遇改善加算

- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げるドガルの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>2の9</u>までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>2の9</u>までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から209までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

福祉・介護職員処遇改善加算

- : 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 、 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>2の7</u>までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>2の7</u>までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- へ 福祉・介護職員処遇改善加算(m) 1から<u>2の7</u>までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 主 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

បា 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重 者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定 度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適

施設入所支援

施設入所支援サービス費(1日につき

イ 利用定員が40人以下

- 区分6
- 区分 5
- 区分4
- 区分3
- 区分2以下

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- 区分6
- 区分5
- 区分4

区分3

- 区分2以下

へ 利用定員が<u>51人以上60人以下</u>

区分6

- 区分5
- 区分4
- 区分3
- ニ 利用定員が61人以上70人以下 区分2以下

区分6 区分5

Ŋ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

者等包括支援を行った場合は、1から $\underline{207}$ までにより算定 等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害 した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適

얦9

施設入所支援サービス費(1日につき)

イ 利用定員が40人以下

- 区分6
- 2 区分 5

392単位

463単位

- 区分4

316単位

- 区分3
- 区分2以下

174単位 239単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- 区分6
- 区分5
- 区分4
- 区分2以下

区分3

150単位 189単位 240単位 303単位 362単位

ハ 利用定員が<u>61人以上80人以下</u>

区分6

355単位

区分4 区分 5

235単位 297単位

- 区分 3

147単位

185単位

利用定員が<u>81人以上</u> 区分2以下

区分6

区分 5

252単位 301単位

施設入所支援

-	,
:	
. (
	7
· \	
•	
-	
١	
]	
- 1	
1	
(

459単位

171単位	236単位	312単位	387 甲位

	360単位	
j	並位	

149単位		
	149単位	

135単位	165単位	201単位	251単位	299単位

分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあって	定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分 1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区	イから <u>へまで</u> については、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行 ら協設 1 所も控に係る指定障事類がサービス(以下「指	 	以下	区分6 273単位 区分5 225単位 区分4 181単位	<u> </u>	<u> </u>	<u>202単位</u> <u>166単位</u> <u>137単位</u>
分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあって	定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区	注1 イから二までについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う権勢 7 所も権に係る指令障害領がサービス(以下「指	経過的施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数			(新設)		(3) 区分4 181単位 (4) 区分3 149単位 (5) 区分2以下 128単位 新設) 25

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定

 $(1)\sim(3)$

(当る)

、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に 得た数を算定する。 イから<u>へまで</u>に掲げる施設入所支援サービス費の算定

員に応じ、1日につき所定単位数を減算する 養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定 士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養

管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

利用定員が51人以上60人以下 利用定員が41人以上50人以下

22単位

利用定員が61人以上70人以下

19単位

利用定員が71人以上80人以下

15単位 14単位

配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない 利用定員が81人以上 12単位

利用定員が41人以上50人以下

10単位

利用定員が51人以上60人以下

利用定員が61人以上70人以

9 単位

7 単位

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定

 $(1)\sim(3)$

算定する。 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して 、て都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設におい 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと 令和6年3月31日までの間、 指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ 1日につき所定単位数を

に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に 、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて 得た数を算定する。 イから<u>二まで</u>に掲げる施設入所支援サービス費の算定

$(1) \cdot (2)$

員に応じ、1日につき所定単位数を減算する 養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定 士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養

管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

利用定員が41人以上60人以下

利用定員が61人以上80人以下

22単位

利用定員が<u>81人以上</u>

12単位

15単位

(新設)

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない

利用定員が41人以上60人以下

10単位

利用定員が61人以上80人以下

7単位

利用定員が81人以上

6単位

- 利用定員が71人以上80人以下
- 利用定員が81人以上

7 単位 6単位

(新設)

(新設)

(新設)

数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算 ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位 <u> 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー</u>

を満たしていない場合であっても、減算しない。 31日までの間は、同条第1項及び第2項に規定する基準 単位を所定単位数から減算する。ただし、令和8年3月 に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき 5 指定障害者支援施設基準第24条の3第1項及び第2項

- 満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当 する単位数を所定単位数から減算する。 指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を
- 分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。 定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規
- する単位数を所定単位数から減算する。 満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当 指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を
- 2
- ω 重度障害者支援加算
- (器)
- 重度障害者支援加算(11)
- 重度障害者支援加算個

注1·2

害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、第8 適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障 口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

(新設)

定する基準を満たしていない場合は、 までの間は、 を所定単位数から減算する。 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規 同項に規定する基準を満たしていない場合 ただし、

1日につき5単位 令和5年3月31日

ŋ

(新設)

であっても、

減算しない。

- 瑟
- ω 重度障害者支援加算

(器)

I 重度障害者支援加算(II)

360単位 180単位

7単位

注1·2

(舞設)

害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った 適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障 口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

- の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者 に対して 指定施設入所支援等を行った場合に、1日につ き所定単位数を加算する。
- | ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更と1日につき所定単位数に150単位を加算する。
- 5 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定障害者支援加算(III)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。
- 6 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。
- 7 <u>へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(1)を算定している場合は、加算しない。</u>
- 8 八の重度障害者支援加算(III)が算定されている指定障害 者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

書支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が危力をある基準を満たしている利用者(当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。)に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。

(新設)

直 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

(新設)

(新設)

指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

- 一八の重度障害者支援加算(III)が算定されている指定障害 者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日 から起算して180日以内の期間について、更に1日につ き所定単位数に400単位を加算する。
- 10 注8の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。
- 4 夜間看護体制加算

#OB

- 注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3の重度障害者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に限る。)を乗じて得た単位数を加算する。
- 4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(11)

1 イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。 注2において同じ。)が当該指定施設入所支援等の利用

(新設)

(新設)

夜間看護体制加算

: 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3の重度障害者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、<u>指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u>

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

51単位 41単位

主 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害

<u>の</u>利用者の数を<u>40</u>で除して得た数以上配置しているもの 配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等 害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員 障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専 者の数に<u>100分の50</u>を乗じて得た数以上であって、視覚 き所定単位数を加算する。 おいて、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につ として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障

都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において 者の数を20で除して得た数以上配置しているものとして 援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に 障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支 等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚 等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数 単位数を加算する。 に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者 指定施設入所支援等を行った場合に、 口については、視覚障害者等である指定施設入所支援 常勤換算方法で、 当該指定施設入所支援等の利用 1日につき所定

403 高次脳機能障害者支援体制加算

施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た 30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める た場合に、 指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行っ 用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利 1日につき所定単位数を加算する。 41単位

Ω (瑟)

入院・外泊時加算

0

ロ・ブ

注 1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

> 所定単位数を加算する。 換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置してい 基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤 害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設 者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障 るものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等 において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき

(新設)

IJ (瑟

0 入院・外泊時加算

ロ・ブ

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共 の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。) 規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助 最終日は、 単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び (1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する 団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、 て8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算し 支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の<u>注3</u>に 1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の した場合及び利用者に対して居宅における外泊 の2の<u>注5又は注6</u>に規定する体験的な日中サービス 算定しない。 (第15の

(器)

7 · 8 (翠)

802 地域移行促進加算

地域移行促進加算(II 地域移行促進加算(1

120単位

60単位

(新設)

援に係る指定地域移行支援事業者(指定相談基準第3条 第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。 障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支 1.において同じ。)を利用する場合において、当該指定 援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この<u>注</u> 所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援 、て都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入 (指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものと 所定単位数に代えて算定する。)_との連絡調整その他の相談援助を行った場合に

別に厚生労働大臣が定める施設基準に

> 応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共 の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。 (1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する 団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、 を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算し 規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助 支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の<u>注6</u>に 最終日は、 て8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に 1の2の<u>注8又は注9</u>に規定する体験的な日中サービス 1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、 単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び した場合及び利用者に対して居宅における外泊 算定しない。 (第15の 第15の

(器)

7 · 8 認

802 体験宿泊支援加算

120単位

(新設)

都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利 相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。 <u>項に規定する指定地域移行支援事業者</u>との連絡調整その他の 従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2 用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき 生活に向けたものをいう。以下この<u>注</u>において同じ。)を利 準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での 用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(指定相談基 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして

(新設)

(器)

(新設)	<u>13の4 集中的支援加算</u> / 集中的支援加算 1 non当份
	<u>といえば、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、</u>
	指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に お実施しているものとして都道府県知事に届け出た
(新設)	<u>数を加算する。</u> 13の3 通院支援加算 17単位
	定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日に つき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位
	者支援施設等について、
	活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道
	注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生
	<u> </u>
	区分4
	(1) 区分 6 3 単位
	○ 利用定員が81人以上
	区分2以下
	区分3
	ယ
	文分5

- 単位数を加算する。 して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定
- 利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支 援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間 中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして 悪化した場合において、 な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行 に限り1日につき所定単位数を加算する。 事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、 *(道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的* 口については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が 強度行動障害を有する者への集 、当該

13005障害者支援施設等感染対策向上加算

- 障害者支援施設等感染対策向上加算([
- 障害者支援施設等感染対策向上加算(1
- 援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合 5単位
- 新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を行 8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する 7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定 が法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す 体制を確保していること。
- 等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に 感染症を除く。 協力医療機関等」という。 力医療機関その他の医療機関(以下この(2)において 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協 以下この(2)において同じ。 との間で、感染症(新興 の発生時

10単位

- 協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している 算に係る届出<u>を行った医療機関等が行う院内感染対策</u> 酬点数表」という。 に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加 A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001 rる感染対策向上加算 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報 という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号 の区分番号A234-2に規定 (注2において「感染対策向上
- 医療機関から、 <u>都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位にお</u> いて、1月につき所定単位数を加算する。 た場合の対応に係る実地指導を受けているものとして ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った 3年に1回以上、 施設内で感染者が発生
- 13006 新興感染症等施設療養加算

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合 相談対応、 診療、 入院調整等を行う医療機関を確保し、 240単位

, Sta を行った上に、 . 回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加 当該感染症に感染した利用者に対し、 指定施設入所支援等を行った場合に 適切な感染対策 1月に

- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合 行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの

福祉・介護職員処遇改善加算

同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合 行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において 職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの

に掲げるその他の加算は算定しない。 に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次

- り算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の6までによ
- り算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>13の6</u>までによ
- 算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 福祉・介護職員処遇改善加算価 1から13の6までによ
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13の を所定単位数に加算する。 6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- を所定単位数に加算する。 6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数 用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 自立訓練 (機能訓練)
- 機能訓練サービス費(1日につき
- 機能訓練サービス費(1)
- 利用定員が20人以下
- 利用定員が21人以上40人以下
- 利用定員が41人以上60人以下
- 利用定員が81人以上 利用定員が61人以上80人以下
- 機能訓練サービス費(I)

に掲げるその他の加算は算定しない。 に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次

- 定した単位数の1000分の86に相当する単位数 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>13</u>までにより
- \square 定した単位数の1000分の63に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>13</u>までにより
- 定した単位数の1000分の35に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>13</u>までにより
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

15

- 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 定単位数に加算する。 用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13ま でにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所 として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

16

- 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13ま 定単位数に加算する。 でにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所 として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 自立訓練(機能訓練)
- 機能訓練サービス費(1日につき
- 機能訓練サービス費(1)
- 利用定員が20人以下
- 利用定員が21人以上40人以下
- 利用定員が41人以上60人以下

695単位 667単位

732単位

- 利用定員が61人以上80人以下
- 利用定員が81人以上

629単位

機能訓練サービス費(I)

692単位 728単位

664単位

626単位

- $\widehat{2}$ 注1~2の3 基準該当機能訓練サービス費 共生型機能訓練サービス費 所要時間1時間未満の場合 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 所要時間1時間以上の場合 (器) 606単位 265単位 721単位 779単位 721単位
- 位数を算定する。 ニについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単
- (器)
- 該当自立訓練(機能訓練)を行った場合。 基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、基準 指定障害福祉サービス基準第163条の2に規定する
- 障害福祉サービス基準第163条の3に規定する病院等 基準該当自立訓練(機能訓練)事業所をいう。 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(指定 をこと。 同条に規定する病院等基準該当自立訓練 において、 以下同じ。 病院等基準該当自立訓練(機能訓練 を行った場合。 (機能訓 以下同
- 4 · 4 Ø 2 (晃
- 403 単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援 サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定 単位数から減算する。 施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象
- 4の4 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5 所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数 条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は. を所定単位数から減算し、 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サー ない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数 ビス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしてい 指定障害者支援施設基準第42

 $\widehat{\mathbf{1}}$ 所要時間1時間未満の場合

255単位 584単位

- 0 所要時間 1 時間以上の場合
- 視覚障害者に対する専門的訓練の場合

 $\widehat{\omega}$

717単位

750単位

11 基準該当機能訓練サービス費

共生型機能訓練サービス費

717単位

注1~2の3 (器)

位数を算定する。 ニについては、次に掲げる場合に、1日 につき所定単

(瑟)

準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合。 <u>る</u>基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、基 指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定によ

(新設)

4 · 4 Ø 2 (瑟

(新設)

(新設)

から減算する。

4の5 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項<u>又は第3項</u>に規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施</u>設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

406 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4の7 (略)

5 (器)

1の2 福祉専門職員配置等加算

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第 1項第1号の二若しくは第220条第1項第4号又は指定 障害者支接施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定 により置くべき生活支接員(注2及び注3において「生 活支接員」という。)又は指定障害福祉サービス基準第 162条の2第2号、第162条の3第2号若しくは第162条 の4第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3 において「共生型自立訓練(機能訓練)従業者」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福

> 4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項者しくは第3項又は指定障害 者支援施設基準第48条第2項者しくは第3項に規定する 基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定 単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの 間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準 第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

4の4 (略)

5 (器)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ〜く (器)

1 4については、指定障害福祉サービス基準第156条第 1項第1号の二若しくは第220条第1項第4号又は指定 障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定 により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生 活支援員」という。)又は指定障害福祉サービス基準第 162条の2第2号若しくは第162条の3第4号の規定によ り置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立 訓練(機能訓練)従業者」という。)として常勤で配置 されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精

算する。 練(機能訓練)(以下「指定自立訓練(機能訓練) 者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)に係る指定障害 設等(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」とい る従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道 祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であ という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を加 福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(機能訓練) う。)において、指定自立訓練(機能訓練)、指定障害 基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施 府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓 共生型自立訓練(機能訓練)又は特定基準該当自立訓 事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所、特定

2 · 3 (器)

$1 \mathcal{O} 3$ ピアサポート実施加算

事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 <u>次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知</u> (機能訓練) 100単位 事業所

いう。) である従業者であって ポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者 道府県知事が認める者(以下この注において「障害者等」 等において、 に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利 において単に「障害者」 | 法第4条第1項に規定する障害者 | (以下この注 という (1)に規定する障害者ピアサ 又は障害者であったと都

用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

受けた者(以下「障害者ピアサポート研修修了者」 専門研修に限る。 れる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行わ を指定自立訓練(機能訓練) (当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等)の課程を修了し、 事業所等の従業者として 当該研修の事業を行 という

> 訓練 神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100 今に、 の園が行う自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(機 訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス、のぞみ 自立訓練(機能訓練)、指定障害者支援施設が行う自立 立訓練(機能訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サー 分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長 能訓練)又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)(以下 ビス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立 に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自 「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)を行った場 1日につき所定単位数を加算する (機能訓練)事業所等」という。) において、指定

0 ω 磊

(新設)

。のする。)配置していること。

- 障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われて 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者に対し、 (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(!

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1

<u>イについては、</u>視覚障害者等である指定自立訓練(機 51単位 41単位

該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を40で除し の2第2号、 利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数 能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、 市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等 て得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は 項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当 しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1 従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条 有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する 能訓練)等の利用者の数に<u>100分の50</u>を乗じて得た数以 とする。注2において同じ。)が当該指定自立訓練(機 言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に 上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を 1日につき所定単位数を加算する。 第162条の3第2号、第162条の4第4号若

能訓練)等の利用者の数が当該指定自立訓練(機能訓練 等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であ ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練(機 して専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者 指定障害福祉サービス基準第156条、 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する 第162条の2第

> 視覚· 聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

0

(新設)

の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障 いて、指定自立訓練(機能訓練) あって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者 害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用 つき所定単位数を加算する. 市町村長に届け出た指定自立訓練 除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は 法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を<u>50</u>で 準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方 定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、 能訓練)等の利用者の数に<u>100分の30</u>を乗じて得た数以上で として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、 <u>者数</u>に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練 定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、<u>第</u> <u>162条の3第4号</u>若しくは第220条又は指定障害者支接施設基 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者 等を行った場合に、1日に (機能訓練) 事業所等にお

2号、 第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2 号に掲げる人員配置に加え こつき所定単位数を加算する。 に届け出た指定自立訓練 上配置しているものと 指定自立訓練 (機能訓練) 第162条の3第2号、 等の利用者の数を50で除して得た (機能訓練) 第162条の4第4号若しくは 常勤換算方法で、 等を行った場合に、 ・ 都道府県知事又は市町村 事業所等におい 当該指定

$2 \mathcal{O} 2$ 高次脳機能障害者支援体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利 41単位

が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又 用者の数が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に は市町村長に届け出た指定自立訓練 100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣 指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に (機能訓練) 事業所等に

 ω

につき所定単位数を加算する。

欠席時対応加算

注 の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第 第156条、第162条の2第2号、<u>第162条の3第2号、第162条</u> 用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につ 族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、 べき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家 4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置く の利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準 等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練 (機能訓練) 等の利用を予定していた日に、急病等によりそ (機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設 4回を限度として、所定単位数を算定する。 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練 当該利

402 リハビリテーション加算

欠席時対応加算

注 助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として の他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援 ずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整そ 定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちい の利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準 等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練 第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指 第156条、第162条の2第2号、<u>第162条の3第4号</u>若しくは (機能訓練) 等の利用を予定していた日に、急病等によりそ (機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設 所定単位数を算定する。 指定自立訓練 (機能訓練) 事業所等において指定自立訓練

402 リハビリテーション加算

- 「石 (配)

- 注1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事<u>若しくは市町村長</u>に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸髓損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- (1) \sim (5) (器
- (6) 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。
- 2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イのリハビリテーション加算(1)を算定している場合は、算定しない。
- 5 利用者負担上限額管理加算

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、共生型自立訓練(機能訓練) の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは<u>第162条の5</u>において準用する

イ・ロ (器)

正1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)~(5) (器)

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは<u>第162条の4</u>において準用する

指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基 準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行っ た場合に、1月につき所定単位数を加算する

0 食事提供体制加算

30単位

町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等、 事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等 業所若しくは病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に 設等に入所する者を除く。) 、低所得者等である基準該当自 事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施 <u>ずれにも適合する</u>食事の提供を行った場合に、 第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練) 従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を 練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市 <u>基準該当自立訓練(機能訓練)事業所</u>の責任において食事提 準該当自立訓練 (機能訓練)_の利用者に対して、指定自立訓 立訓練(機能訓練)の利用者又は低所得者等である病院等基 基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自 低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画等により食 (機能訓練) 事業所において、次の(1)から(3)までのい 令和9年3月

管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認して いること。 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により

<u>31日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する.

- ていること。 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録し
- していること 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録

ロ・フ

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと

> 指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基 準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行っ た場合に、1月につき所定単位数を加算する

食事提供体制加算

いて、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定め 府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓)事業所等<u>又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所</u>の責任 を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練 能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所 設等に入所する者を除く。) <u>又は低所得者等である基準該当</u> 練)事業所等<u>又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所</u>にお において食事提供のための体制を整えているものとして都道 に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務 事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施 <u>る日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する。 自立訓練 (機能訓練)_の利用者に対して、指定自立訓練 (機 低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画等により食

(新設)

(新設)

(新設)

送迎加算

ロ・ブ (翠

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと

道につき所定単位数を加算する。 者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機 の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以 する指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練 害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置 事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障 は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片 能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又 自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓 下この7において同じ。)において、利用者(当該指定 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設 して都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練) (機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(ただし、 <u>又は隣接する指定障害者支援施設を利用する</u>施設入所 事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり

障害福祉サービスの体験利用支援加算

 ∞

注1 録した場合に、所定単位数を加算する 従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行 用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記 域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利 指定自立訓練(機能訓練)を利用する利用者が、指定地 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において

 $(1) \cdot (2)$ (器)

 $2\sim4$

802 (悪

803 就労移行支援体制加算

イ~や

指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓

の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以 道につき所定単位数を加算する 者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設 する指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練 害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置 事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障 は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、 能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又 下この7において同じ。)において、利用者(施設入所 して都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練) (機能訓練) 事業所又は指定障害者支援施設(ただし、

, 圷

 ∞ 障害福祉サービスの体験利用支援加算

ロ・ア

録した場合に、所定単位数<u>に代えて算定する</u> 従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行 用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき 域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利 指定自立訓練(機能訓練)を利用する利用者が、指定地 うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において

 $(1) \cdot (2)$ (器)

 $2\sim4$ 器

802 瑟

イ~や

指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓

該指定自立訓練(機能訓練)等を行った日の属する年度の 労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては 識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの 労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知 練 利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得 定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき当 届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指 いて1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に 定自立訓練(機能訓練)事業所等において既に当該者の就 定自立訓練(機能訓練)等を受けた後、就労を継続してい 自立訓練(機能訓練)等を受けた場合にあっては、当該指 月に達した者<u>(通常の事業所に雇用されている者であって</u> する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く<u>。以下</u> た単位数を加算する。 る期間が 6 月に達した者) <u>この注において同じ。</u>) し、就労を継続している期間が 6 下この注において「就労定着者」という。)が前年度にお 都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以 (機能訓練) 等を受けた後就労 (第13の1の注2に規定 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定 (過去3年間において、当該指

8の4 緊急時受入加算

100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、利用者(施設入所者を除く。)の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練(機能訓練)事業所等に

練(機能訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(舞設)

訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

- 9 福祉·介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練(機能訓練)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、金能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、金加6年5月31日までの間、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるいずれかの加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>8の5</u>までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>8の5</u>までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- 10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所

福祉・介護職員処遇改善加算

9

- : 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- へ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- 10 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業

算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を た場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数 に対し、指定自立訓練(機能訓練)等<u>、基準該当自立訓練</u> 機能訓練)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)_を行っ 又/は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者

- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から8の5
- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の5

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

の18に相当する単位数を所定単位数に加算する た場合は、1から<u>8の5</u>までにより算定した単位数の1000分 機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 機能訓練<u>)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)</u>を行っ に対し、指定自立訓練(機能訓練)等<u>、基準該当自立訓練</u> 又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、 として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 利用者

第11 自立訓練 (生活訓練)

- 生活訓練サービス費(1日につき
- 生活訓練サービス費(1)
- 利用定員が20人以下
- 利用定員が21人以上40人以下
- 利用定員が41人以上60人以下

693単位 776単位

659単位

<u>所</u>が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等<u>又は基準</u> ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあって る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 次に掲げる他方の加算は算定しない。

- 位数) 指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から8の3
- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の3

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 <u>| 該当自立訓練(機能訓練)</u>を行った場合は、1から<u>8の3</u>ま <u>所</u>が、利用者に対し、指定自立訓練 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 定単位数に加算する。 機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業 でにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所 として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 (機能訓練) 等又は基準

第11 自立訓練(生活訓練

- 生活訓練サービス費(1日につき
- 生活訓練サービス費(1)
- 利用定員が20人以下
- 利用定員が21人以上40人以下
- 利用定員が41人以上60人以下

668単位 748単位

635単位

定単位数から減算する。 6の4 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サー	6の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象 サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定 単位数の100分の5に相当する単位数(指定宿泊型自立 訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(以下「指 定宿泊型自立訓練事業所」という。)及び指定障害者支 援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所	じ、1日につき所定単位数を算定する。4~6の2 (略)	し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応	12項に規定する <u>主務省令</u> で定める期間(注4において「 標準利用期間」という。)が2年間とされる利用者に対	いて、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第	3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所にお	注1~2の2 (略)	本 基準該当生活訓練サービス費690単位	ホ 共生型生活訓練サービス費 <u>690単位</u>	(2) 利用期間が3年間を超える場合 170単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合 281単位	ニ 生活訓練サービス費(0)	(2) 利用期間が2年間を超える場合 170単位	(1) 利用期間が 2 年間以内の場合 <u>281単位</u>	ハ 生活訓練サービス費(回)	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 779単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>606単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>265単位</u>	ロ 生活訓練サービス費(II)	(5) 利用定員が81人以上 595単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下 633単位
(新設)	(新穀)	に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 4~6の2 (略)	に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間	12項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める期間(注4において「標準利用期間」という。)が2年間とされる利用者	いて、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第	3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所にお	注1~2の2 (略)	へ 基準該当生活訓練サービス費 665単位	ホ 共生型生活訓練サービス費 <u>665単位</u>	(2) 利用期間が3年間を超える場合 164単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合 271単位	ニ 生活訓練サービス費(0)	(2) 利用期間が2年間を超える場合 164単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合 271単位	ハ 生活訓練サービス費価	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合 584単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255単位	ロ 生活訓練サービス費(II)	(5) 利用定員が81人以上 573単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下 610単位

ビス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合(指定宿泊型自立訓練事業所を除く。)は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合(指定宿泊型自立訓練事業所に限る。)又は指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

605 定単位数から減算し、 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サー を所定単位数から減算する。 立訓練事業所に限る。)又は指定障害者支援施設基準第 項に規定する基準を満たしていない場合 定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3 満たしていない場合<u>(指定宿泊型自立訓練事業所を除く</u> ビス基準第35条の2第2項

又は第3項に規定する基準を ない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数 48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしてい は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所 第171条の4及び第223条第1項において準用する指 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4 指定障害福祉サービス基準第171 (指定宿泊型自

6の6 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

607 (器)

603 単位数から減算する。 基準を満たしていない場合<u>は、</u> 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サー 第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であ 及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サー 者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する ビス基準第35条の2第2項<u>若しくは第3項又は指定障害</u> ビス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4 指定障害福祉サービス基準第171条、 減算しない。 ただし 1日につき5単位を所定 令和5年3月31日までの 第171条の4

(新設)

<u>6の4</u> (略) 7 (略)

 $102 \cdot 103$

104ピアサポート実施加算

100単位

こ い。 援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応 <u>道府県知事が認める者(以下この注において「障害者等」</u> 事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所 **了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談** において単に「障害者」 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知 1月につき所定単位数を加算する。 法第4条第1項に規定する障害者 障害者ピアサポート研修修 又は障害者であったと都 (以下この注

ち少なくとも1名は障害者等とする。 練)事業所等の従業者として2名以上 障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練(生活訓)配置していること (当該2名以上のう

当該指定自立訓練 いること。 障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われて (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより (生活訓練) 事業所等の従業者に対し、

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(!

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1 51単位 41単位

利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、 2を乗じて得た数とする。注2において同じ。 障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以 を除く。以下この2において同じ。)の数(重度の視覚 指定自立訓練(生活訓練) 規定する生活訓練サービス費(11)が算定されている利用者 活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(1のロに 上の障害を有する利用者については、<u>当該利用者の数</u>に <u>イについては、</u>視覚障害者等である指定自立訓練(生 等又は指定宿泊型自立訓練の) が当該

> 102. $1 \odot 3$ (瑟

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

0

41単位

(新設)

(新設)

聖練 宿泊型自立訓練の利用者(1のロに規定する生活訓練サービ 数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を 当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立 は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、 同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又 有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業 ス費(11)が算定されている利用者を除く。以下この<u>注</u>において 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定 (生活訓練) 等の利用者の数に<u>100分の30</u>を乗じて得た

視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を40で除して得た当該指定宿泊型自立訓練のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練、生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

<u>視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者とし</u> 利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、 数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村 常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練) 施設基<u>準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え</u>、 第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援 定障害福祉サービス基準第166条 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の 活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該 練を行った場合に、 長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等におい <u>á該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た</u> ・専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、 口については、視覚障害者等である指定自立訓練(生 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓 1日につき所定単位数を加算する。 第171条の2第2号、 等又は

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者(1の口に規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。)の数が当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用

者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(七章 出萃

(新設)

41単位

型自立訓練を行った場合に 者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府 業所等において、 県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊 1日につき所定単位数を加算す

 $3 \sim 4 \odot 2$ 認

4の3 個別計画訓練支援加算

個別計画訓練支援加算(1)

個別計画訓練支援加算(1)

を加算する。 施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練 定自立訓練(生活訓練)事業所等について、個別訓練実 たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指 (生活訓練) 等を行った場合に、1日につき所定単位数 <u>イについては、</u>次の(1)から(6)までの基準のいずれも満 19単位

 $(1)\sim(5)$

- 活機能の改善状況等を評価し、 援プログラムの内容を公表するとともに、 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における支 ていること。 当該評価の結果を公表 利用者の生
- 単位数を加算する。ただし、イの個別計画訓練支援加算 訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自 出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、 も適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け 立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定)を算定している場合は、算定しない。 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれに 、個別

បា

502 日中支援加算

270単位

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業

 $3 \sim 4 \odot 2$ (悪

4の3 個別計画訓練支援加算

19単位

(新設) (新設)

47単位

<u>注</u> 次の(1)から<u>(5</u>)までの基準のいずれも満たすものとして都道 府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練) 者に対して、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に 事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用 1日につき所定単位数を加算する

 $(1)\sim(5)$

(新設)

(新設)

502日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業

護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションそ いう。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用する 用者(第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」と 神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ の他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精 支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン 所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続 <u>て、</u>当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利 とができない場合又は就労することができない場合におい の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介 (法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをい 1日につき所定単位数を加算する

503~ 505 (器

506 帰宅時支援加算 (思

ロ・ア

を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数 を算定する。 を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回 な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊 同生活援助及び第15の1の2の2の<u>注3</u>に規定する体験的 5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共 画に基づき家族等の居宅等において外泊(第15の1の<u>注3</u> に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の<u>注</u> 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)

 $507 \sim 6$

~ 食事提供体制加算

ロ・ブ (器)

> することが<u>できないとき</u>又は就労することが<u>できないときに</u> 」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用 る利用者(第15の1の8の注2において「生活介護等利用者 デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労してい の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科 の他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法 (平 護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションそ K 所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続 場合に、 <u>、</u>当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った<u>場</u> 成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表 支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン 位数を加算する。 合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える (法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをい の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介 当該2日を超える期間について、1日につき所定単

 $5 \mathcal{O} 3 \sim 5 \mathcal{O} 5$ (翠

506 帰宅時支援加算

ロ・レ (瑟)

を算定する。 を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数 を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回 な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊 同生活援助及び第15の1の2の2の<u>注6</u>に規定する体験的 画に基づき家族等の居宅等において外泊(第15の1の<u>注6</u> 8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共 に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の<u>注</u> 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)

 $507 \sim 6$

~1 食事提供体制加算

ロ・ブ (瑟

- 1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、合和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- |<u>3|| 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回</u> | |記録していること。_

2

東京等でいては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事表当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事と等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所においまず

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

新設)

(新設)

(結準)

 \sim の提供であること又は調理業務を第三者に委託している 者 用 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又 該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提 こと等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準 立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事 て、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自 等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対し 害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者 業所等又は基準該当自立訓練 は市町村長に届け出た当該指定自立訓練 計画等により食事の提供を行うこととなっている利 については、低所得者等であって自立訓練 (注1に規定する利用者以外の者であって、指定障 (生活訓練) 事業所におい (生活訓練)事 (生活訓

8~10 (路)

11 送迎加算

イ・ロ (器)

宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓 練の利用者及び<u>当該指定自立訓練(生活訓練)事業所</u> 委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11 法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の する指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練 害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置 送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する <u>施設を利用する</u>施設入所者を除く。)に対して、その居 **掏穀と同一敷地内にあり、** において同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓 事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障 して都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練) 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと (生活訓練) 事業所又は指定障害者支援施設 (地方自治 (生活訓練) 事業所又は指定障害者支援施設との間の 又は隣接する指定障害者支援 事業所又は指定障害者支援

2 (瑟)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

主1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行

て、食事の提供を行った場合に、<u>別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。</u>

8~10 (器)

1 送迎加算

ア・ロ (悪

| 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11において同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の法迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する

2 (累)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (器)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行

録した場合に、所定単位数を加算する とともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記

 $(1) \cdot (2)$ (器)

 $2\sim4$

12002(器

1203就労移行支援体制加算

人~⊹

の注において「就労定着者」という。)が前年度において 識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの 労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知 月に達した者 (通常の事業所に雇用されている者であって する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下 定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単 定自立訓練(生活訓練)等を行った日の属する年度の利用 立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき当該指 出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自 道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下こ 間が6月に達した者) 訓練(生活訓練)等を受けた場合にあっては、 1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け 立訓練(生活訓練)事業所等において既に当該者の就労に 立訓練(生活訓練) 位数を加算する。 <u>この注において同じ</u>。) し、就労を継続している期間が 6 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓 き就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、 (生活訓練) 等を受けた後就労 (第13の1の注2に規定 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定自立 等を受けた後、 (過去3年間において、 就労を継続している期 当該指定自 当該指定自

12004 緊急時受入加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生

100単位

録した場合に、所定単位数に代えて算定する うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記

 $(1) \cdot (2)$

 $2\sim4$ 瑟

12002(器

12003就労移行支援体制加算

イ〜
 (琴)

練(生活訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定 を加算する。 練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓 以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し 立訓練(生活訓練)等を行った日の属する年度の利用定員 において「就労定着者」という。) が前年度において1人 に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓 就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注

活訓練)事業所等において、利用者(施設入所者、1のハの生活訓練サービス費((()) 又は二の生活訓練サービス費((()) を受けている者を除く。)の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

<u>2の5</u> 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練(生活訓練)事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

13 福祉·介護職員処遇改善加算

- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、全和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)
- コ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

(新設)

福祉・介護職員処遇改善加算

13

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>12の3</u>までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

へ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

112 就労移行支援

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)
- 4 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 照員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している福祉・介護 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業 所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準 該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあって は、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- 、 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から1203までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 位数)

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

就労移行支援サービス費 (1日につき)

就労移行支援サービス費(1)

- 利用定員が20人以下
- 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,210単位
- 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場 ,020単位
- $\widehat{\square}$ 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場 879単位
- 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場
- □▷ 719単位
- $\widehat{\mathbb{H}}$ 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場 569単位
- F 外深へ。) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合 519単位
- 就労定着者の割合が零の場合
- 利用定員が21人以上40人以下
- 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,055単位
- 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場 881単位
- $\widehat{\square}$ 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場 743単位
- 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場 649単位
- $\widehat{\mathbb{H}}$ 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場 524単位
- や深へ。) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合 466単位
- 就労定着者の割合が零の場合
- 利用定員が41人以上60人以下
- 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,023単位

就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場

就労移行支援サービス費(1日につき)

就労移行支援サービス費(1)

- 利用定員が20人以下

就労定着者の割合が100分の50以上の場合

1,128単位

- 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場
- $\widehat{\square}$ 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場 820単位
- □▷ 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場 690単位
- \mathbb{H} □▷ 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場 557単位
- F を深く。) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合 507単位
- 就労定着者の割合が零の場合

468単位

479単位

- 利用定員が21人以上40人以下
- 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,035単位
- 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場
- $\widehat{\square}$ 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場
- B 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場 725単位

就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場 506単位

631単位

- を深へ。) (零の場合 448単位
- 就労定着者の割合が零の場合

414単位

432単位

- 利用定員が41人以上60人以下
- 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場 1,003単位

(5) 利用足貝が81人以上 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 <u>915単位</u> (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 合 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 か100分の30以上100分の40未満の場合 合 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	(b) 利用足具が81人以上 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 <u>935単位</u> (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 合 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 合 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
→ →	7. %
成为 4 年 省 り割 音 が 100 万 り 30 以上 100 万 り 40 合	就方 生 有 4 の 割 合 が 100 方 の 30 以上 100 方 の 40 合就 労 定 着 者 の 割 合 が 100 分 の 20 以上 100 分 の 30 合就 労 定 着 者 の 割 合 が 100 分 の 10 以上 100 分 の 20 。
(七) 就労定着者の割合が零の場合 395単位 (4) 利用定員が61人以上80人以下 (→) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 948単位 (□) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 合 797単位 (□) お労定差者の割合が100分の30以上100分の40中進の担	(七) 就労定着者の割合が零の場合 413単位 (4) 利用定員が61人以上80人以下 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 968単位 (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 合 816単位 (二) 辞労庁善孝の割合が100分の30以上100分の40よ連の担
会 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 合 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 合 (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 合 (内) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 を除く。) 428単位 428単位	合 <u>857単位</u> (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 <u>711単位</u> (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 <u>614単位</u> (エ) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合合 <u>515単位</u> (内) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。) <u>446単位</u>

,		
£	(対 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合	
	合 351単位	
(五)	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場	
	合 433単位	
(121)	四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場	
	合 495単位	
	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場	
	合 587単位	
$\widehat{\mathbb{U}}$	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場	
I	(→) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 699単位	
(2) 利	(2) 利用定員が21人以上40人以下	N
	(出) 就労定着者の割合が零の場合 323単位	
C+	を除く。) 348単位	
<u>F</u>	(対 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合	
	合 381単位	
(H)	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場	
	合 468単位	
(四)	四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場	
	合 553単位	
	三 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場	
	合 644単位	
$\widehat{\mathbb{L}}$	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場	
\bigcirc	(→) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 756単位	
(1) 利	(1) 利用定員が20人以下	Ĥ
口就笑	就労移行支援サービス費(11)	
$\widehat{\mathbb{H}}$	(七) 就労定着者の割合が零の場合 364単位	
EX.	を除く。) 392単位	
<u>F</u>	行 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合	
(±)	就労足看者の割合か100分の10以上100分の20-	
-		

- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合合
- (対 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)374単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合

346単位

或労移行支援サービス費(II)

U

- (1) 利用定員が20人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 736単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
- 合 <u>535単位</u> 四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場

就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場

- 合 <u>363単位</u> (対 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合
- (丙 既労定看者の割合か100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)(七) 就労定着者の割合が零の場合305単位
- 2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 679単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
- 四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
- (対 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合を除く。)295単位

や深へ。)

313単位

10以上100分の50未満の場合 665単位 1) 就労定着者の割合が100分の50以上100分の50未満の場合 645単位 1) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 645単位 1) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 640単位 1) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30以上100分の30未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の50未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の30以上00分の50未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の50未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の30未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の70以上100分の30未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の70以上100分の30未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の70以上100分の30未満の場合 625単位 1) 就労定着者の割合が100分の70以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の20未満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の30未満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の30表満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の30表満の場合 625単位 1) 就労定者者の割合が100分の70以上100分の30表満の場合 625単位 1) 就労企	合
665単位 (二) 250未満の場 (三) 250未満の場 (二) 250単位 (二) 240未満の場 (三) 272単位 (三) 272単位 (三) 272単位 (三) 2554単位 (三) 2554単位 (三) 2564単位 (元) 2566単位 (元) 2566世位 (元)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
665単位 560単位 560単位 5404単位 5404単位 500表満の場 402単位 500表満の場 600 600 600 600 600 600 600 60	Pγ □Þ
665単位 560単位 560単位 500単位 500単位 500単位 500未満の場 402単位 700未満の場 670 670 670 670 670 670 670 670	□⊳
665単位 560単位 560単位 7040未満の場 464単位 7030未満の場 60338単位 609 609 6058単位 272単位 272単位 6058単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 658単位 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 658単位 7050未満の場 7050未満の場 7050未満の場 7050未満の場 7050未満の場	
665単位 560単位 560単位 540単位 540単位 540単位 500未満の場 402単位 600 600 600 600 600 600 600 60	
665単位 (1) 2560単位 (1) 2560単位 (2) 2464単位 (3) (4) (4) (4) (5) (5) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (4) (4) (1) (5) (5) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (6) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (272単位 (1) (272単位 (1) (272単位 (1) (273単位 (1) (273単位 (1) (273単位 (1) (273単位 (1) (273単位 (1) (273単位 (1) (273単位 (273単位 (338単位 (4) (5) (5) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (5) (6) (6) (7) (6) (8) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	
665単位 560単位 560単位 540単位 540単位 540単位 540単位 540単位 670の未満の場 402単位 670の未満の場 670の未満の場 670の場合 670の場合 670の未満の場 670の未満の場 670の未満の場 670の未満の場 670の未満の場 670の未満の場 670の未満の場 670の未満の場	
665単位 (1) 2560単位 (1) 560単位 (2) 2464単位 (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (4) (4) (1) (5) (5) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (272単位 (1) (1) (272単位 (272単位 (4) (1) (1) (273単位 (4) (1) (5) (5) (5) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (6) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (5) (6) (6) (7) (6) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場
665単位 (1) 2560単位 (1) 560単位 (2) 5464単位 (3) 402単位 (3) (3) (4) 利 (5) (5) (5) (5) (6) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (2) (4) 利 (5) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (4) 利 (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (4) 利 (5) (5) (6) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
665単位 つ50未満の場 560単位 つ40未満の場 464単位 つ30未満の場 402単位 つ20未満の場 6年の場合 272単位 272単位 272単位 658単位 658単位 (4) 利 658単位 (4) 利 658単位 (4) 利	三 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場
665単位 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
665単位 750未満の場 560単位 740未満の場 464単位 730未満の場 402単位 720未満の場 658単位 658単位 (1) (272単位 (4) 利	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場
665単位 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (1) (5) (7) (8) (8) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (4) (1)	(→) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合
665単位 つ50未満の場 560単位 つ40未満の場 464単位 つ30未満の場 402単位 つ20未満の場 6 295単位 272単位 (円) 合 (大) を	(4) 利用定員が61人以上80人以下
665単位 (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(七) 就労定着者の割合が零の場合
665単位 の50未満の場 560単位 の40未満の場 464単位 の30未満の場 402単位 の20未満の場 (四) 合 (零の場合 (大)	を深へ。)
665単位 () () () () () () () () () () () () () ((対 就労定着者の割合が100分の10未満の場合
665単位 つ50未満の場 560単位 つ40未満の場 464単位 の30未満の場 402単位 の20未満の場 (国)	П
(3) や2 665単位 (1) 7)50未満の場 (1) 560単位 7)40未満の場 (1) (2) 464単位 (3) (1) 合 (2) (3) (1) (2) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (5) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場
665単位 (一) の50未満の場 (二) 560単位 合 の40未満の場 (三) 464単位 合 の30未満の場 (四)	
(3) への 665単位 (1) 750未満の場 560単位 6040未満の場 464単位 合	四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場
665単位 (一) の50未満の場 (二) 560単位 合 の40未満の場 (三)	П
(3) や <u>665単位</u> (+) の50未満の場 (コ) <u>560単位</u> 合	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場
(3) (1) <u>665単位</u> (→ 2) 2) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
<u>665単位</u> (-)	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場
	. .
(c)	类
291単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合	(七) 就労定着者の割合が零の場合

- $\widehat{\square}$ 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場
- 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場
- 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場 337単位
- 外深へ。 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合 277単位
- 就労定着者の割合が零の場合
- 所定単位数を算定する。 害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以 、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障 からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のた 障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであ る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き 院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係 の者若しくは65歳以上の者 (65歳に達する前5年間(入 労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技 下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、 福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援 <u>めの支援を一時的に必要とするもの</u>に対して、指定障害 所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職 歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、 給決定を受けていたものに限る。<u>以下この注1及び注</u>2 って、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支 術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満 において同じ。 イについては、就労を希望する者であって、単独で献)又は通常の事業所に雇用されている65 通常の事業 258単位
- ゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条 に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又 口については、あん摩マツサージ指圧師、はり師、き

- $\widehat{\square}$ 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場
- 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場
- 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場
- を深へ。) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合 (零の場合 259単位 319単位
- 就労定着者の割合が零の場合

、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決 の他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支 単位数を算定する。 祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「 定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福 サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指 定を受けていたものに限る。)に対して、指定障害福祉 福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって 給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害 の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院そ 労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技 指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定 術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満 イについては、就労を希望する者であって、単独で就 240単位

Þ に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又 ロについては、あん磨マシサージ指圧師、はり師、 う師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条

はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者<u>若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。</u>

。)を除く。以下この注3及び注4の2並びに2におい 利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合 口に規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ 支援施設(指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号 指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、 就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又 定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。 定就労移行支援等を受けた後就労(第13の1の注2に規 労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指 て同じ。)において、指定就労移行支援等を行った場合 下同じ。)又は指定障害者支援施設等 定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)を除く。以 障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指 支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所(指定 祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行 は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向 上のための支援を一時的に必要とするものが、 し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常 (当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福 当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の (認定指定障害者 当該指定 当該指定

はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者<u>又は65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定</u>

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福 。)を除く。以下この注3及び注4の2並びに2におい 計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の 援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合 数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支 定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。 定就労移行支援等を受けた後就労(第13の1の注2に規 労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指 利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合 口に規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ 支援施設(指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号 定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)を除く。以 障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指 支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所(指定 祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行)し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計 て同じ。)において、指定就労移行支援等を行った場合 下同じ。)又は指定障害者支援施設等 (当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就 当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の (認定指定障害者

3並びに12(認定指定就労移行支援事業所又は認定指定 障害者支援施設(以下「認定指定就労移行支援事業所等 する単位数を算定する。 設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当 設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施 につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が 数で除して得た割合をいう。以下同じ。)に応じ、1日 認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員 所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあって いる期間が6月に達した者<u>(通常の事業所に雇用されて</u> 支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該 ただし、注4及び注4の3並びに12(認定指定就労移行 援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。 度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支 ている期間が6月に達した者)_の数を当該前年度の当該 的に必要とするものが、 いる者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際 指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続して 指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行 においては、認定指定就労移行支援事業所等において、 定就労移行支援事業所等」という。)の場合に限る。) 支援事業所又は認定指定障害者支援施設(以下「認定指 6月に達した者)の合計数を当該前年度及び当該前々年 就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時 当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続し . 当該認定指定就労移行支援事業

4~4の3 (略)

- 7 又は口に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) (暴)
- 2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福

」という。)の場合に限る。)においては、認定指定就 労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った目の属す った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属す る年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受 けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した 者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所 等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。 以下同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する 。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事 業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単 位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

〜4の3 (器)

- 5 イ又は口に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- 1) (瑟)
-) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福

祉サービス基準第184条において準用する<u>指定障害福祉サービス基準</u>第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一・(二) (器)

(3) (器)

- 6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算する。
- 7 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する 基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者 支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たし ていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項 に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の 100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定 する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分 の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

祉サービス基準第184条において準用する<u>指定障害者</u> 福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準 第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福 祉サービス基準第184条において準用する指定障害福 祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援 計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス 計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成 されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ 次に掲げる割合

(最) (器)

(器)

(新設)

(新設)

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、合和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項

9 定単位数から減算する。 援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない 指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する 所定単位数の100分の1 に相当する単位数を所

(器)

- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(!

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I

定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等 用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとし 害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置 害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障 ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障 者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚 <u>注2において同じ</u>。) が当該指定就労移行支援等の利用 障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者に 等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能 定単位数を加算する。 て都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認 に加え、常勤換算方法で、<u>当該指定就労移行支援等</u>の利 障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専 ついては、<u>当該利用者の数</u>に2を乗じて得た数とする<u>。</u> て、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所 (以下「指定就労移行支援事業所等」という。) におい <u>イについては、</u>視覚障害者等である指定就労移行支援 41単位

等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数 に100分の30を乗じて得た数以上であって、 口については、視覚障害者等である指定就労移行支援 視覚障害者

> しない。 に規定する基準を満たしていない場合であっても、 減算

(新設)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

0

41単位

(新設)

51単位

労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定 第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法 害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービ 者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障 者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害 度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち う。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、 障害者支援施設等(以下「指定就労移行支援事業所等」とい ス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準 を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用 2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2 につき所定単位数を加算する 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重 当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数

(新設)

等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道が県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4~6 (器)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、合和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、 管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認して

いること。

3 削除

4~6 (略)

食事提供体制加算

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録 していること。
- 8~13 (略)
- 4 送迎加算

イ・ロ (器)

- E1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等移行支援事業所等(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内であり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 2 (器)
- 6 障害福祉サービスの体験利用支援加算

ム・ロ (器)

- 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。
- (1)・(2) (略)
- 2~4 (器)
- 15の2~15の4 (略)

(新設)

(新設)

8~13 (器)

14 送迎加算

イ・ロ (器)

- 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等(地方自治法第244条の2第3項の規をに基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 2 (器)
- 15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

ム・ロ (器)

- 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
- (1)・(2) (累
- 2~4 (略)
- 15の2~15の4 (略)

地域連携会議実施加算(11)

583単位 408単位

び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。) ス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及 会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービ 外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をい 活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以 職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生 行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者(公共 変更その他必要な<u>便宜の供与</u>について検討を行った場合 な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、 について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的 う。以下<u>この15の5</u>において同じ。)により構成される に、1月につき1回、かつ、1年につき4回<u>(ロを算定</u> て、所定単位数を加算する ている場合にあっては、 <u>イについては、</u>指定就労移行支援事業所等が、就労移 、その回数を含む。) を限度と

のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に 構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定 行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与につ 係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移 続的な評価を含む。)について説明を行うとともに 計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての総 指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援 就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業 いて検討を行った上で、 行支援計画等の作成又は変更に当たって、 ている場合にあっては、 口については、指定就労移行支援事業所等が、 1月につき1回、 ر ا ا 当該指定就労移行支援事業所等 その回数を含む。 1年につき 4回 関係者により を限度と 就労移

15の5 支援計画会議実施加算

•

(新設)

工は変更に当たって、関係者(公共職業安定所、地域障害者 、以は変更に当たって、関係者(公共職業安定所、地域障害者 職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指 定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労 支援に従事する者をいう。以下<u>この注</u>において同じ。)により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等 のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内 容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。) について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見 地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その 他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につ き1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を 加算する。

(舞製)

583単位

、所定単位数を加算する。

15の6 緊急時受入加算

100単位

国に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者(施設入所者を除く。)の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

507 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1

16 福祉·介護職員処遇改善加算

月に4回を限度として所定単位数を加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数(指定障

(新割

(新設)

16 福祉·介護職員処遇改善加算

主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>15の5</u>までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数(指定障

害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

へ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>15の7</u>までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単 付数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(I

(1) 利用定員が20人以下

害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

- 、 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から<u>15の5</u>までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数)
- 17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>15の5</u>までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数(位数)
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から<u>15の5</u>までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費(1日につき) イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(4) 利用定員が61人以上80人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (ウ) 評価点が60点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が60点以上80点未満の場合	(3) 利用定員が41人以上60人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合	(2) 利用定員が21人以上40人以下 (→) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (円) 評価点が80点以上105点未満の場合 (ウ) 評価点が60点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が60点よ満の場合	(→) 評価点が170点以上の場合(□) 評価点が150点以上170点未満の場合(□) 評価点が130点以上150点未満の場合(四) 評価点が105点以上130点未満の場合(カ) 評価点が80点以上105点未満の場合(ウ) 評価点が60点以上80点未満の場合(セ) 評価点が60点以上80点未満の場合
660単位 609単位 580単位 438単位 344単位 266単位	672単位 619単位 590単位 558単位 445単位 350単位	710単位 656単位 626単位 594単位 474単位 373単位	791単位 733単位 701単位 666単位 419単位 325単位
 (4) 利用定員が61人以上80人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が170点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点以上80点未満の場合 	(3) 利用定員が41人以上60人以下 (→) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (カ) 評価点が80点以上105点未満の場合 (ウ) 評価点が60点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が60点未満の場合	(2) 利用定員が21人以上40人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (ウ) 評価点が60点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が60点未満の場合	 → 評価点が170点以上の場合 □ 評価点が150点以上170点未満の場合 □ 評価点が130点以上150点未満の場合 四 評価点が105点以上130点未満の場合 田 評価点が80点以上105点未満の場合 (ウ 評価点が60点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が60点以上80点未満の場合
593単位 568単位 555単位 432単位 338単位 260単位	605単位 578単位 565単位 547単位 439単位 344単位 265単位	643単位 615単位 601単位 583単位 468単位 367単位 282単位	724単位 692単位 676単位 527単位 413単位 319単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下(一) 評価点が170点以上の場合(二) 評価点が150点以上170点未満の場合(三) 評価点が130点以上150点未満の場合(四) 評価点が105点以上130点未満の場合(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	四 評価点が105点以上130点未満の場合 田 評価点が80点以上105点未満の場合 (対 評価点が60点以上80点未満の場合 (七) 評価点が60点未満の場合	(七) 評価点が60点未満の場合 (2) 利用定員が21人以上40人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (コ) 評価点が150点以上170点未満の場合 (コ) 評価点が130点以上150点未満の場合	ロ 就労継続支援 A型サービス費(II) 利用定員が20人以下 (1) 利用定員が20人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が130点以上170点未満の場合 (四) 評価点が130点以上130点未満の場合 (四) 評価点が30点以上105点未満の場合 (カ) 評価点が60点以上80点未満の場合 (カ) 評価点が60点以上80点未満の場合	(5) 利用定員が81人以上 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (カ) 評価点が30点以上105点未満の場合 (ウ) 評価点が360点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が360点以上80点未満の場合
613単位 563単位 535単位 505単位 403単位	543単位 432単位 341単位 264単位	296単位 655単位 604単位 574単位	727単位 671単位 641単位 608単位 382単位	641単位 588単位 559単位 529単位 422単位 333単位 258単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下(→) 評価点が170点以上の場合(二) 評価点が150点以上170点未満の場合(三) 評価点が130点以上150点未満の場合(四) 評価点が105点以上130点未満の場合(五) 評価点が80点以上105点未満の場合		(4) 評価点が60点未満の場合 (2) 利用定員が21人以上40人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (ロ) 評価点が150点以上170点未満の場合 (ロ) 評価点が130点以上150点未満の場合	口 就労継続支援A型サービス費(I) 利用定員が20人以下 (1) 利用定員が20人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (四) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (カ) 評価点が80点以上105点未満の場合 (ウ) 評価点が80点以上80点未満の場合	(5) 利用定員が81人以上 (一) 評価点が170点以上の場合 (二) 評価点が130点以上170点未満の場合 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (エ) 評価点が80点以上105点未満の場合 (カ) 評価点が80点以上80点未満の場合 (セ) 評価点が60点末満の場合
546単位 522単位 510単位 494単位 397単位	532単位 426単位 335単位 258単位	290単位 588単位 563単位 549単位	660単位 630単位 616単位 597単位 376単位	574単位 547単位 534単位 534単位 416単位 327単位 252単位

あるものに対して規定する指定	よっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定	5労が困難であ65歳未満の者	適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの <u>又</u> は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者
ち適切な支援に	雇用されるこ	ある者のうち	り通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち
より通常の事業) <u>又は年齢</u> 、支援の度合その他の事情により通常の事業	他の事情によ	(において同じ。)、年齢、支援の度合その他の事情に
たものに限る。	継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。	以下この注1	に係る支給決定を受けていたものに限る <u>。以下この注</u>
号に掲げる就労	達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労	継続支援A型	おいて規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型
あって、65歳に	ビスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に	達する前日に	給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日に
き障害福祉サー	受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サー	・ビスに係る支	った期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支
係る支給決定を	を得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を	受けていなか	により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなか
入院その他やむ	歳以上のもの(65歳に達する前5年間(入院その他やむ	を得ない事由	(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由
もの若しくは65	く就労が可能である <u>者のうち65歳未満のもの若しくは65</u>	(65歳以上の者	く就労が可能である <u>65歳未満の者若しくは65歳以上の者</u>
雇用契約に基づ	ことが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づ	[用契約に基づ	ことが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づ
所に雇用される	注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用される	に雇用される	注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用される
226単位	(七) 評価点が60点未満の場合	232単位	(七) 評価点が60点未満の場合
295単位	(対) 評価点が60点以上80点未満の場合	301単位	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合
375単位	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	381単位	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合
467単位	四 評価点が105点以上130点未満の場合	478単位	四 評価点が105点以上130点未満の場合
482単位	三 評価点が130点以上150点未満の場合	507単位	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合
493単位	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	534単位	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合
516単位	(→) 評価点が170点以上の場合	583単位	(一) 評価点が170点以上の場合
	(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上
235単位	(七) 評価点が60点未満の場合	241単位	(七) 評価点が60点未満の場合
305単位	(対) 評価点が60点以上80点未満の場合	311単位	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合
388単位	(田) 評価点が80点以上105点未満の場合	394単位	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合
484単位	四 評価点が105点以上130点未満の場合	495単位	四 評価点が105点以上130点未満の場合
499単位	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	524単位	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合
511単位	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	552単位	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合
535単位	(→) 評価点が170点以上の場合	602単位	(一) 評価点が170点以上の場合
	(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下
240単位	(七) 評価点が60点未満の場合	246単位	(七) 評価点が60点未満の場合
312単位	(対) 評価点が60点以上80点未満の場合	318単位	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合

者しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型以は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- $2 \sim 4$ (累)
- 5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算する。
- 6 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する 基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者 支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項 に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の 100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定 する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分 の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2~4 (器)

(新設

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項<u>若しくは第</u> 3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは 第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日に つき5単位を所定単位数から減算する。ただし、合和5 年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第 197条において準用する指定障害福祉サービス基準第 条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項 に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算 しない。

8 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する 指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支 援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない 場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所 定単位数から減算する。

- 9 (器)
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- <u>イ</u> 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(エ

<u>51単位</u> <u>41単位</u>

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 A型等の利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視 覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として 事ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定 障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設 基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、

(新設)

(器)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

(新設)

[視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数 (重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定競労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

新設)

常勤換算方法で、 の数を20で除して得た数以上配置しているものとして都 道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等に .つき所定単位数を加算する。 指定就労継続支援A型等を行った場合に 当該指定就労継続支援A型等の利用者

2002高次脳機能障害者支援体制加算

支援A型等を行った場合に、 出た指定就労継続支援A型事業所等において、 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け 分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定 用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利 1.日につき所定単位数を加算す 指定就労継続 41単位

ω 就労移行支援体制加算

(悪

の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又 いて、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労 型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支 型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達し 型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援 A 就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A 事業所等への移行を除く。<u>以下この注1</u>において同じ。 継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型 (I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等にお は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3におい 援体制加算が算定された者にあっては、 は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向 <u>上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定</u> し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費 (過去3年間において、当該指定就労継続支援A 都道府県知事又

(新設)

就労移行支援体制加算

ω

ロ・ ア

(羅

等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じ 続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等 以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継 おいて「就労定着者」という。)が前年度において1人 労を継続している期間が6月に達した者(以下この3に 事業所等への移行を除く。

<u>注2</u>において同じ。

)し、就 継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型 いて、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労 (I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等にお た所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加 を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費

行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所 った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を 援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行 いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支 て「就労定着者」という。)が前年度において1人以上 定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算す

302 就労移行連携加算

者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労 継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用 就労継続支援A型等を受けたものを除く。)_が1人以上いる の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に 者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他 申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業 他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の 移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その 当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労 間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能 者<u>(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時</u> A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用 力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定 1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者 当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援 1,000単位

$4\sim6$

が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以

内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算し

~1 食事提供体制加算

低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の

302 就労移行連携加算

いた場合は加算しない。 おいて、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日 の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書によ 特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等 が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定 者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等におい 算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けて だし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起 り提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終 までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等 て、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度に A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用 了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。た との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援 1,000単位

$4\sim6$

食事提供体制加算

低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の

提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、合和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認して
- |2|| 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録し ||でいること。|
- (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録 していること。

8~12 (略)

13 送迎加算

ノ・ロ (器)

1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この13において同じ。)において、利用者(当該指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所

提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8~12 (器)

13 送迎加算 イ・ロ (略)

主1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この13において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加管する

定単位数を加算する

- 14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うと た場合に、所定単位数を加算する ともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録し る場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業 行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用す 指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において

 $(1) \cdot (2)$ (器)

 $2\sim4$ (器)

 $14002 \cdot 14003$ (器)

14004 緊急時受入加算

数を加算する。 生じた場合において いないて、 して都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等 基づき、夜間に支援を行ったときに 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと て生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が | 利用者(施設入所者を除く。 当該利用者又はその家族等からの要請)の障害の特性に起 1日につき所定単位 100単位

1405集中的支援加算

1,000単位

援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限 材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、 させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合におい 1月に4回を限度として所定単位数を加算する。 広域的支援人材を指定就労継続支援A型事業所等に訪問

- 15 福祉·介護職員処遇改善加算
- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

 \circ

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

人 ロ

た場合に、所定単位数に代えて算定する。 者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うと る場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業 行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用す 指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移 ともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録し イ及びロについては、指定障害者支援施設等において

 $(1) \cdot (2)$ (瑟)

 $2\sim4$ (翠

 $14002 \cdot 14003$ (悪

(新設)

(新設)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>14の5</u>までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>14の5</u>までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数(位数)
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(11) 1から14の5ま

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から1403までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数)
- 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)
- へ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から<u>14の3</u>までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)
- 16 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>14の3</u>までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3ま

指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(

- 17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合 相当する単位数を所定単位数に加算する。 は、1から<u>14の5</u>までにより算定した単位数の1000分の13に 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 第14 就労継続支援B型
- 就労継続支援B型サービス費 (1日につき
- 就労継続支援B型サービス費(I)
- 利用定員が20人以下
- 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 837単位
- $\widehat{\coprod}$ 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

805単位

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

758単位

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

738単位

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 726単位

<u></u>

 \mathbb{H}

圁

 \mathcal{E} 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 703単位

673単位

590単位

 \geq 平均工賃月額が1万円未満の場合

利用定員が21人以上40人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 746単位

> 指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (

- 17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合 相当する単位数を所定単位数に加算する。 は、1から<u>14の3</u>までにより算定した単位数の1000分の13に 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護
- 第14 就労継続支援B型
- 就労継続支援B型サービス費 (1日にしま)

(新設)

(1) 计对于现代数据 4 万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万
人以下 S 子田 N L O H A
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 494単位
<u>586単位</u> 位 <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>
<u>600単位</u> <u> </u>
<u>620単位</u> <u> 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>
<u>636単位</u> <u>四 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>
674単位 三 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未得
(3) 利用定員が41人以上60人以下 (→) 平均工賃月額が4万5千円以トの場合 700単位
<u>(八)</u> 平均工賃月額が1万円未満の場合 <u>526単位</u>
624 <u>単位</u> <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>
637 <u>単位</u> <u> </u>
<u>660単位</u> <u> </u>
676単位 四 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
<u>717単位</u> 三 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 625単位

Î 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 609単位

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

589単位

<u>K</u> 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 575単位

 $\widehat{\mathcal{T}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 553単位

 \mathcal{E} 平均工賃月額が1万円未満の場合

485単位

利用定員が81人以上

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 666単位

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 640単位

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 605単位

 \mathbb{H} 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 590単位

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 570単位

557単位

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

 $\widehat{\mathcal{T}}$

<u>F</u>

468単位 535単位

平均工賃月額が1万円未満の場合

就労継続支援B型サービス費(II)

利用定員が20人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 748単位 716単位

就労継続支援B型サービス費(I)

利用定員が20人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 702単位

 $\widehat{\square}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

 $\widehat{\square}$

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 625単位 利用定員が41人以上60人以下

(3) 利用定員が41人以上60人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

586単位

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

平均工賃月額が1万円未満の場合

平均工賃月額が1万円未満の場合 478単位 520単位

 $\widehat{\mathbb{T}}$ Œ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 544単位

 $\overline{\mathcal{L}}$

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

525単位

504単位

K

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

551単位

572単位

584単位

598単位

 $\widehat{\mathbb{H}}$

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

Î

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

 $\widehat{\square}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 557単位

580単位

B 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 596単位

 \square 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 637単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 平均工賃月額が1万円未満の場合 666単位

537単位 584単位 $\overline{\mathbb{D}}$

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

614単位

E

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

 $\widehat{\mathcal{T}}$

平均工賃月額が1万円未満の場合 566単位 590単位

利用定員が21人以上40人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

625単位

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

£ 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 611単位

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 631単位

Î 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 643単位

 $\widehat{|\hspace{0.04cm}|\hspace{0.04cm}|}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 657単位

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 637単位

 \mathbb{H} 649単位

B 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 669単位

 $\widehat{|\hspace{.02in} {\bf 1}\hspace{.02in} {\bf 1}\hspace{.02in}}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 545単位 Î 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

549単位

- $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
- Œ 518単位
- 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 508単位
- $\widehat{\mathcal{L}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
- 平均工賃月額が1万円未満の場合 473単位 493単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合

(4) 利用定員が61人以上80人以下

平均工賃月額が1万円未満の場合

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

614単位

588単位

449単位

488単位

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{E}}$

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

511単位

525単位

E

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{H}}$

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

Î

 $\widehat{\square}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

 \prod

B

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

- $\widehat{\parallel}$ 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>576単位</u> 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 552単位
- 539単位
- B 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 527単位
- $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
- F 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 508単位
- 498単位
- $\widehat{\mathcal{T}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{E}}$

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

F

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

515単位

535単位

551単位

501単位

 \mathbb{H}

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

- 平均工賃月額が1万円未満の場合 464単位 484単位
- (5) 利用定員が81人以上 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
- $\widehat{\parallel}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 533単位

521単位

 $\widehat{\parallel}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

533単位

568単位

 $\widehat{\square}$

利用定員が81人以上

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

平均工賃月額が1万円未満の場合

440単位

479単位

Î 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 518単位 Î

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

498単位

Œ 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 485単位

 $\widehat{\mathbb{T}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

平均工賃月額が1万円未満の場合

(1) 利用定員が20人以下 就労継続支援B型サービス費価

 \prod 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 682単位

653単位

 $\widehat{\parallel}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

611単位

B 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 594単位

572単位

 $\widehat{\mathbb{E}}$

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

F

 \mathbb{H}

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{H}}$

557単位

F

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

554単位

 $\widehat{\mathcal{T}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

(2) 利用定員が21人以上40人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

510単位

Œ

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

491単位

 $\widehat{\mathbb{H}}$

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

463単位

425単位

 $\widehat{\mathcal{L}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 482単位

468単位

448単位

平均工賃月額が1万円未満の場合

就労継続支援B型サービス費(II)

(1) 利用定員が20人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 640単位

 $\widehat{\parallel}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 613単位

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

B

599単位

586単位

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

565単位

538単位

516単位

平均工賃月額が1万円未満の場合

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

 $\widehat{\parallel}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

 $\widehat{\parallel}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

547単位

 $\widehat{\square}$

利用定員が21人以上40人以下

平均工賃月額が1万円未満の場合

490単位

532単位

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

609単位

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

534単位

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 498単位 B 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

Î

 $\widehat{\square}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

530単位

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>519単位</u> 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

(4) 利用定員が61人以上80人以下 平均工賃月額が1万円未満の場合 427単位

 $\widehat{\mathcal{Z}}$ 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 445単位

 $\widehat{\mathbb{T}}$

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

461単位

474単位

利用定員が61人以上80人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場

平均工賃月額が1万円未満の場合

405単位 441単位 Œ

平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{H}}$

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

493単位

 $\widehat{\mathbb{H}}$

508単位

Î

E 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

458単位

平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 467単位

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 495単位

 $\widehat{\square}$ 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 507単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 529単位

平均工賃月額が1万円未満の場合 461単位 480単位

Œ 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 494単位

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 504単位

Î 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

523単位

平均工賃月額が1万円未満の場合 438単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

平均工賃月額が4万5千円以上の場合

564単位

541単位

平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

 $\widehat{\square}$

平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

B

平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

 $\widehat{\mathbb{T}}$ 475単位

平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合

 $\widehat{\mathcal{L}}$

497単位

Œ 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 511単位 $\widehat{\mathbb{H}}$ 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 532単位

B

584単位 519単位 488単位 462単位 530単位 (1)	417 <u>単位</u> (//) 平均工賃月額が1万円未満の場合 <u>384単位</u> (新設) 就労継続支援B型サービス費(I/)	Œ	(内) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (内) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (内) エ	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (五) 五	([1])		一 半均工員月額が4万5十円以上0場合 <u>339単位</u> (つ) 4(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (二) 5	利用定員が81人以上 (5) 利利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	432 単位 432 単位 (N) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合 397 単位 (N) Σ	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (七) 1	<u>}</u>	Teos中世
就労継続支援B型サービス費(III) 利用定員が20人以下 556単位	<u>421単位</u> 平均工賃月額が1万円未満の場合 <u>404単位</u>	434 <u>単位</u> 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	44 <u>2単位</u> 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	4 <u>59単位</u> 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	4 <u>68単位</u> 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	480 <u>単位</u> 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	平均工賃月額が4万5千円以上4万5千円未満の場合 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合		436単位 平均工賃月額が1万円未満の場合 418単位	4 <u>49単位</u> 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	4 <u>58単位</u> 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>宝の半に</u> 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

	帯スパーや低 R 禁牛学総法 将に経 対
376単位	(5) 利用定員が81人以上
390単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下
398単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下
430単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下
484単位	(1) 利用定員が20人以下
	☆ 就労継続支援B型サービス費(II)
419単位	(5) 利用定員が81人以上
434単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下
443単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下
471単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下

抵于於山外力型的XXXD至少

205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項 型事業所の利用者 (通常の事業所に雇用されている利用者で の利用定員をいう。)及び平均工賃月額 以下同じ。)の事業を行う社会福祉法(昭和26年法律第45号 ス基準第223条第5項において準用する場合を含む。 障害福祉サービス基準第201条第1項(指定障害福祉サー <u>援B型を受けるものを除く。)</u>に対して支払った工賃(指定 要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B 就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、 る指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援 施設(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。) 昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号に規定する授産 基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。 用定員(基準該当就労継続支援B型(指定障害福祉サービス めして、 B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当 ,のとして指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支 第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法 次の算式により算定した数と回の(1)から(5)までに掲げる 労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必 (2の<u>注1</u>に規定す 、当談

-			•		•		•			
立 基準該当就労継続支援B型サービス費	(5) 利用定員が81人以上	(4) 利用定員が61人以上80人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下	(2) 利用定員が21人以上40人以下	(1) 利用定員が20人以下	三 就労継続支援B型サービス費(W)	(5) 利用定員が81人以上	(4) 利用定員が61人以上80人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下	(2) 利用定員が21人以上40人以下
	394単位	408単位	417単位	451単位	506単位		438単位	454単位	463単位	494単位

以下同じ。)の事業を行う社会福祉法(昭和26年法律第45号 指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をい 事業所の利用者に対して支払った工賃(指定障害福祉サービ 労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指 型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就 指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B の利用定員をいう。)及び平均工賃月額 昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号に規定する授産 基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。 用定員(基準該当就労継続支援B型(指定障害福祉サービス 位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事 それぞれ \underline{I} の(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単 又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。)に応じ、 5項において準用する場合を含む。)、第205条第1項又は ス基準第201条第1項(指定障害福祉サービス基準第223条第 定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型 施設(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。 う。以下同じ。)の一月あたりの平均額として都道府県知事 第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法 次の算式により算定した数と<u>イ</u>の(1)から(5)までに掲げる利 (2の注に規定する

に定める工賃をいう。以下同じ。)の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ旦の(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれ旦の(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数 質式

押上へ

- 注1 イから上までについては年齢、支援の度合その他の事 等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型 219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下 対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困 情により通常の事業所に雇用されることが困難である者 場合に、所定単位数を算定する。 条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係 指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6 指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第 延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及 って、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の 難であるもの<u>又は通常の事業所に雇用されている者で</u>あ び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに 「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継 続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第198条 に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所を いう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この 注2から注7までにおいて「特定指定就労継続支援B型

業所の場合にあっては、それぞれ<u>イ</u>の(1)から(5)までに掲げる 平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位 数とする。) とのいずれか少ない単位数

算式

(累

注1 イから<u>本</u>までについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

新設)

事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 旦については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就 労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ 、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共 団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 八については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 二については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就 労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B

- 2 <u>イ</u>については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た<u>指定就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、特定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</u>
- 3 旦については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(新設)

型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定 単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特 定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所 定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 6 本については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 2 <u>へ</u>については、注2から<u>注6</u>までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は<u>注4</u>に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から<u>注6</u>までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は<u>注4</u>に規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は<u>注4</u>に規定する以外の特定は、所定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 8 上については、基準該当就労継続支援B型事業所が、 基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数 を算定する。
- 9 イ、ロ及びへの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労

- 4 八については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 三については、注2から<u>注4</u>までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は<u>注3</u>に規定する以外の特外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から<u>注4</u>までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は<u>注3</u>に規定する以外の特定方定,所定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 立については、基準該当就労継続支援B型事業所が、 基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数 を算定する。

継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

- (0 イから上までに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (略)
- 11 二からへまでについては、前3月における指定就労継続支援B型事業所等の利用者のうち、当該指定就労継続支援B型事業所等の平均利用時間(前3月において当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等の平均利用時間(前3月において当該時間の合計時間を当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。)型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。)が4時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 12 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算する。
- 13 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 14 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第 223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基

継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

- Z イから<u>ホ</u>までに掲げる就労継続支援B型サービス費の 算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (既

(新設)

新設)

(無影)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基

所定単位数から減算する。 第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していな 準第35条の2第2項<u>又は第3項</u>に規定する基準に適合し 位数を所定単位数から減算し ていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単 / 場合は 所定単位数の100分の10に相当する単位数を 指定障害者支援施設基準

223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基 規定する基準に適合していない場合は、 準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に 100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する 指定障害福祉サービス基準第202条、 第206条及び第 所定単位数の

(器)

- 0 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1 条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法 、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する 等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であっ 者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とす B型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語 ビス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3 指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サー として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を て、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者 機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用 <u>イについては、</u>視覚障害者等である指定就労継続支援 注2において同じ。)が当該指定就労継続支援B型 41単位

> 算しない。 35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3 指定障害福祉サービス基準第202条、 から減算する。ただし 適合していない場合は、 <u> 施設基準第48条第2項若しくは第3項</u>に規定する基準に 準第35条の2第2項者しくは第3項又は指定障害者支援 項に規定する<u>基</u>準を満たしていない場合であっても 条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第 令和5年3月31日までの間は 1日につき5単位を所定単位数 第206条及び第223

(新設)

9 (略) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

 \sim

(新設)

(新設)

51単位

泊 利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして 配置に加え、常勤換算方法で、 祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サー 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専 等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、 定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員 ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福 に2を乗じて得た数とする。) が当該指定就労継続支援B型 ビス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指 ち2以上の障害を有する利用者については、<u>当該利用者数</u> 〔重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害の 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数 当該指定就労継続支援B型の

業所(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。 定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事 は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指 で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を40で除 して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又

- において、指定就労継続支援B型等を行った場合に
- 日につき所定単位数を加算する。
- <u>専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、</u> 覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として 項第5号に掲げる人員配置に加え、 準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1 害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基 障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障 用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、 B型等の利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利 所定単位数を加算する。 该指定就労継続支援B型等の利用者の数を50で除して得 三数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援 指定就労継続支援B型等を行った場合に 長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において 常勤換算方法で、 1日につき 指定

高次脳機能障害者支援体制加算

町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、 指定就労継続支援B型等を行った場合に、 分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市 用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100 位数を加算する。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利 1日につき所定単

 ω 就労移行支援体制加算

7 < 11

(瑟

。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1 事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サー 都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型 日につき所定単位数を加算する ビス事業所(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という

(新設)

ω 7 < 11 就労移行支援体制加算

- 所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算 た日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた 場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行っ 型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った 事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合 の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を <u>れている者であって労働時間の延長又は休職からの復職</u> 受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行 道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B という。) が前年度において1人以上いるものとして都 と認める者に限る。 された者にあっては、 間において、当該指定就労継続支援B型事業所等におい 就労を継続している期間が6月に達した者) (過去3年 を除く。以下この注1において同じ。) し、就労を継続 続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を る指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継 (1)又はロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定してい て既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定 にあっては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、 している期間が6月に達した者 (通常の事業所に雇用さ ·時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費 _以下この3において「就労定着者」 都道府県知事又は市町村長が適当
- 2 ロについては、1のハの就労継続支援B型サービス費 (皿を算定している指定就労継続支援B型事業所等であっ て、就労定着者が前年度において1人以上いるものとし て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支 援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を 行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応

1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(川を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、工工指定就労継続支援B型事業所等においる指定就労継続支援B型事業所等においる指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定良及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費 (川を算定している指定就労継続支援B型事業所等におい て、就労定着者が前年度において1人以上いるものとし て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型等を行 援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を 行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を

- が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事 を乗じて得た単位数を加算する。 る年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数 日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属す において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1 又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等 る指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者 <u>(II)又はホの就労継続支援B型サービス費(II)</u>を算定 ハについては、<u>1のニの就労継続支援B型サービス費</u>
- った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を 援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行 ○型を算定している指定就労継続支援B型事業所等であっ 就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支 て、就労定着者が前年度において1人以上いるものとし ニについては、10への就労継続支援B型サービス費
- 302 就労移行連携加算

継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用 他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の 移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その 者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労 当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労 <u>就労継続支援B型等を受けたものを除く。)</u>が1人以上いる 者_(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時 力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定 間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能 B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援 1,000単位

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を

- 就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を 援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行 行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に て、就労定着者が前年度において1人以上いるものとし <u></u> 一を算定している指定就労継続支援B型事業所等<u>におい</u> て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支 ハについては、<u>1のハの就労継続支援B型サービス費</u>
- った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を 援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行 <u>て、</u>就労定着者が前年度において1人以上いるものとし <u>∭</u>を算定している指定就労継続支援B型事業所等<u>におい</u> 就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支 ニについては、<u>1のニの就労継続支援B型サービス費</u>
- 302 注 の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書によ 特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等 が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定 おいて、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日 者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等におい り提供した場合に、 までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等 との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者 て、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度に B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援 就労移行連携加算 当該指定就労継続支援B型等の利用を終

ない。 が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以 の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に 者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他 内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算し 申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業 1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者 当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について

$4\sim6$

食事提供体制加算

続支援B型事業所において、<u>次の(1)から(3)までのいずれにも</u> いること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当 等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員に 提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に の間、1日につき所定単位数を加算する。 <u>適合する</u>食事の提供を行った場合に、<u>令和9年3月31日</u>まで 出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継 制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け 就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体 よる食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託して 続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所 入所する者を除く。) 又は低所得者等である基準該当就労継 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の

- 管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認して 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、
- ていること。 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録し
- していること。 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録

 ∞

いた場合は加算しない。 算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けて だし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起 了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。た

$4\sim6$

食事提供体制加算 制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け 就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体 いること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当 よる食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託して 等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員に 続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所 提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に 続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、<u>別</u> 出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継 入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継 を加算する。 <u>に厚生労働大臣が定める日</u>までの間、1日につき所定単位数 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の

(新設)

(新設)

(翠

 ∞

802

ピアサポート実施加算

100単位

100単位

- 注 研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対し いう。)である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート 等において、法第4条第1項に規定する障害者(以下この注 数に応じ、1月につき所定単位数を加算する <u>て</u>相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の 道府県知事が認める者(以下この注において「障害者等」と 県知事<u>又は市町村長</u>に届け出た指定就労継続支援B型事業所 において単に「障害者」という。) 又は障害者であったと都 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府
- <u>費(W)</u>を算定していること。 <u>支援B型サービス費(ハ)又はへの就労継続支援B型サービス</u> 1の二の就労継続支援B型サービス費(II)、ホの就労継続
- (2) <u>なくとも1名</u>は障害者等とする。) 配置していること。 事業所等の従業者として2名以上 障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援B型 (当該2名以上のうち少
- $\widehat{\omega}$ (器)
- 9 10 (器)
- 地域協働加算

を目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組 <u>援B型サービス費(W)又はへの就労継続支援B型サービス費(W</u> 用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資すること を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利 1の二の就労継続支援B型サービス費(W)、ホの就労継続支

> 注 場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につ 受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について 事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における 認める者(以下この注において「障害者等」という。)であ 法第4条第1項に規定する障害者(以下この注において単に き所定単位数を加算する, 当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った 行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を 基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサ る従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援 県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、 ポート研修」という。)の課程を修了し、当該研修の事業を 「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事が 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府

- <u>労継続支援B型サービス費(M)</u>を算定していること 1のハの就労継続支援B型サービス費(II)又は1の二の就
- <u>(2</u> 配置していること。 <u>受けた者</u>を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として 2名以上(当該2名以上のうち1名は障害者等とする。 った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を ピアサポート研修の課程を修了し 当該研修の事業を行
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ (瑟)
- $9 \cdot 10$ (器)
- 地域協働加算

30単位

<u>継続支援B型サービス費M</u>を算定している指定就労継続支援 関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等 る地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力あ 1のハの就労継続支援B型サービス費(II)又は1のニの就労 30単位

利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 より公表した場合に、 の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法に 等に係る生産活動収入があるものに限る。)を行うとともに により指定就労継続支援B型等(当該指定就労継続支援B型 当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他 当該指定就労継続支援B型等を受けた

(器

13 目標工賃達成指導員配置加算

利用定員が20人以下

利用定員が21人以上40人以下

計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むた 利用定員が41人以上60人以下 おいて、指定就労継続支援B型等を行った場合に、 が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事 員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣 めの指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、 利用定員が81人以上 利用定員が61人以上80人以下 <u>賃向上計画</u>に基づき、自らも<u>工賃向上計画</u>を作成し、 つき所定単位数を加算する。 <u>又は市町村長</u>に届け出た指定就労継続支援B型事業所等に 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される工 当該指導 . 1日行 38単位 36単位 37単位 10単位 数

1302目標工賃達成加算

全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業 均工賃月額に、 <u>年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平</u> 定単位数を加算する。 続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向 当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所 上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継 前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の この場合において、 当該工賃目標は前

> 労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、 係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネ 当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるもの ットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就 に限る。)を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に 定単位数を加算する 1日につき所

12 認

目標工賃達成指導員配置加算

利用定員が21人以上40人以下 利用定員が20人以下

45単位

利用定員が41人以上60人以下

利用定員が61人以上80人以下

74単位

80単位 89単位

75単位

利用定員が81人以上

目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される_ 72単位

労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道 所定単位数を加算する。 府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等におい 当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生 り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、 <u>工賃向上計画」</u>に基づき、自らも<u>「工賃向上計画」</u>を作成 指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき 当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取

(新設)

所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額(当該額が 前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における 平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指 定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額)以上で なければならない。

4 送迎加算

イ・ロ (器)

主1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(当該指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (瑟)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (歴)

主1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

1)・(2) (路

14 送迎加算

イ・ロ (器)

1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (累)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (器)

11 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状况、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (器)

16

16002社会生活支援特別加算

事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う 当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法 ための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し 支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活の に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間 B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な て都道府県知事<u>又は市町村長</u>に届け出た指定就労継続支援 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと)において、1日につき所定単位数を加算する。

16003緊急時受入加算

100単位

等からの要請に基づき、 害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が つき所定単位数を加算する。 必要な事態が生じた場合において B型事業所等において、 <u> _ て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと 利用者 夜間に支援を行った (施設入所者を除く 当該利用者又はその家族 とまに 1月77

1604集中的支援加算

1,000単位

接を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限 材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支 する 1月に4回を限度として所定単位数を加算する。 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合におい 広域的支援人材を指定就労継続支援B型事業所等に訪問 又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人

17 福祉・介護職員処遇改善加算

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

16 (悪

16002

注

、1日につき所定単位数を加算する 期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するま が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応し 開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院 援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を た就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支 て社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において で)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所におい て都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと 社会生活支援特別加算

(新設)

福祉・介護職員処遇改善加算

17

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>16の4</u>までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数)
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)
- 一 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

18 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は 基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立 行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において 同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基 準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる 区分に従い、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算 は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数)
- 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)
- へ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

福祉·介護職員等特定処遇改善加算

18

- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>16の2</u>までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単

位数)

П 指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から<u>16の 4</u> 911

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算す 支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した 援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利 用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続 として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

第14の2 就労定着支援

就労定着支援サービス費(1月につき)

- 就労定着率が9割5分以上の場合
- 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合
- 就労定着率が8割以上9割未満の場合
- 就労定着率が7割以上8割未満の場合

2,234単位 2,768単位

,690単位

, 433単位 , 074単位

- (5) (6) (7) 就労定着率が5割以上7割未満の場合
 - 就労定着率が3割以上5割未満の場合
- 就労定着率が3割未満の場合

19 П

単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算す 支援B型を行った場合は、1から<u>16の2</u>までにより算定した 用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続 援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

第14の2 就労定着支援

就労定着支援サービス費 (1月につき)

3,512単位

, <u>348単位</u>

\Box	-
) 就労定着率が9割5分以上の場合	作1/11/日
IJ>	

- 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合
- 就労定着率が8割以上9割未満の場合
- 就労定着率が7<u>割以上8割未満の場合</u>
- 就労定着率が5割以上7割未満の場合
- 就労<u>定着率が3割以上5割未満の場合</u>

利用者数が21人以上40人以下 就労定着率が3割未満の場合

- 就労定着率が9割5分以上の場合 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合
- 就労定着率が8割以上9割未満の場合
- 就労定着率が7割以上8割未満の場合
- 就労定着率が5割以上7割未満の場合 ヒ労定着率が3割以上5割未満の場合

- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の2
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 3,449単位 , 285単位
- , 176単位 710単位
- ,642単位 , 395単位
- ,046単位
- 2,628単位 2,759単位
- 2,168単位
- .,741単位
- ., 314単位

1, 117単位

- 注1 就労に必要な知識<u>及び能力の向上のための支援を一時的</u> 害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が 就労継続支援B型等(以下この<u>第14の2</u>において「生活 就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定 練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練) をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算 サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援 労の継続を図るため、指定就労定着支援(指定障害福祉 が6月に達した者)_に対して、当該通常の事業所での就 護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基 おいて「基準該当生活介護等」という。 立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練) 介護等」という。)又は基準該当生活介護、基準該当 準該当生活介護等を受けた後、 しくは基準該当就労継続支援B型<u>(以下この第14の2に</u> に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介 月に達した障害者 (通常の事業所に雇用されている障 就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓 就労を継続している期間 _を受けて通常 等、指定
- 0 第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所 指定就労定着支援事業所 (指定障害福祉サービス基準

就労定着率が3割未満の場合

837単位

利用者数が41人以上

就労定着率が9割5分以上の場合 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 2,587単位 , 463単位

就労定着率が8割以上9割未満の場合

就労定着率が7割以上8割未満の場合 632単位 032単位

就労定着率が5割以上7割未満の場合 232単位

(6)就労定着率が3割未満の場合 就労定着率が3割以上5割未満の場合 047単位 785単位

続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通 該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該 の1及び3において「生活介護等」という。)又は基準 続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等(以下こ 指定就労定着支援をいう。以下同じ。)を行った場合に 常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支 B型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継 当自立訓練(生活訓練)若しくは基準該当就労継続支援 訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継 定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立 所定単位数を算定する。 <u> イからへまでについては、</u>就労に向けた支援として指 (指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する

 \sim 指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定す イからくまでについては、 指定就労定着支援事業所 計数で除して得た率とする のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日におい 生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者 該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される する月の前月の末日から起算して過去3年間において当 労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属 おいて同じ。) に応じ、1月につき所定単位数を算定す った場合に、都道府県知事に届け出た就労定着率 をいう。以下同じ。)において、指定就労定着支援を行 体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合 3年間において当該指定就労定着支援事業所において一 定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去 て通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指 る。ただし、新規に指定を受けた日から1年間の指定就 用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2に 算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利 継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起 支援<u>の利用を開始した者</u>のうち通常の事業所での就労を 前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着 日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該 指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末 (当該

所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日 受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定 着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定 業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月 新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事 就労定着支援事業所の利用者数は、 未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は 数を算定する。ただし、<u>新規に指定を受けた日から6月</u> 第14の2において同じ。)に応じ、1月につき所定単位 を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この 末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援 間において就労定着支援<u>を受けた者</u>のうち通常の事業所 る指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。)におい を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業 月の利用者数の合計を6で除して得た数とする。 援を行った月の末日から起算して過去6月間における各 指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、 過去3年間において当該指定就労定着支援事業所におい る年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受け <u>U</u>就労定着率(当該指定就労定着支援を行った日の属す 属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12 届け出た<u>利用者数(当該指定就労定着支援を行った日の</u> での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の ている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年 で除して得た数をいう。 に新たに雇用され、 指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して た者の総数に100分の70を乗じて得た数と 一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所 指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に 就労を継続している期間が6月に達 以下この1において同 ,当該指定就労定着支 当該指定 新規に

- 定する。 (1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれ
- $(1) \cdot (2)$ 翠
- 数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算 ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位 <u> 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー</u>
- の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分 する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定 指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用
- 相当する単位数を所定単位数から減算する 準を満たしていない場合は、 する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基 指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用 所定単位数の100分の1に
- 分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合 支援体制構築未実施減算として、所定単位数の100
- 行い、同令<u>第20条</u>に規定する職場適応援助者助成金の申 所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を 該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業 <u>の2第1項第1号</u>に規定する訪問型職場適応援助者が当 関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第20条 害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障

- て当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して の属する月の前月の末日から起算して過去3年間におい 得た率とする。
- を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 れかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合 <u>イからへまでの算定に当たって、</u>次の(1)又は(2)のいす
- $(1) \cdot (2)$

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (略) 6 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障 が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援 助を行い、同令<u>第20条の2の2</u>に規定する職場適応援助 事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく接 <u>の2の3第1項第1号</u>に規定する訪問型職場適応援助者 関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第20条 害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に

いて、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サー 請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月にお ビス費は、算定しない。

(器)

0 地域連携会議実施加算

地域連携会議実施加算(1) 地域連携会議実施加算([

405単位

算定している場合にあっては、その回数を含む。 <u>のサービス管理責任者が</u>関係機関との連絡調整を行った 画に関する会議を開催し、<u>当該指定就労定着支援事業所</u> する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計 を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事 の事業所をいう。以下<u>この2</u>において同じ。)との連携 度として、所定単位数を加算する。 場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回 ター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外 (地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援セン <u>イについては、</u>指定就労定着支援事業所が、 関係機関) を限 (ロを

<u>4</u> П 要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定献 の意見を求め、就労定着支援計画の作成、 <u> 明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地から</u> 定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支 支援計画の作成又は変更に当たって、 を共有した場合に、 労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果 援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況 される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労 (利用者についての継続的な評価を含む。) について説 口については、指定就労定着支援事業所が、就労定着 (イを算定している場合にあっては、 を限度として、 1月につき1回、 所定単位数を加算する。 かり、 関係者により構成 変更その他必 その回数を含 1年につき

> 定着支援サービス費は、算定しない。 行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労 者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を

定着支援連携促進加算

 \sim

579単位

(新設)

579単位

(新設)

絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき 害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係 該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下<u>この注</u> ンター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当 4回を限度として、所定単位数を加算する。 る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連 において同じ。)との連携を図るため、関係機関において障 指定就労定着支援事業所が、関係機関(地域障害者職業セ

- 3 (器)
- 4 就労定着実績体制加算

300単位

主 過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活で就労している者又は就労していた者」の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- 5 · 6 (點)
- 2 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- 2 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から6までにより3定した単位数の1000分の26に相当する単位数

- 3 (器)
- 4 就労定着実績体制加算

300単位

注 過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5・6 (略)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、 として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1から6までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、1から6までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の3 自立生活援助

- 自立生活援助サービス費
- イ 自立生活援助サービス費(I)
- 1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,566単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

1,095単位

- 自立生活援助サービス費(I)
- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,172単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

自立生活援助サービス費(III)

700単位

821単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する<u>主務省令</u>で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住

(難誤

(新設)

第14の3 自立生活援助

- 自立生活援助サービス費
- イ 自立生活援助サービス費(1)
- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満1,558単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
- 1,090単位

- 1 自立生活援助サービス費(I)
- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満1,166単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

817単位

(新設)

1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行

居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)<u>の地域生活支援員(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。)が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</u>

- 2 ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し 、指定自立生活援助事業所の<u>地域生活支援員</u>が、<u>1月に</u> 2回以上、利用者の居宅を訪問することにより</u>指定自立 生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数(サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。)で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。
- 4~6 (器)
- 7 へについては、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場

う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)<u>の徒業者が、</u>指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)<u>の後</u>第206条の13に規定する指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の<u>従業者</u>が、指定自立生活援助事業所の<u>に業者</u>が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員(以下「地域生活支援員」という。)の員数(サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。)で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。
- 4~6 (器

新設)

合であって、指定障害福祉サービス基準第206条の18に 規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援 及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月 に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定 する。ただし、イ又はロを算定している場合には算定し

- 8 イ<u>からハまで</u>については、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (略)
- (3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95
- 9 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用 する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定 する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分 の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 1 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用 する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基 準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に 相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 12 (略)

- 7 人及び口については、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (路)
- 3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生 自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する厚生労働省合で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

13 限度とする。 第551号)第15号のイの(1)の四に規定する拠点コーディ のとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業 いう。)の事業所の単位において、1月につき100回を 26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を 者及び指定障害児相談支援事業者(児童福祉法第24条の 事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携 生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示 働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚 活支援拠点等機能強化加算として、 所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生 地域定着支援事業者をいう。)、指定特定相談支援事業 支援事業者(指定相談基準第39条第3項に規定する指定 ネータ<u>ーをいう。)1人につき、当該指定自立生活援助</u> 位を加算する。 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも 、て運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着 拠点コーディネーター 所定単位数に500単 (厚生労

(新設)

(当る)

2~4 (累)

4の2 集中支援加算

500単位

(新設)

注 1のイの自立生活援助サービス費(|)が算定されている指定 自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、 利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5~8 (器)

9 指定自立生活援助事業者(指定障害福祉サービス基準 第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう 。以下同じ。)が、地域生活支援員による指定障害福祉 サービス基準第206条の18に規定する支援(利用者の居 宅を訪問することにより行うものをいう。)を、1月に 2月以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合 は、自立生活援助サービス費は、算定しない。

2~4 (略)

5~8 (器)

9 居住支援連携体制加算

· · ·

主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会(同法第以下同じ。)又は住宅確保要配慮者居住支援協議会(同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。)に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算

500単位

10

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。第15の2の注5において同じ。)又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。)が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場

9 居住支援連携体制加算

35軍

照に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。)又は<u>同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会</u>に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

地域居住支援体制強化推進加算

E 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(巻製)

合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日まで の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- 二 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

12 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- <u>イ</u> <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> <u>1から10までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数</u>
- <u>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u>
- 13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1から10までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき)

(新設)

(新設)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき)

(6) 区分1以下 273単位 注1 <u>イ</u> については、障害者(身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)第4条に規定する身体障害者にあっては 、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福	(5) 区分 2	(4) 区分 3	(3) 区分 4	(2) 区分 5	(1) 区分 6	立 共同生活援助サービス費(II)	(6) 区分1以下	(5) 区分 2	(4) 区分 3	(3) 区分 4	(2) 区分 5	(1) 区分 6	<u>イ</u> 共同生活援助サービス費(I)							(削る)							(削る)
273単位 去(昭和24年 計にあっては までに障害福	290単位	410単位	481単位	569単位	717単位		171単位	188単位	297単位	372単位	456単位	600単位															
(6) 区分1以下 272単位 注1 <u>イからニまで</u> については、障害者(身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日ま	(5) 区分 2	(4) 区分 3	(3) 区分 4	(2) 区分 5	(1) 区分6	三 共同生活援助サービス費(10)	(6) 区分1以下	(5) 区分 2	(4) 区分 3	(3) 区分 4	(2) 区分 5	(1) 区分 6	△ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(<u>6</u>) <u>区分1以下</u>	(<u>5</u>) <u>区分2</u>	(4) 区分3	(3) 区分4	(2) 区分5	(1) 区分6	<u>ロ</u> 共同生活援助サービス費(II)	(6) 区分1以下	(<u>5</u>) <u>区分 2</u>	(4) 区分 3	(<u>3</u>) <u>区分 4</u>	(2) 区分5	(<u>1</u>) <u>区分 6</u>	<u>イ</u> 共同生活援助サービス費(I)
272単位 障害者福祉法 る身体障害者 る日の前日ま	322単位	411単位	501単位	582単位	697单位		170単位	209単位	298単位	387単位	467単位	583単位		198単位	243単位	331単位	421単位	500単位	616単位		243単位	292単位	381単位	471単位	552単位	667単位	

N N 行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に をいう。以下同じ。)における指定共同生活援助(指定 ある者に限り、地域移行支援型ホーム(指定障害福祉サ 祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことが 208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう 定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第 域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を 援助をいう。以下同じ。)の利用者にあっては、当該地 障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活 ービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム 1年以上入院している精神障害者に限る。 注3において 以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場 障害支援区分に応じ、 (注3に規定する障害者を除く。)に対し、 1日につき所定単位数を算

(当る)

<u>ر</u>

(当る)

でに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム(指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。)における指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。2位対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第 1項第1号に掲げる世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(同項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、11日につき所定単位数を算定する。
- <u>ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活</u>援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指

- 2 る利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっ 準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け 位数を算定する。 あっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単 護の利用について、所要時間が8時間以上である場合に ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介 ては、<u>イ</u>にかかわらず、<u>次に掲げる単位数</u>を算定する <u>令和9年3月31日</u>までの間、指定障害福祉サービス基
- 区分6 区分5 4
- $\begin{array}{c|c} (1) \\ \hline (3) \end{array}$

369単位

306単位

270単位

- 助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供し 利用が必要と認められる<u>障害者</u>に対し、指定共同生活援 た場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定する。 <u>ロ</u>については、一時的に体験的な指定共同生活援助の
- 乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する 該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に 共同生活援助サービス費(注2に規定する場合を含む) の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに

定共同生活援助を行った場合に、 1 日につき所定単位数を算定する 障害支援区分に応じ、

る利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっ 準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け ては、<u>イからハまで</u>にかかわらず、<u>次の(1)から(3)までの</u> <u>令和6年3月31日</u>までの間、指定障害福祉サービス基 それぞれ1日につき所定単位数を算定する

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

区分6 444単位 398単位

区分4 区分5

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

393単位

364単位

区分 6 区分 5 区分4 346単位 314単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(土)区分6359単位(二)区分5313単位(三)区分4281単位(五)二については、一時的に体験的な指定共同生活援助の つき所定単位数を算定する。 利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助 (合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日に 1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場

。)の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに 該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に 乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する 共同生活援助サービス費(<u>注 5</u>に規定する場合を含む

場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- .) (2) (略)
- 3) 共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準<u>第124条</u> 第1項第2号に規定する共同生活住居をいう。<u>以下</u>同 じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の95
- (4)・(5) (器)
- 5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する 基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項 に規定する基準を満たしていない場合は、<u>所定単位数の</u> 100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する
- 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する 指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を 満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当 する単位数を所定単位数から減算する。
- 9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(<u>注2</u>の適用を受けている間(<u>注2</u>の適用を受けている間(

場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (路
- (3) 共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準<u>第207条</u> に規定する共同生活住居をいう。(<u>4)及び(5)において</u>同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の95
- (4)・(5) (

(新設)

新設)

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項 に規定する基準を満たしていない場合は、1月につき5 単位を所定単位数から減算する。ただし、合和5年3月 31月までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条に おいて準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第 3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、 減算しない。

(新設)

利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注5の適用を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間(

<u>注2</u>の適用を受けている間に限る。)を除く。)は、 同生活援助サービス費は、算定しない。 井

 $1 \circ 2$ 14 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につ

(判る)

(色性)

日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1

997単位

860単位

771単位

区分6

区分5

区分4

区分3

日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I

524単位

区分5

区分6

区分4

区分3

定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に 害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中 準ずるものを利用したことがあるものに限る。<u>注 5 にお</u> 達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに <u>イ</u>については、障害者(身体障害者福祉法第4条に規 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 (注5に規定する障害者を除く。 672単位 に対し (指定障

> 同生活援助サービス費は、算定しない。 <u>注5</u>の適用を受けている間に限る。)を除く。)は、共

 $1 \, \mathcal{O} \, 2$ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につ

日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1

区分 5 区分6 989単位 105単位

区分3 区分4 650単位 907単位

日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I

<u>(4)</u> <u>(2)</u> <u>(1)</u> 区分 6 区分4 区分 5

区分 3 574単位

<u>ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>(II) 1 区分 6

969単位

770単位

822単位 904単位 021単位

3 <u>4</u> 2 区分3 区分4 区分5 852単位 528単位

<u>ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費似</u>

 $\widehat{\omega}$ 区分4 区分3 区分 5 区分6 677単位 , 019単位 937単位 135単位

,028単位 168単位

938単位

サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。) 指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日中 くはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る 第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者 又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若し <u>)に対して</u>、日中サービス支援型指定共同生活援助(<u>イから二まで</u>については、障害者(身体障害者福祉法

サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同 じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助 (指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日 中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、<u>障害支援区分に応じ、1日につき</u>所 定単位数を算定する。

(過%)

(回る)

2 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(6)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。た

を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 4第1項第1号に規定する世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 3. ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活技助事業所を除く。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、注2及び注3に規定する日中サービス 支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援 型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援 型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応 じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 日中を共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準第 213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1 の2において同じ。) 以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は

定しない。 だし、

<u>注4</u>に規定する単位数を算定している場合は、 眞

3 令和9年3月31日までの間、		1) X 6 (2) X 5 5 (3) X 5 4 (4) X 5 2 (6) X 5 1 1 1 1 1
つり買		
指定障害福祉サー	Į!	27 27 27
プランス	C	765単位 627単位 539単位 407単位 270単位 253単付

、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、 $\underline{$ た $}$ に規定する単位数を算定している場合は、算 、所定単位数に代えて、次の(1)から $(\underline{3})$ までの場合に応じ

注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

		Œ	$\widehat{\mathbb{H}}$		$\widehat{\square}$	\bigcap	\Box	更
 	注3に規定する日中サービス支援型指定共 重業ボの担合	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分 5	区分6	事業所の場合
826単位	一ビス支援型指定共同生活援	360単位	414単位	563単位	712単位	793単位	910単位	

2

助事業所の場合	(3) 注4に規定する日中サー1	<u> </u>	<u> </u>	<u></u> 医分3	三 区分4	(二) 区分 5	<u>(一) 区分6</u>
	ビス支援型指定共同生活援	292単位	337単位	486単位	627単位	709単位	826単位

	(五) 区分2	<u>国</u> 区分3	<u>三 医分4</u>	<u>(二) 区分5</u>	<u></u> <u> </u>
252単位	292単位	440単位	575単位	657単位	774単位

準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け る利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基

準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け る利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助

である場合にあっては、 は重度訪問介護の利用について を算定する。<u>ただし、</u> での場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数 を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)ま に相当する単位数を算定する。 これらの規定に基づく居宅介護又 次に掲げる単位数の100分の95 所要時間が8時間以上

 $\begin{array}{c} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array}$ 区分6

区分 5

区分4

565単位

505単位 467単位

の場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数 行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)まで 準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け は重度訪問介護の利用について、 を算定する。<u>ただし、これらの規定に基づく居宅介護又</u> ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を る利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過 である場合にあっては、 に相当する単位数を算定する。 <u>令和9年3月31日</u>までの間、指定障害福祉サービス基 次に掲げる単位数の100分の95 所要時間が8時間以上

> を算定する。 での場合に応じ、 を行った場合は、 所定単位数に代えて、次の(1)から(3)ま それぞれ1日につき次に掲げる単位数

助事業所の場合 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

<u> 区分6</u> 区分5

698単位

651単位

617単位

区分4

注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

助事業所の場合

区分6

612単位

566単位

区分5

区分4

533単位

注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

助事業所の場合

区分 6 区分 5

区分4

515単位 482単位

561単位

の場合に応じ、 を算定する。 行った場合は、 準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け る利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過 ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を <u> 令和6年3月31日</u>までの間、指定障害福祉サービス基 所定単位数に代えて、次の(1)から(3)まで それぞれ1日につき、次に掲げる単位数

	(1) 区分 6 (2) 区分 5 (3) 区分 4
	<u>454単位</u> <u>394単位</u> <u>356単位</u>

- 支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単 指定共同生活援助の利用が必要と認められる<u>障害者</u>に対 連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害 し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり <u>ロ</u>については、一時的に体験的な日中サービス支援型
- それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を算定する。 同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービ 助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共 ものに限る。)を提供した場合は、所定単位数に代えて ス支援型指定共同生活援助 (1回当たり連続30日以内の 次の(1)から(6)までの場合に応じ、年50日以内に限り、 一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において
- 区分6

区分5

929単位 787単位

注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

助事業所の場合

区分 6 区分 5

605単位

区分4

558単位 525単位

注3に規定する日中サー ビス支援型指定共同生活援

助事業所の場合

区分 6

区分5

区分4

474単位

520単位

440単位

助事業所の場合 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

区分 6 区分 5

区分4

389単位

422単位

469単位

を算定する。 区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数 30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援 日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続 指定共同生活援助の利用が必要と認められる<u>者</u>に対し、 三については、一時的に体験的な日中サービス支援型

、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する ものに限る。)を提供した場合に、 ス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内の 同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービ 助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共 一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において 障害支援区分に応じ

区分6

区分5

940単位

824単位

- 区分3 区分4
- 区分2

408単位

546単位 695単位

区分1以下

389単位

当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合 ら<u>注4</u>まで及び<u>注6</u>に規定する場合を含む。)の算定に 数を算定する。 に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (注2か

(1)~(4) (略)

- 数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算 ビス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー
- の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。 する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定 する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用
- 数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算 する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第 3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用
- する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基 相当する単位数を所定単位数から減算する。 準を満たしていない場合は、 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用 所定単位数の100分の1に
- 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害

- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 区分4
- 区分3

590単位 441単位

742単位

区分2 区分1以下

387単位

当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合 に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た ら $\underline{$ 注7まで及び $\underline{$ 注9に規定する場合を含む。)の算定に 数を算定する。 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (注5か)

 $(1)\sim(4)$ (器)

(新設)

(新設)

っても、 条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であ き5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年 する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第 条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35 3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213 3項に規定する基準を満たしていない場合は、1月につ 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用

(新設)

12 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害

度訪問介護を受けている間 共同生活援助サービス費は、算定しない。 福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間 ている間に限る。)を除く。)は、日中サービス支援型 <u>(注3</u>及び<u>注4</u>の適用を受けている間に限る。) 及び重 (<u>注3</u>及び<u>注4</u>の適用を受け

1 @ 2 @ 2いつま 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1 ∃

(判る) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費([) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 115単位 273単位 171単位

(色)色)

以下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サ る外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。 援助をいう。以下同じ。)の利用者にあっては、 213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活 用型指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第 指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定す <u>届け出た</u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 年以上入院している精神障害者に限る。<u>注2及び注3に</u> 同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1 同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共 域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共 に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利 ビス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者 未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サー おいて同じ。 一得た数以上配置されているものとして都道府県知事に <u> イ</u>については、障害者(身体障害者にあっては、65歳 ビス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう 世話人が、 。)(注3に規定する障害者を除く 常勤換算方法で、利用者の数を6で除し 当該地

> 度訪問介護を受けている間(<u>注 6</u>及び<u>注 7</u>の適用を受け 福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間 共同生活援助サービス費は、算定しない。 ている間に限る。)を除く。)は、日中サービス支援型 (<u>注 6 及び注 7</u>の適用を受けている間に限る。) 及び重

- 10202 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1 □
- いつま 外部サービス利用型共同生活援助サービス費([) 243単位
- 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(11 198単位 .70単位
- 外部サービス利用型共同生活援助サービス費巛

114単位

- <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)</u> イからホまでについては、障害者 (身体障害者にあっ 272単位
- 以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する ビス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以 定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する 病院に1年以上入院している精神障害者に限る。) に対 型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科 型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用 共同生活援助をいう。以下同じ。)の利用者にあっては ス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定 サービス利用型指定共同生活援助(指定障害福祉サービ 害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したこ とがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部 下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サー ては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障 <u>して、</u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指 当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用

。以下同じ。)を行った場合に、<u>1日につき</u>所定単位数を算定する。

(当る)

(画) る (画)

画る

2 旦については、障害者(注3に規定する障害者を除く。)に対し、注1に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する

- 2 4については、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に規定する世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス和用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 型については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 へについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 三(こついては、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- د .
- 3 八については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる<u>障害者</u>に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 イから<u>へ</u>までに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) (2) (略)
- 3) 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合100分の90
- 4) (黙)
- 5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
 6 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用
- 6 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用 する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定 する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分 の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 査については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。
- _ イから<u>ホ</u>までに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1)・(2) (器)
- 3) 共同生活住居<u>(指定障害福祉サービス基準第213条</u> <u>の13に規定する共同生活住居をいう。(4)において同じ</u> <u>。)</u>の入居定員が8人以上である場合 100分の90
- 4) (黙)
- (新設)

(奔殼)

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1月につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない、

 ∞ 相当する単位数を所定単位数から減算する。 準を満たしていない場合は、 する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用 所定単位数の100分の1に

9

10203 月から6月以内の期間に限り、 月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定 定していた者に限る。)に対し、当該利用者の居宅を訪問し のイの自立生活支援加算(1)又はへの自立生活支援加算(11)を算 活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退 できるものとする。 あると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する て指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する 居した利用者(入居中に当該利用者に対する支援について2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生 ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要で 退居後共同生活援助サービス費 1月につき所定単位数を算定 2,000単位

10204退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

<u>用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属す</u> 定できるものとする。 る月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算 る月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算 加算(1)又はへの自立生活支援加算(11)が算定されていた者に限 中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援 であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属す ビス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者(入居 ス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サー 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する外部サービ)に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利 ただし、 3月を超えて引き続き支援することが必要 2,000単位

(新設)

(新設)

(<u>2</u>) 区分 3 以 下 4 2 单位	(<u>1</u>) 区分4以上 <u>50</u> 単位	<u> 子 人員配置体制加算(III)</u>	(2) 区分3以下 112単位	(<u>1</u>) <u>区分4以上</u> <u>131単位</u>	<u>人員配置体制加算(III)</u>	(2) 区分3 45単位	(<u>1</u>) <u>区分4以上</u> <u>53単位</u>	△ 人員配置体制加算(II)	(2) 区分3 121単位	(<u>1</u>) <u>区分4以上</u> <u>138単位</u>	<u> </u>	<u>二 人員配置体制加算(W) 33単位</u>	<u> </u>	(2) 区分3以下 31単位	(<u>1</u>) <u>区分4以上</u> <u>33単位</u>	<u>口 人員配置体制加算(II)</u>	(2) 区分3以下 77单位	(<u>1</u>) 区分4以上 <u>83</u> 単位	<u> </u>	1の3の2 人員配置体制加算	注(略)	算した単位数	間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加	ニ 所要時間1時間30分以上の場合 564単位に所要時間1時	加算した単位数	時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を	ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 263単位に所要	ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 194単位	人 (器)	1の3 受託居宅介護サービス費
																				(新設)	注(略)	算した単位数	間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加	ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時	加算した単位数	時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を	ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要	ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位	ノ (器)	1の3 受託居宅介護サービス費

- 、員配置体制加算(IX
- 、員配置体制加算(X
- 員配置体制加算㎞ 員配置体制加算(X
- V V 員配置体制加算個
- 、員配置体制加算(W)

- 134単位 50単位
- 128単位
- 49単位
- 28単位 73単位
- の1の3の2において同じ。 要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下こ 活援助の提供を行った場合(一時的に体験的な利用が必 同生活援助事業所において、利用者に対し、 適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に . 日につき所定単位数を加算する。) (7, 障害支援区分に応じ 指定共同生
- 活援助の提供を行った場合に、 同生活援助事業所において、利用者に対し、 日につき所定単位数を加算する。 適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共 口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 算定しない。 障害支援区分に応じ、 ただし、 イを算定して 指定共同生
- の規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用につい 活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これら 同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間 単位数の100分の95に相当する単位数とする。 第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生 適合<u>しているものとして都道府県知事に届け出た指定共</u> 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 所要時間が8時間以上である場合にあっては、 イ又はロを算定している場合は、 算定し を加算 所定
- ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、イから小までを算定している場合は、算さる。ただし、イから小までを算定している場合は、算定しない。

- 5 本については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。
- 下については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

- 图 子については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホからトまでを算定している場合は、算定しない。
- 9 型については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9 年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者 に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った 場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく 居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分 の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、 ホからチまでを算定している場合は、算定しない。
- 0 区でついては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、本からリまでを算定している場合は、算定しない。
- 1 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

- <u>の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、</u> 適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サ ホからルまでを算定している場合は、算定しない。 8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分 居宅介護又は重度訪問介護の利用について、 があるし、 18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者 年3月31日までの間、 ・ビス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9 **ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に** 日中サービス支援型指定共同生活援助を行った 1 日につき所定単位数 日中を共同生活住居以外の場所で過ごすもの 指定障害福祉サービス基準附則第 (これらの規定に基づく 所要時間が
- 13 りについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サ 一ビス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者 に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った 場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 14 カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サ 一ビス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者

外部サービス利用型指定共同生活援助を行った 1日につき所定単位数を加算する。

を算定している場合は、算定しない。

- 1004
- 10402 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(1 51単位 41単位

の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都 場合を含む。)又は第213条の14に定める人員配置に加 専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定 覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として 用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視 ついては、<u>当該利用者の数</u>に2を乗じて得た数とする<u>。</u> 障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者に て、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所 道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等におい 基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する 場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス 基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する 障害福祉サービス基準第208条 <u>注2において同じ。</u>)が、当該指定共同生活援助等の利 等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能 イにしいては、 常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者 _視覚障害者等である指定共同生活援助 (指定障害福祉サービス

数に100分の30を乗じて得た数以上であって、 祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附 者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視 等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の]障害者等の生活支援に従事する従業者を、 口については、視覚障害者等である指定共同生活援助 指定障害福 視覚障害

定単位数を加算する。

1 @ 4

100402(新設) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3 の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数 項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第213条 障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サー 害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚 用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障 ビス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の を乗じて得た数とする。)が、当該指定共同生活援助等の利 度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算す 事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同 を<u>50</u>で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知 2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、 2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数(重 徭

数を加算する。 定共同生活援助等を行った場合に、 勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を 則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を 知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、 50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県 則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を 又は第213条の14に定める人員配置に加え、 第213条の4(指定障害福祉サービス基準附 1日につき所定単位

1 @ 4 @ 3(瑟

10404高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める 用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の 行った場合に、 指定共同生活援助事業所等において、 施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利 1日につき所定単位数を加算する。 指定共同生活援助等を

1 @ 4 @ 5ピアサポート実施加算

100単位

いう。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修 める者 (以下この注及び1の4の6において「障害者等」 規定する障害者(以下この注及び1の4の6において単に 利用型指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に 援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応 障害者」という。) 又は障害者であったと都道府県知事が認 県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス 了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府 1月につき所定単位数を加算する。

2のハの自立生活支援加算(三)を算定していること。

<u>所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業</u> 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業

> 10403 (瑟

(新設)

<u> 者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は</u> <u>障害者等とする。)配置していること。</u>

(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、 当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮 等に関する研修が年1回以上行われていること。

1 <u>の4 の 6</u> 退居後ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府 県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス 利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である徒 業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが 、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合 に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所 定単位数を加算する。

- (1)1の2の3の退居後共同生活援助サービス費又は1の2の4の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。
- (2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業 所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業 者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は 障害者等とする。)配置していること。
- (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、 当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮 等に関する研修が年1回以上行われていること。
- 1の5 夜間支援等体制加算
- 夜間支援等体制加算(1)
- (1)~(19) (略)
- 70) 夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同-の<u>共同生活住居</u>に入居している場合に限る。)

- 1の5 夜間支援等体制加算
- イ 夜間支援等体制加算(I)
- (1)~(19) (略)
- 20) 夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の<u>共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)</u>に入居している場合に限る。)

- $\widehat{\mathbb{I}}_{\sim}$
- $(21) \sim (29)$
- 7 \ (器)
- 1 0 5 0 2注1~6 (器)

(器

- 1の6 重度障害者支援加算
- ロ・フ (瑟

瑟

- 活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に に150単位を加算する。 同生活援助を行った場合に、 共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生 助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準 生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援 <u> こ適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定</u> <u>イの重度障害者支援加算(1)が算定されている指定共同</u> 指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共 更に1日につき所定単位数
- 助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準 生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援 活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に 共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生 同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数 に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定 150単位を加算する。 ロの重度障害者支援加算(11)が算定されている指定共同 指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共
- 助事業所については、 起算して180日以内の期間について、更に1日につき所 生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援 イの重度障害者支援加算(1)が算定されている指定共同 当該加算の算定を開始した日から

- $\widehat{\mathbb{I}}^{\sim}_{\sim}\widehat{\mathbb{I}}$ (器)
- $(21) \sim (29)$ (器)

口~~ (器)

- 注1~6 (器)
- 1 0 5 0 2(器
- 1の6 重度障害者支援加算 ロ・ブ (器)
- (器)

(新設)

2

(新設)

定単位数に500単位を加算する。

- 注2の加算が算定されている指定共同生活援助事業所 又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所につい ては、当該加算の算定を開始した日から起算して180日 以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200 単位を加算する。
- 7 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定共同 生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援 助事業所については、当該加算の算定を開始した日から 起算して180日以内の期間について、更に1日につき所 定単位数に400単位を加算する。
- 8 注4の加算が算定されている指定共同生活援助事業所 又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所につい ては、当該加算の算定を開始した日から起算して180日 以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200 単位を加算する。

1の7 (略)

1の8 日中支援加算

ノ・ロ (器)

注1 (器)

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の9 集中的支援加算

、 集中的支援加算(I)

1,000単位

(新設)

(新設)

(新設)

1の7 (略)

1の8 日中支援加算

イ・ロ (器)

注1 (略)

ス支援型指定共同生活援助事業所、日中サービ ス支援型指定共同生活援助事業所(区分2以下に該当す る利用者に限る。)又は外部サービス利用型指定共同生 活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は 就労することができないときに、当該利用者に対して日 中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が 1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間 について、1日につき所定単位数を加算する。

П 集中的支援加算(II)

500単位

所定単位数を加算する。 援助事業所等に訪問させ、 起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として を行ったときに、 悪化した場合において、 イにしいては、 当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援 . 当該支援を開始した日の属する月から 別に厚生労働大臣が定める者の状態が 広域的支援人材を指定共同生活 又はテレビ電話装置等を活用

当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、 を行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、 中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス 都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、 中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして 悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集 期間に限り1日につき所定単位数を加算する。 該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の 口については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が

自立生活支援加算

自立生活支援加算(1

1,000単位

利用期間が3年以内の場合

自立生活支援加算(II) 自立生活支援加算(11)

500単位

利用期間が4年を超えて5年以内の場合 利用期間が3年を超えて4年以内の場合

56単位 72単位

利用期間が 5 年を超える場合

40単位

に限る。 居に向けて、 る利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者 希望し、 |用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計 **イについては、居宅における単身等での生活を本人が** かつ、単身等での生活が可能であると見込まれ 注3を除き、 指定共同生活援助事業所又は外部サービス 以下この2において同じ。 の退

> 0 (新設) 自立生活支援加算

(新設)

(新設)

80単位

500単位

注1において単に「計画」 画又は外部サービス利用型共同生活援助計画(以下この 会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっ 位数を加算する。ただし、 当該利用者に対して、 ついて相談援助及び連絡調整を行った場合に、 までの期間)に限り、 ービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスに 当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する 当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉 を行った日の属する月から起算して6月以内の期間 かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し 算定しない。 退居後の生活について相談援助を 1月に1回を限度として所定単 当該利用者が退居後に他の社 という を見直した上で、 計画の見

社会福祉施設に入所する場合等にあっては、<u>算定しない</u> 援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単 サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調 等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療 居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族 後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退 る利用者の退居に向けて、 位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の 居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談 を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の 整を行った場合に、八居中2回を限度として所定単位数 活援助計画を見直した上で、 <u>生活援助事業所</u>の従業者が、 <u>ロについては、</u>居宅における<u>単身等での生活を本人が</u> かり、 _単身等での生活が可能であると見込まれ 日中サービス支援型指定共同 _当該利用者に対して、退居 日中サービス支援型共同生

助を行った場合に、

設に入所する場合等にあっては、<u>加算しない</u>。

加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施

退居後1回を限度として、所定単位数を

の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援

及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定 単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者

3 <u>ハについては、居宅における単身等での生活を本人が</u> 希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれ

注 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者に限る。用者 (利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。) の退居 (た立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助

者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスそ 数を加算する。 の他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談 設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出 る利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施 援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位 [該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、 .指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定 退居後の生活について相談援助を行い、かつ 当該利用

位を加算する。 援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単 住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対し は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって て都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと イを算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居 1月に1回以上、 利用者の住宅の確保及び居住の支

算する。 掘に対し、 用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同! 共同生活援助事業所であって、 び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者 指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利 当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定 人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加 居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上 協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の 当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及 イを算定しているものが

(器)

ა ~ ე

6 地域生活移行個別支援特別加算

670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

3 ∼ 5 (器)

6 地域生活移行個別支援特別加算

670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

いて地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。 厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共 害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等にお 以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあ 談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年 同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相 っては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障 して都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、 において、1日につき所定単位数を加算する。

 $602 \sim 8$

802 障害者支援施設等感染対策向上加算

障害者支援施設等感染対策向上加算(1

10単位

障害者支援施設等感染対策向上加算個

業所等において、 ものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事 イについては、 指定共同生活援助等を行った場合に、 以下の(1)から(3)のいずれにも適合する 5単位

月につき所定単位数を加算する

- <u> 生時等の対応を行う体制を確保していること</u> 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発
- 切に対応していること。 おいて同じ。 を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関 福祉サービス基準第213条の22において準用する場合 との間で、感染症(新興感染症を除く。 (以下この(2)において「協力医療機関等」という。 指定障害福祉サービス基準第212条の4 (指定障害 感染症の発生時等に、)の発生時等の対応を取り決めるととも 協力医療機関等と連携し適 以下この(2)に
- 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定

延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで 別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生 加算する。 算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を 障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を 活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に 者等」という。 サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利 用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業 して都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中 の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定 当該者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の _が、厚生労働大臣が定める者に対して、特

 $602 \sim 8$ (瑟

する感染対策向上加算(注2において「感染対策向上加算」という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8の3 新興感染症等施設療養加算

240単位

注 利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、合和6年5月31日までの間、次に掲げるいずれかの加算を原定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

新設)

福祉・介護職員処遇改善加算

三 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、合和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8の3</u>まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び10イにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>8の3</u>まで(1の2の2<u>から1の3まで、1</u>04の5から1の5まで、1の8及び8を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11の口において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する 単分数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで(1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10の口の(3)及び11のハにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- ュ 福祉・介護職員処遇改善加算(11)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の 63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000 分の110に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(11)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の

福祉·介護職員処遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から8 まで(1 の 2、1の2の2、103及び105の2を除く。10(1)、200(1)、20000(1)、20000(1)、20000(1)及び2000(1)といて同じ。)により算定した単位数の21000分の286に相当する単位数
-) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>7</u>まで(1の2の2、1の3、1の5及び1 <u>の8のイ</u>を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロ の(2)及び11のロにおいて同じ。)により算定した単位数 の1000分の86に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、への(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8</u>までにより 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合1の2から7までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の 110に相当する単位数
- 福祉·介護職員処遇改善加算(II)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8</u>までにより 算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>7</u>までにより算定した単位数の1000分の35に

35に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000 分の61に相当する単位数
- 10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の 19に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000 分の19に相当する単位数
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の 16に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000 分の16に相当する単位数
- Ⅰ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

相当する単位数

- () 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から<u>8</u>までにより算定した単位数の1000分の 61に相当する単位数
- 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

10

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算([]
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより 算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から<u>7</u>までにより算定した単位数の1000分の19に 相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の 19に相当する単位数
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより 算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
-) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から<u>8</u>までにより算定した単位数の1000分の 16に相当する単位数
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 1から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- 1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2の2から<u>8の3</u>までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表

介護給付費等単位数表

居宅介護

 \sim 402

福祉・介護職員等処遇改善加算

の加算は算定しない。 の加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他 の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか た場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位 おいて同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行っ 又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 <u>注2</u>に ぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。) 施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号 介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合 ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅 適合<u>する福祉・介護職員等</u>の賃金の改善等を実施している 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に

- 福祉·介護職員等処遇改善加算(I) より算定した単位数の1000分の417に相当する単位数 1から4の2ま
- より算定した単位数の1000分の347に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(III) より算定した単位数の1000分の402に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2まで 1から4の2まで
- より算定した単位数の1000分の273に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(W) 1から4の2まで
- 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び

別表

改

正

前

介護給付費等単位数表

第1 居宅介護

 $1\sim402$

福祉・介護職員処遇改善加算

。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当 該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次 法人国立病院機構が行う場合を除く。

6及び7において同じ 設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政 のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護 るその他の加算は算定しない。 るいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げ より独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が 事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の 合<u>している福祉・介護職員</u>の賃金の改善等を実施しているも に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ ぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定に 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適

り算定した単位数の1000分の274に相当する単位数 福祉·介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までによ

П り算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から4<u>の2までによ</u>

> 算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 福祉・介護職員処遇改善加算(三) 1から4の2までによ

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等(注1の加 算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定 居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い 、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位 数
- 4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位 数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- 7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ)(7) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位 数
- 8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位 数

- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位 数
- 0 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ)(10 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位 数
- (I) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の228</u>に相当する単位 参
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数
- <u>3</u> 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

数

でにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位

福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(14)

1から4の2ま

(過る)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる一げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(削る)

第2 重度訪問介護

1~5の3 (器)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- <u>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5の3まで</u> により算定した単位数の1000分の343に相当する単位数 - により発定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- 口 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の3まで により算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数○ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の3まで
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(注1の加算を算定している

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 重度訪問介護

1~5の3 (器)

福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- <u>イ</u> 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の146</u>に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

- ものを除く。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を 行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる 単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいず れかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるそ の他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- 4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5の3ま でにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位 数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ)(5) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数
- 6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N)(6) 1から5の3ま でにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位 数
- (Z) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N)(Z) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数数
- 8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(パ(8) 1から5の3ま でにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位 数
- <u>| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位</u>

X

- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数の
- □ 福祉・介護職員等処遇改善加算(N/II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数数
- 』 福祉・介護職員等処遇改善加算⟨ハ/イスク 1から5の3ま でにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位 数
- |3| 福祉・介護職員等処遇改善加算(N)(3) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数数

(当る)

福祉·介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- (福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

(当る)

第3 同行援護

1~4 (器)

福祉·介護職員等処遇改善加算

三1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行接護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定同行接護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ 1から4までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数
- 2 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介 護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った 場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の 45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1~4 (略)

5 福祉<u>·介護職員処遇改善加算</u>

回りている福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとしてお道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- <u>イ</u> <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> <u>1から4までにより</u> 定した単位数の1000分の274に相当する単位数
- <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算</u> <u>定した単位数の1000分の200</u>に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から4までにより算 定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(舞殿)

- 合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加 算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加 算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4までに より算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
- (2) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> 1から4までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4までに より算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4までに より算定した単位数の1000分の254に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4までに より算定した単位数の1000分の302に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4までに より算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4までに より算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4までに より算定した単位数の1000分の194に相当する単位数
- |<u>13</u>| <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13</u>| <u>1から4までに</u> | より算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- <u>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)仏 1から4までに</u>

より算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(当る)

(判る)

第4 行動援護

 $1 \sim 4 \odot 2$

福祉・介護職員等処遇改善加算

<u>注1</u> 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げ 機構が行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。)が、利用者 援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院 ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動 適合<u>する福祉・介護職員等</u>の賃金の改善等を実施している

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

6

- 注 護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲 方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の 加算は算定しない。 等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に 次に掲げる一
- より算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までに
- より算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までに
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 護等を行った場合は、 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届 1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。 け出た指定同行援護事業所等が 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適 1から4までにより算定した単位数の 利用者に対し

얦4 行動援護

 $1\sim4002$

福祉・介護職員処遇改善加算

行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対 のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護 合<u>している福祉・介護職員</u>の賃金の改善等を実施しているも 事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が に従い<u>、令和6年5月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適 指定行動援護等を行った場合に、 当該基準に掲げる区分

- 。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4の2まで により算定した単位数の1000分の382に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2まで により算定した単位数の1000分の312に相当する単位数 ー 短り 全球職員等処遇改善加算(III) 1から4の2まで
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N/1) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位 数
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ/2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ)(3) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数
- 4) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位</u>

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算 定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

X

- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位 数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位数
- 8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位 数
- (<u>9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位</u>数
- 0 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(0 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位 数
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N)(1) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位 数
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2ま でにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位 数
- ¼福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ)(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数の1000分の125に相当する単位数の1000分の125に相当する単位数

(色)色)

(当る)

얦70 療養介護

$1\sim502$

福祉・介護職員等処遇改善加算

単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は 同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に 立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 注2において 事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独 <u>員等</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知 別に厚生労働大臣が定める基準に適合<u>する福祉・介護</u>職 当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 護等を行った場合に 加算は算定しない。 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の け出た指定行動援護事業所等が、 等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に 当該基準に掲げる区分に従い、次に掲 利用者に対し、 次に掲げる一
- でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2
- でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2ま

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

護等を行った場合は、 等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。 け出た指定行動援護事業所等が 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適 1から4の2までにより算定した単位 利用者に対し、

얦5 療養介護

 $1\sim502$

福祉・介護職員処遇改善加算

該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次 るいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げ 政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>7及び8</u>において同 <u>職員</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行 じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

算定しない。

- (福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- 塩祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の2まで
 により算定した単位数の1000分の135に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の2まで により算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 ー 行払・企業職員等知事が業加管(Ⅲ) 1から5の2まで
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から5の2まで により算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位 数
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ/(3) 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位 数
- f) 福祉・介護職員等処遇改善加算(パ/イイ) 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位 数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

るその他の加算は算定しない。

- | <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> | 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善加算価 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5の2ま
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- (V)(8) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- 9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- 0 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (I) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数</u>
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- [3] <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13</u> 1から5の2ま でにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- ||<u>| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)||</u>| 1から5の2ま ||でにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

(当る)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- <u>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u>
- □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

 ∞

(当る)

第6 生活介護

1~1308 (累

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

- 三1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- □ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の8まで により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の8まで により算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する 単位数)
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から13の8まで により算定した単位数の1000分の55に相当する単位数(

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1~13の8 (器)

福祉・介護職員処遇改善加算

職員の賃金の改善等を実施しているものとしている福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の8までにより 算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)

指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する 単位数)

- 2. 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の90に相当する単位数)
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数)
- <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 価祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から13の8ま
- でにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 (国本・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数)
- | <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数 | <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> 1から13の8ま

でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数)

- 3) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</u>(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数)
- 9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- 100 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(100 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数)
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12 1から13の8ま でにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数)
- 4 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当する単位数)

(判る)

<u>15</u> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事

(判る)

第7 短期入所

1~13の3 (累)

福祉・介護職員等処遇改善加算

<u>注1</u> 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に 園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 注2 基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区 において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期 適合<u>する福祉・介護職員等</u>の賃金の改善等を実施している 入所事業所等又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの

> 業所等又は基準該当生活介護事業所が、 生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、 に掲げる区分に従い 次に掲げる他方の加算は算定しない 次に掲げる一方の加算を算定している場合に 次に掲げる単位数を所定単位数に加算 、利用者に対し、 当該基準 指定

- 位数) 指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の8ま
- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の8ま

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

16

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 数を所定単位数に加算する。 の8までにより<u>算定した単位数の1000分の11に</u>相当する単位 生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、 業所等又は基準該当生活介護事業所が として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 利用者に対し 指定

第7 短期入所

1~1303 (累)

福祉・介護職員処遇改善加算

いて同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該 当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い 独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16にお のとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所 合<u>している福祉・介護職員</u>の賃金の改善等を実施しているも 事業所等又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の3まで により算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(皿 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(M) 1から13の3まで により算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の3ま でにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位 数
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ/2) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(パ/2) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数の2000分の108に相当する単位数の2000分の108に相当する単位数の2000分の2000である。
- 4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位

- 、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(III 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

- でにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の3ま
- 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(10) により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 1から13の3ま
- でにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の3ま
- でにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の3ま
- (9) でにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の3ま

(判る)

(判る)

얦8 重度障害者等包括支援

1~2の9 (器)

福祉・介護職員等処遇改善加算

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。 け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が 等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届 利用者に対し 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適 1から13の3までにより算定した単位数の1000 指定短期入所等又は基準該当短期入所を行
- 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届 合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善 分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。 った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000 け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が 利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適
- 얦 8 重度障害者等包括支援
- 1~2の9 (器)
- 福祉・介護職員処遇改善加算

- 注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- <u>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数</u>
- □ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から2の9まで により算定した単位数の1000分の162に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から2の9まで により算定した単位数の1000分の138に相当する単位数
- 2 合和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ/(1) 1から2の9ま でにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位 数
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N/2) 1から2の9ま でにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位 ※

図にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合

位している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。

4及び5において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、

令和6年5月31日までの間、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注

- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(結構)

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数
- 4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N/Z) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ/t0) 1から2の9ま でにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位 数
- 7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から2の9ま でにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から2の9ま でにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位 数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数(削る)

(判る)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重

第9 施設入所支援

1~13の6 (略)

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

- 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (<u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> 1から13の6まで により算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
- 口 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6まで により算定した単位数の1000分の138に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
- 2 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加管する

第9 施設入所支援

1~1306 (點)

福祉·介護職員処遇改善加算

- 服員の賃金の改善等を実施しているものとしている福祉・介護 職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立 行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において 同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合 に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの 間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。
- <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(無誤)

- <u>(1)</u> でにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(13) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の6ま

1から13の6ま

(8)

- (9)でにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の6ま
- でにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(判る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 を所定単位数に加算する。 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 用者に対し、 として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 指定施設入所支援を行った場合に、1から13の
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

16

(判る)

第10 自立訓練(機能訓練

1~805 (器)

福祉・介護職員等処遇改善加算

- 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所以は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練(機能訓練)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 口
 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)
 1から8の5まで

 により算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ 1から8の5まで により算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する 当た物)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練(機能訓練)

1~8の5 (器)

福祉・介護職員処遇改善加算

職員の賃金の改善等を実施しているものとしている福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練(機能訓練)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)等の方のために、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- <u>害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)</u>
 へ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(皿</u> 1から8の5までによ

り算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障

△ <u>備他・介護職員処遇改善別算</u> 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数)
- 2 会和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数)
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数)
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から8の5ま でにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位 数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から8の5ま

でにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位

福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(4)

1から8の5ま

- でにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位 数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当 する単位数)
- |6| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 |(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から8の5ま
- |8| 猫祉・介護職員等処過改善別算(V)|8| 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から8の5ま でにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数)
- <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数)

(指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数)

(当る)

10 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

注 た場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数 算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を 機能訓練)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行っ 機能訓練)事業所等、 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 万姓し、 又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、 しない。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 指定自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練 基準該当自立訓練(機能訓練) 、利用者 事業所

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数 (位数)
- □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数 (位数)

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合は、1から8の5までにより算定した単位数の1000分

(判る)

第11 自立訓練(生活訓練)

1~12の5 (器)

3 福祉·介護職員等処遇改善加算

- 三1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 口 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から12の5まで により算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数)
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(M) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数)
- 2 <u>合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める</u> <u>基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実</u>

の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練(生活訓練)

1~12の5(器

13 福祉·介護職員処遇改善加算

照具の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 取員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等 又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園 又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15 において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、 当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲 げるその他の加算は算定しない。

- (<u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(生活訓練)等除く。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数)_
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数)
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N/3) 1から12の5ま でにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位 数
- i) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N/4) 1から12の5ま でにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位 数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に相当する単位数(C) には、全球環境を対象の1000分の98に対象の1000分の
- (V) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数)_

- 8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数)
- 9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から12の5ま でにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
- 10 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数)
- | <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数)
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数)

(当る)

<u>4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業

(判る)

第12 就労移行支援

1~15の7 (器)

福祉·介護職員等処遇改善加算

<u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合<u>する福祉・介護職</u> 行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる おいて同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を 又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 注2に 事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園 <u>員等</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知

> 所が、 該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、 る区分に従い、 次に掲げる他方の加算は算定しない 利用者に対し、 次に掲げる一方の加算を算定している場合にあって 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 指定自立訓練(生活訓練)等又は基準 当該基準に掲げ

- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5ま
- 指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単 でにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5ま

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

定単位数に加算する。 でにより算定し<u>た単位数の1000分の18</u>に相当する単位数を所 該当自立訓練 (生活訓練) 生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 利用者に対し 指定自立訓練 を行った場合は (生活訓練) 1から12の5

第12 就労移行支援

1~15の7 (略)

福祉・介護職員処遇改善加算

16

至 た場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日 いて同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行っ 独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>17及び18</u>にお <u>職員</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数)
- 口 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から15の7まで により算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数)
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(M) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する 単位数)
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- () 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の94に相当する単位数)
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から15の7ま

- までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 「福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

- でにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数)
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ/(3) 1から15の7ま でにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 (2) には、全球職員年に関する単位数の1000分の88に相当する単位数の1000分の88に相当する単位数の1000分の88に相当する単位数の1000分の88に相当する単位数の1000分の88に対象を1000分の88に
- 4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から15の7ま
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数)
- 9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から15の7ま でにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数)_
- (指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数 ではより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数)

- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から15の7ま でにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数)_

(削る)

福祉·介護職員等特定処遇改善加算

17

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- 祖祉・介護職員等特定処遇改善加算(!) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)
- □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数 (位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1か

(色)(色)

第13 就労継続支援A型

 $1 \sim 1405$ (器)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

- 主1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 口 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から14の5まで により算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数)
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から14の5まで により算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する 単位数)
- 2 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める 基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実 施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継

<u>ら15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する</u> 単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1~14の5 (器)

福祉·介護職員処遇改善加算

15

- 照月の賃金の改善等を実施しているものとしている福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数)
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

続支援A型事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に相当する単位数)
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数)
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から14の5ま でより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数)
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数)
- |8| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当す

る単位数)

-) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数)
- 1 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)
- (担) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数)
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数)

(当る)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる他方の加算は算定しないている場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の5ま

(当る)

第14 就労継続支援B型

1~16の4 (緊)

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しないる場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない

> でにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単 ばぶ、

互 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単体料)

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1~16の4 (器)

福祉・介護職員処遇改善加算

並 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるその他の加算する算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

る単位数)

- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数)
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から16の4まで により算定した単位数の1000分の62に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する 単位数)
- 2 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める 基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支 援B型事業所(注1の加算を算定しているものを除く。) が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当 就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分 に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっ ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の91に相当する単位数)
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数)
- 3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)_
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(皿) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から16の4ま でにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する 単分巻)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数)
- 9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から16の4ま でにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数)
- | 10 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から16の4ま でにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- | 13 | 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) | 1から16の4ま | でにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数 | (指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当す

る単位数)

|<u>4</u>| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4| 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数)

(当る)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型等人は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)
- □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型等フは基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算す

(判る)

第14の2 就労定着支援

1~6 (器)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

- 主1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- <u>イ</u> 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算(M) 1から6までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- 2 合和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から6までに より算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- <u>| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から6までに</u>

°

第14の2 就労定着支援

1~6 (器)

7 福祉・介護職員処遇改善加算

- 職員の賃金の改善等を実施しているものとしている福祉・介護 職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定就労定着支援事業所(国、のぞみの園又は独 立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9におい て同じ。)が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場 合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日まで の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から6までにより第 定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から6までにより定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(皿) 1から6までにより 定した単位数の1000分の26に相当する単位数 (新設)

より算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

- より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から6までに
- 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から6までに
- 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(8) 算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 1から6までに
- より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から6までに
- より算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から6までに
- より算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- より算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(13) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から6までに 1から6までに
- より算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(当る)

(当る)

第14の3 自立生活援助

 $1\sim10$ (器

> ∞ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 に掲げる区分に従い、1から6までにより算定した単位数の として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 指定就労定着支援を行った場合に、 当該基準

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

所定単位数に加算する。 までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を 利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、1から6 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

第14の3 自立生活援助

 $1\sim10$ (器)

11 福祉·介護職員等処遇改善加算

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合<u>する福祉・介護職員等</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。)が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(!) 1から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- <u>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u>
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算価 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10までに より算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- 2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10までに より算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

11 福祉·介護職員処遇改善加算

- 连 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。)が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- <u>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10までにより第定した単位数の1000分の47に相当する単位数</u>
- △ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10までにより算 定した単位数の1000分の26に相当する単位数

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10までに より算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- 4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- 5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(N)(5) 1から10までに より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- 6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(ハ)(6) 1から10までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- <u>より算定した単位数の1000分の71に相当する単位数</u>
 7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10までに
- より算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10までに
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10までに
- より算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10までに より算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10までに より算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- 2 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
- <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 1から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (A) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(A) 1から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</u>

(当る)

12 福祉·介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にする。

(当る)

第15 共同生活援助

 $1\sim 8 \circlearrowleft 3$

福祉·介護職員等処遇改善加算

。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 る区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する 行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げ おいて同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を 又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。 注2に 事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園 <u>員等</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知 にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職

福祉・介護職員等処遇改善加算([

- 5の2を除く。以下この9において同じ。 $(102,\ 10202,\ 10204,\ 103 orall 010$ 指定共同生活援助事業所の場合 した単位数の1000分の147に相当する単位数 1から8の3まで
- 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

あっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- より算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10までに
- より算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10までに
- 13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 所定単位数に加算する。 までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を 職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの 利用者に対し、 として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護 指定自立生活援助を行った場合は、 1から10

第15 共同生活援助

 $1\sim 8 \circlearrowleft 3$ (器)

福祉・介護職員処遇改善加算

至 定しない。 算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算 いて同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行っ 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所 た場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分 独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11にお <u>職員</u>の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

福祉·介護職員処遇改善加算(I)

び11のイにおいて同じ。) 2を除く。ロの(1)、 分の86に相当する単位数 102, 10202, 10204,指定共同生活援助事業所の場合 $\mathcal{NO}(1)$ により算定した単位数の1000 $10\mathcal{O}\mathcal{A}\mathcal{O}(1)$ 1の3及び1の5の 1から8の3まで 10のロの(1)及

- 1の2から8の3まで(1の2の2から1の3まで、 1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで(1の2の3、1の5の2 、1の6、6の3及び6の4を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)
- (1)
 指定共同生活援助事業所の場合
 1から8の3まで

 により算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の144に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の208に相当する単位数
- <u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)</u>
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の128に相当する単位 数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の128に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の192に相当する単位数
- 福祉·介護職員等処遇改善加算(W)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3まで(1の2の2から1の3まで、1 04の5から1の5まで、1の8及び8を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで(1の2の3、1の5の2、 1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10 のイの(3)、10のロの(3)及び11のへにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- <u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u>
- 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の 63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000 分の110に相当する単位数
- 、 <u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u>
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の 35に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000 分の61に相当する単位数

- により算定した単位数の1000分の105に相当する単位 数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の105に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の152に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める 基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。) が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

- | 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで |により算定した単位数の1000分の121に相当する単位 | 数 | 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
- <u>の121に相当する単位数</u>
 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の185に相当する単位数
- 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(2)
-) <u>指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで</u> により算定した単位数の1000分の124に相当する単位 数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の124に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合
 1から8の3まで

 により算定した単位数の1000分の118に相当する単位

 数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の118に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の182に相当する単位数
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)
- 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の121に相当する単位 数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の121に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の168に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分

の98に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の145に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の95に相当する単位数 コナニ ジュナビ型ボウルロサンビュキボデッ盟へ
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の95に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合
 1から8の3まで

 により算定した単位数の1000分の96に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の96に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の122に相当する単位数
- 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の102に相当する単位 数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の102に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の

1000分の166に相当する単位数

- 週 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の93に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の119に相当する単位数
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の70に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の96に相当する単位数
- ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の79に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の126に相当する単位数
- 7<u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u>
- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで により算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分 の67に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の93に相当する単位数
- 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(13)
- <u>指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数</u><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分</u>
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の103に相当する単位数

の77に相当する単位数

- 塩祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)
- 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 | 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分 | の51に相当する単位数
- 3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の77に相当する単位数

(当る)

0 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(当る)

福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I)

- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までに より算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の 19に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000 分の19に相当する単位数
- · 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II
- 1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- 2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の 16に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000 分の16に相当する単位数
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- <u>イ</u> 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合1

<u>の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の</u> 26に相当する単位数

び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

傍線部分は改正部分)

別表 絶る 第1~第5 1~9 (器) 生活介護 年度) 食事提供体制加算 規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同 のうち、支給決定障害者等(法<u>第5条第24項</u>に規定する支給 定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに 金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満 (特 掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該 厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に 社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年 よって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び 第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定に 福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サー 世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に 決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の 法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者 市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法 ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前 じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害 介護給付費等単位数表 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による (器) 改 正 後 絶る 第1~第5 1~9 (器) 生活介護 食事提供体制加算 のうち、支給決定障害者等(法<u>第5条第23項</u>に規定する支給 年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による 決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の 法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者 定支給決定障害者にあっては、16万円未満)である者並びに 金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特 掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、 厚生労働省令第19号。以下「規則」という。) 第26条の2に 社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年 よって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び 第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定に 福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サー 規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同 世帯に属する者(特定支給決定障害者 市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法 ビス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前 介護給付費等単位数表 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害 (瑟 改 正 前 (同令第17条第4号に

者等」という。)であって生活介護計画等により食事の提供 同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得

を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入

を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入

·等」という。) であって生活介護計画等により食事の提供

同令第17条第2号から第4号までに掲げる者

(以下「低所得

当該

町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生 、1日につき所定単位数を加算する。 する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間 活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市 事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提 介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又 の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活 所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護 は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護

 $(1)\sim(3)$ (器)

 $11 \sim 16$

(器)

얦7 (翠

얦8 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合 <u>支援</u>、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護 就労選択

(1) \sim (3) (路)

ロ・く (器)

注1~12 (器)

 $2\sim5$ (器)

第9・第10 (略)

第11 自立訓練(生活訓練)

502 日中支援加算

270単位

 $1\sim5$ 瑟

所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続 支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業

> 町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生 所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護 する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間 介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又 の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活 活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合 事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提 供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市 は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護 1日につき所定単位数を加算する。

 $(1)\sim(3)$ (器)

 $11 \sim 16$

(器)

第7 (瑟

얦8 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、 又は自立生活援助を提供した場合 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、生活介護 就労定着支援

(1)~(3) (器)

ロ・ン (器)

注1~12 (略)

 $2\sim 5$ (器)

第9・第10 (略)

第11 自立訓練(生活訓練)

 $1\sim5$ (翠

502 日中支援加算

270単位

支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン 所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業

ター (法<u>第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。)の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護者しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者 (第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

503~15 (器)

第11の2 就労選択支援

就労選択支援サービス費(1日につき) き所定単位数を算定する。 指定就労選択支援」という。 援B型等を利用している者に対して、 支援等、 基準該当就労継続支援B型をいう。 <u>する指定就労継続支援B型等又は第14の1のトに規定する</u> 者しくは指定就労継続支援B型等(第14の1の注1に規定 労継続支援A型等をいう。以下この注1において同じ。 定就労継続支援A型等(第13の1の注1に規定する指定就 ス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援 労移行支援等をいう。以下この注1において同じ。 指定就労移行支援等(第12の1の注1に規定する指定就 を利用する意向を有する者又は現に指定就労移行 指定就労継続支援A型等若 を行った場合に、 以下この注1において 指定障害福祉サービ くは指定就労継続支 1,210単位 1日につ

2 就労選択支援サービス費の算定に当たって、利用者の数 又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当 する場合には、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位 数に乗じて得た数を算定する。

ター(法<u>第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。)の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護者しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者(第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

503~15 (器)

(新設)

- 3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービ ス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合は、 特定事業所集中減算として、200単位を所定単位数から減 算する。
- 8 利用者が就労選択支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労選択支援サービス費は、算定しない。
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- <u>イ</u> 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I
- 51単位
- | 担覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) | 41単位 | 11単位 | 11世

独サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府 県知事に届け出た指定就労選択支援事業所(指定障害福 地サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労 選択支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定就 労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加 算する。

- 2 ロについては、視覚障害者等である指定就労選択支援 の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に 100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等 との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障 害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サ 一ビス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常 勤煥算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知 事に届け出た指定就労選択事業所において、指定指定就 労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加 算する。
- 3 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 利用者負担上限額管理加算

150画/

注 指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する 指定就労選択支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第 173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービ ス基準第170条の2第1項又は第2項に規定する利用者負担

額合計額の管理を行った場合に、 1月につき所定単位数を加

食事提供体制加算

30単位

- 注 加算する。 の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場 県知事に届け出た当該指定就労選択支援事業所において、次 おいて食事提供のための体制を整えているものとして都道府 に委託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任に る調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者 る者を除く 低所得者等である利用者(指定障害者支援施設等に入所す 令和9年3月31日までの間、 に対して、 指定就労選択支援事業所に従事す 、1日につき所定単位数を
- いること。 管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認して 当該事業所の従業者として、 又は外部との連携により、
- ていること。 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録し
- ていること。 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録
- 福祉専門職員配置等加算
- 福祉専門職員配置等加算([

10単位 15単位

П 福祉専門職員配置等加算(1

福祉専門職員配置等加算(三

6単位

労選択支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を 事に届け出た指定就労選択支援事業所において、 者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知 精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業 置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、 加算する。 の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配 イについては、指定障害福祉サービス基準第173条の 指定就

- 2 ロについては、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。
- 3 へについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。
- (1) 就労選択支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
- (2) 就労選択支援員として常勤で配置されている従業者 のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分 の30以上であること。

7 欠席時対応加算

94単位

注 指定就労選択支援事業所において指定就労選択支援を利用 する利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。) が、当該指定就労選択支援の利用を予定していた日に、急病 等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サ ービス基準第173条の3の規定により指定就労選択支援事業 所に置くべき就労選択支援員が、利用者又はその家族等との 連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状 況、相談援助の内容等を記録したときに、1月につき4回を 限度として、所定単位数を算定する。

8 医療連携体制加算

4 0 (11 (2)医療連携体制加算([医療連携体制加算(W 医療連携体制加算(11 医療連携体制加算(11) 看護を受けた利用者が1人 500単位 800単位 125単位 63単位 32単位

看護を受けた利用者が2人

看護を受けた利用者が3人以上8人以下

医療連携体制加算(V) 医療連携体制加算(W)

500単位 400単位 100単位

利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、 用者を限度として、 看護を受けた利用者に対し、 を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が イについては、医療機関等との連携により 1日につき所定単位数を加算する。 1回の訪問につき8人の利 看護職員 当該

- 利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場 を指定就労選択支援事業所に訪問させ、 加算する。 き8人の利用者を限度として、 口については、医療機関等との連携により、看護職員 当該看護を受けた利用者に対し、 1日につき所定単位数を 当該看護職員が 1回の訪問につ
- 利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該 を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が 用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員
- 別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合 数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、 を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が 二については、医療機関等との連携により、看護職員 人の利用者を限度として、 当該看護を受けた利用者に対し、 当該看護を受けた利用者の 1回の訪問につき

イからへまでのいずれかを算定している利用者について は、算定しない。

- 6へについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。
- 9 送迎加算
- 工
 送迎加算(I)

 立
 送迎加算(II)

21単位

<u>法迎加算(II)</u>
10単位
1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所(基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この9において同じ。)において、利用者(当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は 、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する

10 在宅時生活支援サービス加算

300単位

とを希望する利用者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村長が認めるものに対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1 福祉・介護職員等処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- □ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより 算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- △ 福祉・介護職員等処遇改善加算価 1から10までにより 算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- 三 福祉・介護職員等処遇改善加算(W) 1から10までによ 算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

第12~第14の2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ~く (器)

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法 第5条第21項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿 泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15 の1の3の2の注1に規定する指定共同生活援助等を行 う住居若しくは法<u>第5条第29項</u>に規定する福祉ホームに 入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから1

> 第12~第14の2 (略) 第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ~く (器)

1 イについては、規則第6条の11の2において定める法 第5条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿 泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15 の1の3の2の注1に規定する指定共同生活援助等を行 う住居若しくは法<u>第5条第28項</u>に規定する福祉ホームに 入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから1

年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)の地域生活支援員(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。)が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2~7 (黙

8 イからへまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (器)

(3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間が1年に 自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、規則第6条の10の6において定める法<u>第5条第17項</u>に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

9~13 (器)

 $2 \sim 11$ (器)

第15 (略)

年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。)の地域生活支援員(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。)が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2~7 (器)

8 イからへまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、規則第6条の10の6において定める法<u>第5条第16項</u>に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

$9 \sim 13$

2~11 (點)

第15 (略)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改

正

第四条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平

成十八年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次の表のように改正する。

改

TF.

後

度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定 それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年 て得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じ 生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、 令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚

乗じて得た数を合計した単位数 ぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を している利用者 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それ

- 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法重度障害者等包括支援に係る支給決定(障害者の日常生活 は□に掲げる者の区分に応じ、それぞれ□又は□に掲げる単 定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者 律第百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一項に規 次の一又
- 口に掲げる者以外のもの

十三号)第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以 六十五歳以上の者又は介護保険法 「介護保険給付対象者」と総称する。 (平成九年法律第百二 四八〇単位

六八〇単位

□に掲げる者の区分に応じ、それぞれ□及び□に掲げる単位 援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 前号に掲げる者であって、居宅介護、 重度訪問介護、同行 次の一及び

口に掲げる者以外のもの

介護保険給付対象者

四五、 七四 五一〇単位 三一〇単位

改

正

前

度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定 それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年 生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、 て得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じ 令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び

乗じて得た数を合計した単位数 ぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を している利用者 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それ

定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者 は□に掲げる者の区分に応じ、それぞれ□又は□に掲げる単 律第百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一項に規 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法 重度障害者等包括支援に係る支給決定(障害者の日常生活 次の一又

口に掲げる者以外のもの

七七〇単位

十三号)第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以 六十五歳以上の者又は介護保険法 「介護保険給付対象者」と総称する。 (平成九年法律第百二

援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの □に掲げる者の区分に応じ、それぞれ□及び□に掲げる単位 前号に掲げる者であって、居宅介護、 重度訪問介護、 次の一及び 五四〇単位 同行

介護保険給付対象者 口に掲げる者以外のもの

七八〇単位

四四 五五〇単位

- (3)除く。) 次の一から四までに掲げる者の区分に応じ、それ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を
- 単位数 に掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる 口から四までに掲げる者以外のもの 次の a から d まで
- に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者 省令第五号。以下「区分命令」という。)第一条第七号 及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働 区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査

六二、〇五〇単位

b 区分五 (区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう 以下同じ。)に該当する者 三六、二七〇単位

d С 区分四(区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう 以下同じ。)に該当する者 区分三(区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう 九四〇単位

介護保険給付対象者(三及び四に掲げる者を除く。) 以下同じ。)に該当する者 一一〇単位

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、 それぞれaか

らdまでに掲げる単位数

区分六に該当する者

二二、九一〇単位

区分五に該当する者

c b 区分三に該当する者 区分四に該当する者

> 四 五、二九〇単位 六二〇単位

九二〇単位

費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サー 続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第 14サービス費、介護給付費等単位数表の第 13 の 1 の就労継 の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サー ス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費 介護給付費等単位数表の第 10 の1の機能訓練サービス

> (3)除く。)
> 次の一から四までに掲げる者の区分に応じ、それ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を

単位数 に掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる 口から四までに掲げる者以外のもの 次の a から d まで

a 区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査 に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者 省令第五号。以下「区分命令」という。)第一条第七号 及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働

五〇、八〇〇単位

b 区分五 (区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう 以下同じ。)に該当する者 三五、六三〇単位

d c 区分四(区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう 。以下同じ。)に該当する者 区分三(区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう 四三〇単位

介護保険給付対象者(三及び四に掲げる者を除く。) 以下同じ。)に該当する者 二二、七〇〇単位

三四〇単位

(新設)

(新設)

(新設)

続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第 14サービス費、介護給付費等単位数表の第 13 の 1 の 就労継 費、介護給付費等単位数表の第11の の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サー ス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス 介護給付費等単位数表の第10の 1の機能訓練サービス 1の生活訓練サー

ぞれaからeまでに掲げる単位数 く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それ ビス費等」という。)を算定される者(四に掲げる者を除

- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外の 七三〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外の
- 象者であるもの 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対 七、六一〇単位
- 区分四に該当する者

六、二四〇単位

区分三に該当する者

五六〇単位

及び8に掲げる者を除く。) 次の aから cまでに掲げる 共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7) 援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型 介護給付費等単位数表の第 15 の1の2の日中サービス支 ビス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サー

a b及びcに掲げる者以外のもの 四、二六○単位者の区分に応じ、それぞれ aからcまでに掲げる単位数

る者の区分に応じ、それぞれiから※までに掲げる単位 もの(cに掲げる者を除く。)次のiから※までに掲げ ビス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される ビス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サー 規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サー 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項

区分六に該当する者

t 六〇〇単位

区分五に該当する者

一二〇単位

区分四に該当する者

六六〇単位

の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サ 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項

> く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それ ぞれaからeまでに掲げる単位数 ビス費等」という。)を算定される者(四に掲げる者を除

区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外の

b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外の 四四〇単位

象者であるもの 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対 三四〇単位

区分四に該当する者

五、九五〇単位

区分三に該当する者

二、三四〇単位

者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数 及び8に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる 共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7) 援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型 ビス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は 介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サー

ビス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サー 規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サー b及び cに掲げる者以外のもの 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の 四 一八〇単位

げる者の区分に応じ、それぞれiからiiまでに掲げる単 もの(cに掲げる者を除く。)
次のiからiiまでに掲 ビス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される

区分六に該当する者

二九〇単位

ii 区分五に該当する者

九二〇単位 五一〇単位

iii 区分四に該当する者

の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サ 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項

る者のうち介護保険給付対象者であるもの ービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定され ービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助

一六〇単位

を除く。) れぞれ一から回までに掲げる単位数 行動援護に係る支給決定を受けた者 (2)及び(3)に掲げる者 次の□から回までに掲げる者の区分に応じ、そ

掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる 口及び回に掲げる者以外のもの 次の aから e までに

単位数

区分六に該当する者

区分五に該当する者

区分四に該当する者

区分三に該当する者

三六、五二〇単位

一三〇単位 一〇〇単位

五. 六八〇単位 九五〇単位

それぞれ aから e までに掲げる単位数 除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、 生活介護サービス費等を算定される者(三に掲げる者を

区分六に該当する者

_ 三 、

八四〇単位

区分四に該当する者 区分五に該当する者

九 Ŧī. 七八〇単位 五八〇単位

区分三に該当する者

九六〇単位 九五〇単位

活援助サービス費を算定される者 (7)及び(8)に掲げる者を 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生 障害児 一、五九〇単位

から8までに掲げる者を除く。) 次の一から回までに掲げ る者の区分に応じ、それぞれ□から四までに掲げる単位数 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)から4)まで及び(6) 除く。)

□及び□に掲げる者以外のもの(介護保険給付対象者を

ービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定され ービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サ る者のうち介護保険給付対象者であるもの

八〇単位

(4)を除く。) 次の一から三までに掲げる者の区分に応じ、そ れぞれ一から回までに掲げる単位数 行動援護に係る支給決定を受けた者 (2)及び(3)に掲げる者

掲げる者の区分に応じ、それぞれ aから e までに掲げる 口及び三に掲げる者以外のもの 次のaから eまでに

単位数

区分六に該当する者

三五、

六六〇単位

七

四四〇単位

区分五に該当する者

区分四に該当する者

五 三一〇単位 六三〇単位

除く。)
次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、そ 生活介護サービス費等を算定される者(三に掲げる者を 区分三に該当する者 四八〇単位

れぞれaからeまでに掲げる単位数 区分六に該当する者

区分五に該当する者

区分四に該当する者

区分三に該当する者

<u>=</u> 九 五. 二八〇単位 二一〇単位 三二〇単位 六八〇単位

共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生 障害児 四八〇単位

除く。) 活援助サービス費を算定される者 (7)及び(8)に掲げる者を 五三〇単位

次の□から回までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ□から から8までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。) 三までに掲げる単位数 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)から4)まで及び(6)

口及び回に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲

表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定され⑥ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数	表第1の1の居宅介護サービス費のロ、二及びホを算定され(6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数(7) 区分五に該当する者 一、一〇〇単位「7) 八一〇単位応じ、それぞれa又はbに掲げる単位数
(新設)	 護保険給付対象者
当するもの 1111、〇一〇単位	当するもの(介護保険給付対象者を除く。)
三 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該	三 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該
g 障害児 九、七五○単位	g 障害児 九、九五〇単位
f 区分一に該当する者 三、〇四〇単位	f 区分一に該当する者 三、一〇〇単位
e 区分二に該当する者 三、九三〇単位	e 区分二に該当する者 四、〇一〇単位
d 区分三に該当する者 五、七七○単位	d 区分三に該当する者 五、八九〇単位
c 区分四に該当する者 一○、八五○単位	c 区分四に該当する者 一一、〇七〇単位
b 区分五に該当する者 一七、三八○単位	b 区分五に該当する者 一七、七三〇単位
a 区分六に該当する者 二五、○○○単位	a 区分六に該当する者 二五、五〇〇単位
に掲げる単位数	、それぞれaからgまでに掲げる単位数
aからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまで	対象者を除く。) 次のaからgまでに掲げる区分に応じ
イ及びハを算定される者 (三に掲げる者を除く。) 次の	イ及びハを算定される者 (三に掲げる者及び介護保険給付
□ 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の	□ 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の┃
g 障害児	g 障害児 一三、二七〇単位
。以下同じ。)に該当する者 六、二八〇単位	。以下同じ。)に該当する者 六、四一〇単位
f 区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう	f 区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう
。以下同じ。)に該当する者 七、一三○単位	。以下同じ。)に該当する者 七、二七〇単位
e 区分二 (区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう	e 区分二 (区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう
d 区分三に該当する者 九、○一○単位	d 区分三に該当する者 九、一九〇単位
c 区分四に該当する者 一四、○四○単位	c 区分四に該当する者 一四、三二〇単位
b 区分五に該当する者 二〇、五七○単位	b 区分五に該当する者 二〇、九八〇単位
a 区分六に該当する者 二八、二三○単位	a 区分六に該当する者 二八、八〇〇単位
数	れぞれaからgまでに掲げる単位数
げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位	除く。) 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、そ

	c b	a 区	に掲げる	a から	一及び	介護	g 障	。 以	t 区	。 以	e 区	d 区	c 区	b 区	a 区	3
グ世に言	ガヨこ亥ガ五に該	ガ六に該	に掲げる単位数	g ま で に	ハを算定	紀付費等	障害児	「同じ。	ガー (区	下同じ。	7二 (区	万三に該	分四に該	ガ五に該	分六に該	
区分四に該当する者	区分型に核省ける新区分五に該当する者	区分六に該当する者		aから gまでに掲げる区分に応じ、	イ及びハを算定される者(三に掲げる者を除く。)	単位数表		以下同じ。) に該当する者	分命令第	以下同じ。)に該当する者	区分二(区分命令第一	区分三に該当する者	区分四に該当する者	区分五に該当する者	区分六に該当する者	
				一分に応じ	一年に	第1の1		する者	《一条第1	する者	一条第一					
		1			掲げる者	1の居宅			一号に掲		三号に掲					
	七、一	五、〇		ぞれa	を除く	介護サ	= (六、一	げる区	七、	げる区	九、	四		二八、一	
1110年7月	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	〇〇〇単位		それぞれaからgまで	。) 次の	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の	〇一〇単位	二八〇単位	区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう	七、一三〇単位	条第三号に掲げる区分二をいう	〇一〇単位	○四○単位	五七〇単位	三〇単位	

ス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 (2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給の者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給る者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給る者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給

二、四五〇単位

応じ、それぞれ○から回までに掲げる単位数 というでは、それぞれ○から回までに掲げる者の区分に なを算定されるもの 次の○から回までに掲げる者の区分に で、共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位 で、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援 では、それぞれ○から回までに掲げる単位というでは、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位というでは、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位というでは、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位数にじ、それぞれ○から回までに掲げる単位数というでは、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位数にじ、それぞれ○から回までに掲げる単位数には、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位数にじ、それぞれ○から回までに掲げる単位数には、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位数には、 では、それぞれ○から回までに掲げる単位数にしている。

じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数度合にあるものが次のaからcまでに掲げる者の区分に応費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の□が護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス

区分六に該当する者

一三、七六〇単位

b 区分五に該当する者

一〇、〇〇〇単位

三、五五○単位注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合に 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費 c 区分四に該当する者 七、八二○単位

る単立数 でに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c まらにあるもの(円に掲げる者を除く。) 次の a から c まの注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度 の 予護給付費等単位数表の第 4 の 1 の行動援護サービス費

a 区分六に該当する者

一二、一五〇単位

一居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者及び介付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイから二まで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで、上でス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで、日中サービスを接受がある者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給る者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給る者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給

じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数 度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の厂 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス

a 区分六に該当する者

区分五に該当する者

一三、四九〇単位

c 区分四に該当する者

1、六七〇単位7、八〇〇単位

にあるもの 三、四八〇単位注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合に 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費

でに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる者を除く。) 次の a から c まの注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度 の注 1 に規定する利用者の第 4 の 1 の行動援護サービス費

a 区分六に該当する者

一一、九一〇単位

(8) 掲げる単位数 られている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 応じ、それぞれ○から○までに掲げる単位数 数を算定されるもの 型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位 次の□及び□に掲げる者の区分に応じ、それぞれ□及び□に る者のうち次の□及び□に掲げる単位数以上の単位数が定め 準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であ 護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基 活援助サービス費を算定される者 (7及び8)に掲げる者を 居宅介護に係る支給決定を受けた者(②に掲げる者及び介 同行援護に係る支給決定を受けた者 (2)から8)までに掲げ 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生 口に掲げる者以外のもの 区分四に該当する者 区分五に該当する者 区分六に該当する者 共同生活援助サービス費の<u>注2</u>又は日中サービス支援 区分四に該当する者 次の日から回までに掲げる者の区分に 五 八七〇単位 七五〇単位 九四〇単位 三七〇単 六九○単位

区分五に該当する者

区分四に該当する者

〇二〇単位 一〇単位

(8)数を算定されるもの 型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位 応じ、それぞれ⊖から⊝までに掲げる単位数 って、 準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であ 護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基 居宅介護に係る支給決定を受けた者 共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援 次の一から三までに掲げる者の区分に (2)に掲げる者及び介

掲げる単位数 られている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。 次の□及び□に掲げる者の区分に応じ、それぞれ□及び□に る者のうち次の□及び□に掲げる単位数以上の単位数が定め 同行援護に係る支給決定を受けた者 (2)から(8)までに掲げ 区分六に該当する者 区分四に該当する者 区分五に該当する者 五 六八〇単位 八二〇単位 五〇〇単位

活援助サービス費を算定される者(7)及び8に掲げる者を 口に掲げる者以外のもの 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生 二七〇単位

除く。)

六四〇単位

八〇〇単位

(略)

ロ〜ニ

(略)

除く。)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価の

一部改正)

第五条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単

価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

m																Lile	表	分に		_	
四級地											三級地			二級地	(略)	地域区分	の下欄に掲	つい	前号の地域	(略)	
(略)	大阪府	愛知県	神奈川県						東京都	千葉県	(略)	(略)		東京都	(略)	都道府県	表の下欄に掲げる地域とする。	それぞれ同表	地域区分に属する地域は、		改
(略)	守口市、大東市、門真市	名古屋市、刈谷市、豊田市	鎌倉市、厚木市	京市	市、東久留米市、稲城市、西東	寺市、国立市、福生市、清瀬	平市、日野市、東村山市、国分	青梅市、府中市、小金井市、小	八王子市、武蔵野市、三鷹市、	千葉市、成田市、浦安市	(略)	(略)	市	調布市、町田市、狛江市、多摩	(略)	地域	る。 -	に掲げる	地域は、次の表の上欄に掲げる地域区		正後
																		前	区		
四級地											三級地			二級地	(略)	地域区分	表の下欄に掲	分について、	一 前号の地域	一 (略)	
略略	大阪府	愛知県	神奈川県						東京都	千葉県	(略)	(略)		東京都	(略)	都道府県	表の下欄に掲げる地域とする。	それぞれ同表	前号の地域区分に属する地域は、		改
(略)	一	名古屋市	鎌倉市	市、西東京市	市、清瀬市、東久留米市、稲城	市、国分寺市、国立市、福生	井市、小平市、日野市、東村山	青梅市、府中市、調布市、小金	八王子市、武蔵野市、三鷹市、	千葉市、成田市、印西市	(略)	(略)		町田市、狛江市、多摩市	(略)	地域	うる。	(<u></u>	3地域は、次の表の上欄に掲げる地域区		正前

神奈川県	(略)		千葉県			埼玉県			五級地 茨城県	(略)			大阪府	(削る)		神奈川県	(略)	千葉県
瀬市、葉山町、寒川町、愛川町大和市、伊勢原市、座間市、綾川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、	(略)	浦市、栄町代市、市原市、四街道市、袖ケ	市川市、松戸市、佐倉市、八千	市	市、新座市、八潮市、ふじみ野	宗 朝霞市、川口市、草加市、戸田	市、守谷市、かすみがうら市	市、龍ヶ崎市、取手市、つくば	水戸市、日立市、土浦市、石岡	(略)	市	市、寝屋川市、箕面市、四條畷	豊中市、池田市、吹田市、高槻	②) (削る)	逗子市、三浦市、海老名市	「県相模原市 <u>、横須賀市</u> 、藤沢市、	(略)	船橋市、習志野市、印西市

									五級地									
			神奈川県	(略)		千葉県	埼玉県		茨城県	(略)		大阪府	愛知県		神奈川県	(略)		千葉県
町	座間市、綾瀬市、寒川町、愛川	茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、	横須賀市、平塚市、小田原市、	(略)	代市、市原市、四街道市、栄町	市川市、松戸市、佐倉市、八千	朝霞市、新座市、ふじみ野市	市、取手市、つくば市、守谷市	水戸市、日立市、土浦市、石岡	(略)	市、寝屋川市、箕面市	豊中市、池田市、吹田市、高槻	刈谷市、豊田市	木市、海老名市	相模原市、藤沢市、逗子市、厚	(略)	ケ浦市	船橋市、習志野市、浦安市、袖

																	六級地				
愛知県	(略)	₹ ₹ ↓	神奈川県	(略)									埼玉県	(略)	栃木県	茨城県	(略)	(略)	京都府	滋賀県	愛知県
岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日	(略)	川村 石田	秦野市、大磯町、二宮町、中井	(略)	宮代町、杉戸町、松伏町	市、白岡市、伊奈町、三芳町、	戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川	富士見市、三郷市、蓮田市、坂	市、桶川市、久喜市、北本市、	上尾市、越谷市、蕨市、入間	市、狭山市、羽生市、鴻巣市、	市、加須市、東松山市、春日部	川越市、行田市、所沢市、飯能	(略)	宇都宮市、野木町	古河市、利根町	(略)	(略)	京都市、長岡京市	大津市、草津市、栗東市	知立市、豊明市、みよし市

																			六級地				
愛知県	(略)		神奈川県	(略)											埼玉県	(略)	栃木県	茨城県	(略)	(略)	京都府	滋賀県	愛知県
岡崎市、瀬戸市、春日井市、津	(略)	町、二宮町、清川村	三浦市、秦野市、葉山町、大磯	(略)	町	三芳町、宮代町、杉戸町、松伏	市、吉川市、白岡市、伊奈町、	田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島	八潮市、富士見市、三郷市、蓮	市、桶川市、久喜市、北本市、	越谷市、蕨市、戸田市、入間	市、鴻巣市、上尾市、草加市、	市、春日部市、狭山市、羽生	市、飯能市、加須市、東松山	川越市、川口市、行田市、所沢	(略)	宇都宮市、下野市、野木町	古河市、龍ヶ崎市、利根町	(略)	(略)	京都市	大津市、草津市	みよし市

、大洗町、東海村、阿		
市、つくずみらい市、小美玉西市、坂東市、稲敷市、桜川		
市、那珂市		
結城市、下妻市、常総市、笠間	茨城県	
(略)	(略)	七級地
糸島市、那珂川市、粕屋町		
大野城市、太宰府市、福津市	福岡県	
奈良市、大和郡山市、生駒市	奈良県	
(略)	(略)	
町		
市、大山崎町、久御山町、精華		
市、八幡市、京田辺市、木津川		
宇治市、亀岡市、城陽市、向日	京都府	
彦根市、守山市、甲賀市	滋賀県	
(略)	(略)	
蟹江町、飛島村		
市、東郷町、豊山町、大治町、		
屋市、弥富市、あま市、長久手		
進市、愛西市、清須市、北名古		
大府市、尾張旭市、岩倉市、日		
市、西尾市、江南市、稲沢市、		
井市、津島市、碧南市、安城		

	愛知県	(略)		岐阜県		長野県	山梨県	(略)	神奈川県	(略)		群馬県			栃木県		
R	新城市、東海市、知多市、高浜市、犬山市、常滑市、小牧市、豊川市、蒲郡	(略)	児市、美濃加茂市、各務原市、可	大垣市、高山市、多治見市、関	<u></u> 九市、下諏訪町	市、飯田市、諏訪市、伊那市、長野市、松本市、上田市、岡谷	甲府市、南部町	(略)	南足柄市、山北町、箱根町	(略)	川市、榛東村、吉岡町、玉村町	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋	市、下野市、壬生町	市、真岡市、大田原市、さくら	栃木市、鹿沼市、日光市、小山	町	河内町、八千代町、五霞町、境

	# 27 1	愛 (略)		岐阜県			長野県	山梨県	(略)	神奈川県	(略)		群馬県			栃木県		
比町、東浦町、幸田町、設楽田原市、大口町、扶桑町、阿久市、高浜市、岩倉市、	小牧市、新城市、常滑	豊喬村、一宮村、半田村、豊川(略)	1、岐南町、笠松町	市、美濃加茂市、各務原市、可大垣市、高山市、多治見市、関	下諏訪町	市、飯田市、諏訪市、伊那市、	長野市、松本市、上田市、岡谷	甲府市	(略)	· 山北町、箱根町	(略)	川市、玉村町	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋	市、壬生町	市、真岡市、大田原市、さくら	栃木市、鹿沼市、日光市、小山	町、五霞町、境町	村、阿見町、河内町、八千代

備考

この表の	(略)																					
この表の下欄に掲げる地域は、	(略)	(略)		福岡県	(略)		広島県	(略)							奈良県	(略)	京都府			滋賀県	(略)	
令和六年四月一日におい	(略)	(略)	古賀市	北九州市、飯塚市、筑紫野市、	(略)	田町、熊野町、坂町	呉市、東広島市、廿日市市、海	(略)	町、広陵町、河合町	村、明日香村、上牧町、王寺	町、三宅町、田原本町、曽爾	三郷町、斑鳩町、安堵町、川西	市、宇陀市、山添村、平群町、	桜井市、御所市、香芝市、葛城	大和高田市、天理市、橿原市、	(略)	井手町	原市、日野町、竜王町	湖南市、高島市、東近江市、米	長浜市、近江八幡市、野洲市、	(略)	
て当 備考																						
ち この表の	(略)																					

備考																								
	(略)																							
この表の下欄に掲げる地域は、	(略)	(略)			福岡県	(略)		広島県	(略)							奈良県	(略)		京都府			滋賀県	(略)	
る地域は、令和三年四月一日において当	(略)	(略)	粕屋町	太宰府市、糸島市、那珂川市、	北九州市、飯塚市、筑紫野市、	(略)	熊野町、坂町	東広島市、廿日市市、海田町、	(略)	町	上牧町、王寺町、広陵町、河合	田原本町、曽爾村、明日香村、	町、安堵町、川西町、三宅町、	山添村、平群町、三郷町、斑鳩	市、香芝市、葛城市、宇陀市、	天理市、橿原市、桜井市、御所	(略)	井手町	城陽市、大山崎町、久御山町、	町、多賀町	市、東近江市、米原市、日野	長浜市、野洲市、湖南市、高島	(略)	町、東栄町、豊根村

(削る) 当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における

当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における

号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分 場合における一単位の単価は、こども家庭庁長官が定める一単位 介護給付費等単位数表第6の1のニ及び第9の1のホを算定する 該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)第一号(同 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準 前二号にかかわらず、)から第三号までの規定を準用する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に限る。

価の一部を次の表のように改正する。

改

īF.

後

改

正

前

関する基準 するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障一単位の単価(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上 いては十円、 る指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。)につ 相談支援」という。)並びに法第五十一条の十 する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。 係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定 省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に 活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働 生活介護、短期入所、 いう。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、 援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」と 単価をいう。)は、 に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の ための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に の単価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 示第百二十四号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位 要する費用の額の算定に関する基準 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に 厚生労働大臣が定める一単位の単価、 庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価、 年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号に規定するこども家庭 害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 条の十四第一項に規定する指定地域相談支援 に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、 -四条第 一項に規定する指定障害者支援施設等、 (平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号) 第一号 居宅介護、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生 重度訪問介護、 日常生活及び社会生活を総 (平成二十四年厚生労働省告 障害者の日常生活及び社会 同行援護及び行動援護に 七第二項に規定す (以下「指定地 同号に規定する 法第五十一条 (平成十八 法第五十 域

いう。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」と 関する基準 要する費用の額の算定に関する基準 三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、 欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサー 係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上 いては十円、 る指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。)につ 相談支援」という。)並びに法第五十一条の十七第二項に規定す する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、 係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定 省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に 活を総合的に支援するための法律施行規則 生活介護、短期入所、 単価をいう。)は、 に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の ための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に の単価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 示第百二十四号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に 厚生労働大臣が定める一単位の単価、 庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価、 年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号に規定するこども家庭 害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八 するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障 条の十四第一項に規定する指定地域相談支援 単 位 (T) 単 (平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号) 第一号 居宅介護、 価 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生 重度訪問介護、 (平成二十四年厚生労働省告 障害者の日常生活及び社会 同行援護及び行動援護に (平成十八年厚生労働 ビス事業所 (以 下 同号に規定する 法第五十 「指定地域 法第五十 に支

割合を乗じて得た額とする。び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の

				四級地					三級地					級地					級地	地域区分
(略)	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	(略)	サービス種類
(略)			千分の千七十一	(略)	(略)			千分の千八十九	(略)	(略)			千分の千九十四	(略)	(略)			千分の千百十八	(略)	割合

割合を乗じて得た額とする。び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の

				四級地					三級地					二級地					一級地	地域区分	14 で 第二
(略)	就労移行支援	(新設)	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	(新設)	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	(新設)	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	(新設)	自立訓練	(略)	サービス種類	一行者できる
(略)			千分の千七十一	(略)	(略)			千分の千八十九	(略)	(略)			千分の千九十四	(略)	(略)			千分の千百十八	(略)	割合	

														七級地					六級地					五級地
計画相談支援	地域相談支援	自立生活援助	就労定着支援	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	重度障害者等包括支援	短期入所	生活介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	居宅介護	(略)	(略)	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	就労選択支援	自立訓練	(略)
													千分の千十八	(略)	(略)			千分の千三十五	(略)	(略)			千分の千五十九	(略)

														七級地					六級地					五級地
計画相談支援	地域相談支援	自立生活援助	就労定着支援	就労移行支援	(新設)	自立訓練	重度障害者等包括支援	短期入所	生活介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	居宅介護	(略)	(略)	就労移行支援	(新設)	自立訓練	(略)	(略)	就労移行支援	(新設)	自立訓練	(略)
													千分の千十八	(略)	(略)			千分の千三十五	(略)	(略)			千分の千五十九	(略)

		(略)	
	計画相談支援		
	地域相談支援		
	共同生活援助		
	自立生活援助		
	就労定着支援		
	就労継続支援		
	就労移行支援		
	就労選択支援		
	自立訓練		
	施設入所支援		
	重度障害者等包括支援		
	短期入所		
	生活介護		
	行動援護		
	同行援護		
	重度訪問介護		
千分の千	居宅介護	その他	
(略)	(略)		I
			_

自立訓練施設入所支援	(新設)	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域相談支援共同生活援助

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等

の人員、 設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定

める離島その他の地域の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事

業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

が定める離島その他の地域 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

前

改正後	改正
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	障害者の日常生活及び社会生活を総合
基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す	基づく指定障害福祉サービスの事業等の
る基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第四十四条第二項	る基準(平成十八年厚生労働省令第百七
(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。)若しくは	(同令第四十八条第二項において準用す
第二百十九条第一項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	第二百十九条第一項又は障害者の日常生
支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営	支援するための法律に基づく障害福祉サ
に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十七条	に関する基準(平成十八年厚生労働省令
(同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)	(同令第五十五条、第七十条及び第八十
、第五十七条第一項若しくは第八十九条第四項の規定に基づき厚生	を含む。)、第五十七条第一項若しくは
労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その	基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長
他の地域は、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当す	る離島その他の地域は、当該離島その他
ることとする。	かに該当することとする。
一~六 (略)	一~六 (略)

20地域が次の各号のいずれ、2官及び厚生労働大臣が定め っる場合を含む。) 若しくはい十一号) 第四十四条第二項 は第八十九条第四項の規定に -八条において準用する場合 ·第百七十四号)第三十七条 ^―ビス事業の設備及び運営 活及び社会生活を総合的に ら的に支援するための法律に 人員、設備及び運営に関す

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第八条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚

生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

費等単位数表」という。)第1の1の居宅介護サービス費の注 示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付 に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス ! のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

改

īF.

後

特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8)

態である障害児(ニの仏において「重症心身障害児等」とい 童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要す の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要と 事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項 和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を 百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児及び児 する者」という。)並びに児童福祉法 必要とする者(当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護 五以上である者、 介護又は共生型居宅介護の利用者の総数のうち障害支援区分 示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表第一の る費用の額の算定に関する基準 表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居 の占める割合が百分の三十以上であること。 -社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (平成二十四年厚生労働省告 (昭和二十二年法律第

> 示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付 に要する費用の額の算定に関する基準 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 (平成十八年厚生労働省告

改

正

前

イ 特定事業所加算(I) 12 のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

費等単位数表」という。) 第1の1の居宅介護サービス費の注

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8) (略)

附則第二十七条第一項の登録を受けている場合に限る。 条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業 福祉士法施行規則 分の三十以上であること。 所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法 のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護 介護又は共生型居宅介護の利用者 喀痰吸引等を必要とする者」という。)の占める割合が百 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅 (昭和六十二年厚生省令第四十九号) 第一 (障害児を除く。 以下

口

特定事業所加算心

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

特定事業所加算心

口

略

=

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (3) (略)

上であること。とする者及び重症心身障害児等の占める割合が百分の五十以とする者及び重症心身障害児等の占める割合が百分の五十以総数のうち障害支援区分四以上である者、喀痰吸引等を必要(4)前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の(4)

生労働大臣が定める基準 一 介護給付費等単位数表第1の5の注のこども家庭庁長官及び厚

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。 」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基 同 の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び 地 改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、 等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇 係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所 同じ。) において、(1)の賃金改善に関する計画、 1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。 該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町 法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市 方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の 都道府県知事 (当該計画に 以下
- 事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善

(1) (3) (<u>略</u>)

(4)

前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者

- 介護給付費等単位数表第1の5の注のこども家庭庁長官及び厚上であること。
 及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者
- 生労働大臣が定める基準 一 介護給付費等単位数表第1の5の注のこども家庭庁長官及び厚
- ィ 福祉・介護職員処遇改善加算 []

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下) (1) 福祉・介護職員の規立善加算の算定見込い下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込いできる。以下同じ。)が、福祉・介護職員の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下) (1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下)
- ② 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の② 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の字。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当時、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に付法である市域のでは登録先である市町村の市町村長という。)に届け出ていること。
- 賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すこと困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員のを実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が3 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善

- 府県知事に届け出ること。。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道
- 府県知事に報告すること。 指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道④ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに当該
- (5) (7) (略)
- 要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。除く。)及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に事業所等の職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものをのの届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護
- ロ・ハ (略)

生労働大臣が定める基準 一 介護給付費等単位数表第1の6の注のこども家庭庁長官及び厚

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定 理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事 児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等 導担当職員(公認心理師を含む。 健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、 見込額以上となり、 人材等」という。)の賃金改善について、賃金改善に要する する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉 認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員 かつ、 介護福祉士、社会福祉士、)、サービス管理責任者、 心理指 精神保

い う。

のうち

認められるもの(以下該当する者であって、

一人は、

により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに

2、賃金改善に要する費用の見込額が月-「経験・技能のある障害福祉人材」と経験及び技能を有する障害福祉人材と

額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十

万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、

ること。 はやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け

ること。
・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告す
・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告す

(5) (7) (略)

(8)

祉・介護職員に周知していること。福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の

ロ・ハ (略)

- 生労働大臣が定める基準 一介護給付費等単位数表第1の6の注のこども家庭庁長官及び厚
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)
- (1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公) で書福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公) がずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額がいずれにも適合し、かつ、賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額がいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額がいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

基づき適切な措置を講じていること。 (削る)

(削る)

(削る)

あって、 見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、 もの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。 理師を含む。 円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。 技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者で 責任者、 いずれかの資格を保有する者 はその限りではないこと。 ことその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合 のうち一人は、 介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額である 介護福祉士、 サービス提供責任者その他研修等により専門的な 経験及び技能を有する障害福祉人材と認められる 賃金改善に要する費用の見込額が月額八万 社会福祉士、 サービス管理責任者、 精神保健福祉士又は保育士の 心理指導担当職員 児童発達支援管理 (公認心 福祉

- 害福祉人材 害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、 認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると 回っていること。 当該指定居宅介護事業所等における経験・ (経験・技能のある障害福祉人材を除く。 技能のある障
- 外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く 均が、 福祉人材を除く。 額の平均の二倍以上となること。ただし、 認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込 賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。 ると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平 修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均 及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有す 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。 の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると)及び障害福祉人材以外の職員のうち研 障害福祉人材以

(削る)

(2) (8) (8)

口(:

び厚生労働大臣が定める基準 三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

口~~ (略)

1の②の厚生労働大臣が定める基準 | 四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注|

すう等」並びにてんかん発作(以下「行動関連項目」という。) 項目合計点数」という。 2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計 の行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、そ る行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反 における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解 に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、 に関する命令 、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等 「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つけ (平成二十六年厚生労働省令第五号) が十点以上であること。 (以 下 同令別表第一 第一条第一項 「行動関連

五〜八の二

五~八の二

(略

) の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 られるものを除く。) の改善後の賃金 (退職手当を除く。) 四 障害福祉人材以外の職員 (専門的な技能を有すると認め

(2) (8) (略)

口 (略)

び厚生労働大臣が定める基準三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていることて毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まっ込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見の見い額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見の見いる。

口~~ (略)

1の②の厚生労働大臣が定める基準四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の

特定事業所加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (<u>略</u>)

織規則 も の 等 規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置 以上又は同行援護従業者の総数のうち指定居宅介護の提供に 及び聴覚障害が重複して 技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リ た者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする 条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了し かれる視覚障害学科 第六号に規定する同行援護従業者養成研修 当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める 護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十 おける指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援 の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間に 基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分 護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、 護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介 示第五百四十八号) ハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」とい —学院養成訓練規程 に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組 法律第百二十三号。 活及び社会生活を総合的 . 官及び厚生労働大臣が定める者 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち の占める割合が百分の三十以上若しくはこども家庭庁 (平成十三年厚生労働省令第一号) 第六百二十五条に (平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号) 第九号に規定する者であって、 (昭和五十五年厚生省告示第四号) 第四 (国立障害者リハビリテーションセンタ 以下 いる障害者等に対して障害者の日常 に支援するため 「法」という。 (平成十八年厚生労働省告 の法律 (同告示別表第六 第七十八条第 介護職員

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7

0)

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (<u>略</u>)

(6) 成研修 以上、 の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した いう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者 厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科を 第五百三十八号)第一条第六号に規定する同行援護従業者養 び厚生労働大臣が定めるもの等 者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又 指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業 業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研 障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以 ハビリテーションセンター学院養成訓練規程 した者及び厚生労働省組織規則 は指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及 修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十 護福祉士の占める割合が百分の三十以上、 ンセンターの学院に置かれる視覚障害学科 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち (以 下 第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーシ 前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における (同告示別表第六に係るものに限る。) の課程を修了 「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚 (平成十三年厚生労働省令第 (平成十八年厚生労働省告示 指定居宅介護等従 (国立障害者リ (昭和五十五年

する事業を行った者から 項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成 了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が百分の 一十以上であること。 当該事業における研修の課程を修

(7) (9)

+ ---ロ〜ニ (略) (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サー 6のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 ビス費の

特定事業所加算(1)

(1)

(略)

次に掲げる基準に従い、

指定行動援護が行われていること

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

り作成する計画をいう。 な情報の提供を受けていること。 絡及び調整を行い、 準用する指定障害福祉サー ビス基準第四十三条第二項及び第四十 対する交付の際、 サービス提供責任者が行動援護計画 (以下 「行動援護計画等」という。 当該関係機関から利用者に関する必要 医療機関、 ビス基準第二十六条の規定によ 支援計画シート及び支援手順 教育機関等の関係機関と連 八条第二 (指定障害福祉サ の作成及び利用者 項において

(3) (略)

務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修 年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは五年以上の実 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者であること 了者若しくは一級課程修了者であること又は当該指定行動 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三 事業所のサー ビス提供責任者のうち一人以上が別にこども

(7) (9)

ロ〜ニ (略) (略)

注

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サー 6のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 ビス費の

注

特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

(1) (2)次に掲げる基準に従い、 指定行動援護が行われていること

(新設)

(6) (3)

年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経 験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者 若しくは一級課程修了者であること。 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三

(8)略

(8)

(略

(9)以上であること。 目合計点数が十八点以上である者の占める割合が百分の三十 五以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項 援護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行

ロ〜ニ (略)

十四~十六の二 (略)

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める

福祉·介護職員等特定処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見 措置を講じていること。 る賃金改善に関する計画を策定し、 又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ ち一人は、 込額以上となり、 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費 賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上 かつ、 経験・技能のある障害福祉人材のう 当該計画に基づき適切な

(削る)

(削る)

(9)が百分の三十以上であること。 援護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分 五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動

ロ〜ニ (略)

十四~十六の二

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める

福祉·介護職員等特定処遇改善加算 (I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃 を講じていること。 金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置 ずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のい

- 後の賃金 善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により 円以上となること。ただし、 に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、 当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、 (退職手当を除く。 福 祉 • の見込額が年額四百四十万 介護職員等特定処遇改 又は改善 賃金改善
- 要する費用の見込額の平均が のある障害福祉人材を除く。 (のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改 の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。 当該指定療養介護事業所 における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に (介護給付費等単位数表第5の 及び障害福祉人材以外の職 障害福祉人材 以下同じ

(削る)

(削る)

(2)いること。 等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し 期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画 において、①の賃金改善に関する計画、 の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。 全ての障害福祉人材等に周知し、 当該指定療養介護事業所(介護給付費等単位数表第5の 都道府県知事に届け出て 当該計画に係る実施 以下同じ。

(3) (8) (略)

略)

十七の二 (略)

十八 介護給付費等単位数表第6の4の2の注の厚生労働大臣が定 める基準

害等の認知障害であること。 主たる原因が記憶障害、 実が確認され 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事 かつ、 日常生活又は社会生活に制約があり 注意障害 遂行機能障害 社会的行動障 その

> 均が、 額の平均の二倍以上となること。 福祉人材を除く。 認められるものを除く。 ると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平 賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。 修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均 この職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く 及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有す 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。 の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害 障害福祉人材以外の職員)及び障害福祉人材以外の職員のうち研 の賃金改善に要する費用の見込 (専門的な技能を有すると ただし、 障害福祉人材以

善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

当該指定療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する られるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。 の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認め

(2)計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福 祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特 定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し 都道府県知事に届け出ていること。

(8) 略

十七の二 (略) (略)

口

十八の二 (略)

十九~二十 (略)

及び厚生労働大臣が定める基準二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のこども家庭庁長官

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

で に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じて 改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善 は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金 は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金 は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金 は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金 は、賃金改善に要する費用の見込額が の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額 の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額 の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額 の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額 の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額 の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額

(削る)

(削る)

十八 (略)

十九~二十 (略)

及び厚生労働大臣が定める基準二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のこども家庭庁長官

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(削る)

(削る)

口

ハ〜ト (略)

二十一の二 (略)

デカスミミニののまた ービス費の注1の(2)及び2の8の注のこども家庭庁長官及び厚生二十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サ

労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三~二十四の二(略)

二十五 介護給付費等単位数表第9の4の3の注の厚生労働大臣が

定める基準

第十八号の規定を準用する。

二十五の二 (略)

二十六・二十六の二 (略)

合はその限りではないこと。 古はその限りではないこと。 大能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。) 及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の質金改善に要する費用の見込額の平均のるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の

見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。れるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)のの管害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認めら

害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載いて、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所にお

ハ〜ト (略)

二十一の二 (略)

労働大臣が定める基準 ービス費の注1の②及び2の7の注のこども家庭庁長官及び厚生ニ十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サ

|十三~二十四の二 (略) 第四号の規定を準用する。

(新設)

二十五 (略)

二十六・二十六の二 (略)

以下 責任者を選任していること。 用者を雇用する事業所及び就労に関する支援等を行う関係機関 続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報 続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、 (以下この号において「関係機関等」 《援利用者関係情報』 「要継続支援利用者」という。 という。 に という。 0 状況その 当該要継続支援利 (以下 との当該要継 他の当該要継 「要継続

- ていること。
 一でいること。
 一でいること。
- ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関

三十八の四 介護給付費等単位数表第14の2の7の注の厚生労働する記録を作成し、保存していること。

第二号の規定を準用する。

大臣が定める基準

大臣が定める基準三十八の五一介護給付費等単位数表第14の2の8の注の厚生労働

(新設)

第二十一号の規定を準用する。

三十八の六 介護給付費等単位数表第14の2の9の注の厚生労働

(新設)

大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

が定める基準 三十九 介護給付費等単位数表第 14 の3の3の注の厚生労働大臣

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

以上配置していること。

「10の1の3の注の①に規定する障害者ピアサポート研修修了10の1の3の注の②に規定する障害者ピアサポート研修修了の)であって、次の○及び○に掲げるものを指定自立を活をいう。

(新 設)

が定める基準 三十九 介護給付費等単位数表第 14 の3の3の注の厚生労働大臣

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十一〜四十二の二(略)	四十一~四十二の二 (略)
四十 (略)	四十の三 (略)
	第三十九号の二の規定を準用する。
	が定める基準
(新設)	四十の二 介護給付費等単位数表第15の2の注4の厚生労働大臣
	第十八号の規定を準用する。
	臣が定める基準
(新設)	四十 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の注の厚生労働大
	第三号の二の規定を準用する。
	大臣が定める基準
(新設)	三十九の五 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 13 の注の厚生労働
	第十七号の規定を準用する。
	大臣が定める基準
(新設)	三十九の四 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 12 の注の厚生労働
	第二号の規定を準用する。
	大臣が定める基準
(新設)	三十九の三 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 11 の注の厚生労働
三十九の二(略)	三十九の二(略)
(2) (3) (略)	(2) (3) (略)
()·() (略)	(·二) (略)
してそれぞれ常勤換算方法で○・五以上配置していること。の□及び□に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者と	

第九条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表

のように改正する。

_
傍
絡
冰
剖
分
は改
改
Ī
剖
公
1.1

受言及び厚生労動大臣が定める基準二 介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2のこども家庭庁	(留) (() () () () () () () () (改 正 後
 主労動大豆が定める基準 二 介護給付費等単位数表第1の5の注のこども家庭庁員	一 (略)	改正前

込額 定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策 含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇 基準のいずれにも適合し、 の改善(以下「賃金改善」という。)について、 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を かつ、 賃金改善に要する費用の見 次に掲げる

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。 上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるもの 算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以 以下同じ。 当該指定居宅介護事業所等 (介護給付費等単位数表第1 が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算図

であること

福祉士、 こと。 供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認め 額が少額であることその他の理由により、 賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である 能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、 られる職員のいずれかに該当する者であって、 有する者、 ビス管理責任者、 当該指定居宅介護事業所等において、 ただし、 精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保 心理指導担当職員 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込 児童発達支援管理責任者、 (公認心理師を含む。 介護福祉士、 当該賃金改善が 経験及び技 サービス提 社会 サ

長官及び

厚

(1)

当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、 ことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加 の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含む 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。

(新設

困難である場合はこの限りでないこと。

- (2)七号) 知し、 中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録 中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は 都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の 指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した 先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出て 福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、 る計画、 いること。 当該指定居宅介護事業所等において、 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他 (1)の賃金改善に関 全ての職員に周 の当
- 道府県知事に届け出ること。

 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善分を除該事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介

(4) (8) (略)

の他の適切な方法により公表していること。 8の処遇改善の内容等について、インターネットの利用そ

でのいずれかを届け出ていること。 居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(1)ま

イの⑴から⑼までに掲げる基準のいずれにも適合すること。ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算 団

すること。 イの①の一及び②から8までに掲げる基準のいずれにも適合

(削る)

- (2)準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町 」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基 同じ。 同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市 の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条 等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇 係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所 村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。 改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、 当該指定居宅介護事業所等 注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。)において、 1)の賃金改善に関する計画、 (介護給付費等単位数表第1 都道府県知事 (当該計画に
- 府県知事に届け出ること。

 。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が3 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善

(4) (8) (略)

(新設)

(新設)

口福祉・介護職員処遇改善加算団

いずれにも適合すること。 イの⑴から⑹まで、⑺の⑴から佪まで及び⑻に掲げる基準の

福祉・介護職員処遇改善加算 Ⅲ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの1から6まで及び8に掲げる基準に適合すること。

(削る)

る基準のいずれにも適合すること。 イの(1の) (2)から(6)まで、(7)の一から四まで及び(8)に掲げ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)1

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

善加算 (I) 及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) を届け ども家庭庁・厚生労働省告示第 出ており、 う。)の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改 護給付費等単位数表(以下「旧介護給付費等単位数表」とい 額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年こ 祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の 社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 ス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届 令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービ 号) による改正前の介

(2)(1)出ていないこと。 イの①の□及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適

合すること。

(2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

容等の要件 次に掲げる要件の全てに適合すること。 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内 (福祉・介護職員の賃金に関するものを含む

介護職員に周知していること。 aの要件について書面をもって作成し、 を定めていること。 全ての福祉

次に掲げる要件の全てに適合すること。

保していること 策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を

b こと。 aについて、全ての福祉・介護職員に周知している

(新設)

及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け (1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)から(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)がら(6)まで、(7)の一から四まで、(8)及の(1)の1、(2)がら(6)まで、(7)の一がら四まで、(8)及の(1)の1、(2)がら(6)まで、(7)の一がら四まで、(8)及の(1)の1、(2)がら(6)まで、(7)の一がら四まで、(8)及の(1)の1、(2)がら(6)まで、(7)の一がら四まで、(8)及の(1)の1、(2)がら(6)はで、(7)の一がら四まで、(8)及の(1)の1、(4)をで、(8)をの(4)がら(6)はで、(第 II 、 II 、 II ・ 介養	に お 算 表 次 福 (10) 護 算 表	① 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)
(新設)	(新設)	新設	(新設)

ていないこと。

ていないこと。

でいないこと。

でいないこと。

| 10|までに掲げる基準のいずれにも適合すること。| 20| イの(1)の(1)、(2)から(6)まで、(7)の(1)から(四まで及び(8)から

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員の選改善加算(1) を届け出てにおける福祉・介護職員処遇改善加における福祉・介護職員処遇改善加における福祉・介護職員処遇改善加いにおいて現に旧介護給付費等単位数
- に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) イの(1)の(1)、(2)から(6)まで、(7)の(1)から(四まで、(8)及び(9)

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。算「」、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)及び福祉・介表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加(1)令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数
- 3 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

- 介護職員に周知していること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・
- 次に掲げる要件の全てに適合すること。

(新設)

- していること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保 電 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策
- と。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。福祉・介護職員等処遇改善加算(V)8

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加客の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加表の居宅介護サービス費において現に旧介護給付費等単位数

に掲げる基準のいずれにも適合すること。 2 イの⑴(一及び□に係る部分を除く。)及び⑵から8まで

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ワ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。算、、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、及び福祉・介表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加利の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の ことの しょう かいて しょう はいて 現に 旧介護給付費等単位数

| 2| イの1)の口、2)から6)まで、8)及び9)に掲げる基準のいず

3 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

) を定めていること。 等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容

介護職員に周知していること。

り aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・

次に掲げる要件の全てに適合すること。

(新設)

(新設

- a していること。 定し、 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策 当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ
- 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1)算Ⅲ及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算⑴を届け出て 表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 おり、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費 ていないこと。 における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数
- のいずれにも適合すること。 イの①の□、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準
- 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 等の要件 次に掲げる要件の全てに適合すること。 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容 (福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。
- b を定めていること。 aの要件について書面をもって作成し、
- 介護職員に周知していること。
- a 次に掲げる要件の全てに適合すること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策
- b していること。 aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ
- \exists 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(1)

(新設)

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数

を届け出ていないこと。

「「又は」及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加

タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費はり、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費はり、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加養の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加入の場合である。
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- → 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。 等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。
- 介護職員に周知していること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・
- 一次に掲げる要件の全てに適合すること。
- していること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 福祉·介護職員等処遇改善加算(V) (13)
- (1)算 正 及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け を届け出ていないこと。 出ており、 表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 ス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)又は(11) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数 かつ、 旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービ
- び8に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イの①(□及び□に係る部分を除く。)、②から⑥まで及
- 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- 等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。 を定めていること。 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容
- b 介護職員に周知していること。 aの要件について書面をもって作成し 全ての福祉・
- 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- 定し、 していること。 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策 当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保
- aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(4)
- (1) 算Ⅲを届け出ており、 算 (I) 又は (II) 及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加 表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 を届け出ていないこと。 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数 かつ、 旧介護給付費等単位数表の居

- び8に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② イの11 (一及び口に係る部分を除く。)、②から⑥まで及
- 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 次に掲げる要件の全てに適合すること。
-) を定めていること。 等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容
- 介護職員に周知していること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・
- → 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- していること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保 電社・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策

三削除

b

aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ

生労働大臣が定める基準「介護給付費等単位数表第1の6の注のこども家庭庁長官及び厚

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

(1)児童発達支援管理責任者、 導担当職員(公認心理師を含む。) 健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指 見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保 費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定 該当する者であって、 認心理師を含む。 理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事 により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに する者をいう。 八材等」という。 障害福祉人材 以下同じ。 (福祉・介護職員又は心理指導担当職員)の賃金改善について、 経験及び技能を有する障害福祉人材と サービス管理責任者、 サービス提供責任者その他研修等)その他の職員(以下「障害福祉 、サービス管理責任者、 賃金改善に要する 児童発達支援管

いう。 認められるもの 基づき適切な措置を講じていること。 額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十 万円以上である賃金改善に関する計画を策定し のうち (以 下 人は、 「経験・技能のある障害福祉人材」 賃金改善に要する費用の見込額が月 当該計画に

- (2)る計画、 特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知 福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等 当該指定居宅介護事業所等において、 都道府県知事に届け出ていること。 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害 (1)の賃金改善に関す
- (3)継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人 届け出ること。 金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に 材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃 を見直
- (4)福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告す ること。 当該指定居宅介護事業所等において 事業年度ごとに障害
- (5)でのいずれかを届け出ていること。 居宅介護サービス費における特定事業所加算(1) から (IV)

ま

- (6)① から Ⅲ までのいずれかを算定していること。 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算
- 障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障 処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該 害福祉人材等に周知していること。 ②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の
- 口 福祉・介護職員等特定処遇改善加算団 他の適切な方法により公表していること。 (7)の処遇改善の内容等について インターネットの利用そ

-(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれに

も適合すること。

| び厚生労働大臣が定める基準 | 三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- マース で を で で 毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する で の 見込額が に で で 毎月支払われる手当の額の 引上が の 見込額が に で で で の 見込額が に で の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の
- 出ること。
 出ること。
- と。 祖人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告するこ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福
- (I)から(I)までのいずれかを算定していること。ホ 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算
- 人材等に周知していること。福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害のの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処人。口の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処

六(介護給付費等単位数表第2の6の注1及び注2の厚生労働大臣四・五(略) が定める基準

七 業所加算(I) ずれか」とあるのは、 居宅介護サー 削除 第二号の規定を準用する。この場合において、 から、『までのいずれか』と読み替えるものとする。 ビス費における特定事業所加算(1) 「重度訪問介護サービス費における特定事 からいまでのい 同号イの(10)中

(削る)

(略)

+ 長官及び厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第3の5の注1及び注2のこども家庭庁

第二号の規定を準用する。 この場合において 同号イ が (10) 中

ずれか」とあるのは、 居宅介護サー ビス費における特定事業所加算(1) |同行援護サービス費における特定事業所 からいまでのい

加算(1から

(IV) までの

ずれか」と読み替えるものとする。

削除

(削る)

庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第4の5の注1及び注2のこども家庭

居宅介護サービス費における特定事業所加算 (1) から (18) までのい 第二号の規定を準用する。この場合におい 同号イ (10) 中

(略)

六 <u>元</u> 五 準 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基

第二号の規定を準用する。

七 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基

第三号の規定を準用する。

七の二
介護給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定め

る基準

第三号の二の規定を準用する。

八~九

(略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注のこども家庭庁長官及び厚 生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第3の6の注のこども家庭庁長官及び

第三号の規定を準用する。

及び厚生労働大臣が定める基準 一の二 介護給付費等単位数表第3の7の注のこども家庭庁長官

第三号の二の規定を準用する。

十二·十三 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注のこども家庭庁長官及び 厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十五 削除 一切算(I)から(M)までのいずれか」と読み替えるものとする。 一切算(I)から(M)までのいずれか」と読み替えるものとする。 ずれか」とあるのは、「行動援護サービス費における特定事業所

(削る)

(略)

働大臣が定める基準十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注1及び注2の厚生労

る。 ■ 第二号の規定を準用する。 この場合において、同号イの側中「第二号の規定を準用する。 この場合において、同号イの側中「第二号の規定を準用する。 この場合において、同号イの側中「

削除

厚生労働大臣が定める基準 一 介護給付費等単位数表第4の6の注のこども家庭庁長官及び

第三号の規定を準用する。

及び厚生労働大臣が定める基準十五の二(介護給付費等単位数表第4の7の注のこども家庭庁長官

第三号の二の規定を準用する。

十六 (略)

める基準 十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定

第二号の規定を準用する。

基準 -七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切なとは賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であら、近額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切など、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見

期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画

の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。

(1)の賃金改善に関する計画

当該計画に係る実施いう。以下同じ。)

当該指定療養介護事業所(介護給付費等単位数表第5の1

口 (5)(6)こと。 害福祉人材等に周知していること。

等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し いること。 全ての障害福祉人材等に周知し、 都道府県知事に届け出て

(3)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃

- 届け出ること。 継続が困難な場合、 すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に 金改善を実施すること。 材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。 当該事業の継続を図るために障害福祉人 ただし 経営の悪化等により事業の)を見直
- 祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告する 当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福
- から回までのいずれかを届け出ていること。 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)
- (I) から □ までのいずれかを算定していること。 療養介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算
- 処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。 障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障 ②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の 及び当該
- の他の適切な方法により公表していること。 (7)の処遇改善の内容等について、 インターネットの利用そ
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ①

適合すること。 イ⑴から⑷まで及び⑹から⑻までに掲げる基準のいずれにも

十七の二
介護給付費等単位数表第5の8の注の厚生労働大臣が定 める基準

第三号の二の規定を準用する。

十八(略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14

の注1及び注2の厚生

(略)

労働大臣が定める基準

(削る)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14 定める基準 の注の厚生労働大臣が

員配置等加算(I)から<<p>□までのいずれか」と読み替えるものとす ずれか」とあるのは、 居宅介護サービス費における特定事業所加算 (I) から (E) までのい 第二号の規定を準用する。この場合において 「生活介護サービス費における福祉専門職 同号イの(10)中

十九 削除

(削る)

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注1及び注2のこども家

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

ے کے 第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合する

口 福祉・介護職員等処遇改善加算回

も適合すること。 第二号イの(1)の ||及び||2から||8までに掲げる基準のいずれに

に掲げる基準のいずれにも適合すること 第二号イの(1の一) (2)から(6)まで、 (7) O 一から四まで及び8

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

算口及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出てお おける福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出て 表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数 かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費に

イの①の□及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適

第二号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定め

る基準

十九の二 介護給付費等単位数表第6の16の注の厚生労働大臣が

二十 介護給付費等単位数表第7の び厚生労働大臣が定める基準 14の注のこども家庭庁長官及

第二号の規定を準用する。

定める基準 第三号の二の規定を準用する。 第十七号の規定を準用する。

合すること。

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

 示 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)
- 職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
 算□、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護
 表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数
- に掲げる基準のいずれにも適合すること。 2) イの11の1、21から6まで、7の1から四まで、8及び9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等が一スアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加援の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加援の短期入所サービス費において現に旧介護給付費等単位数
- (2) イの(1)の(二、(2)から(6)まで、(7)の(1)から(四まで、(8)及び(9)
- ト 福祉・介護職員等処遇改善加算 V (7)
- 職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。算、一、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加利、分和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容

-)を定めていること。
- 二次に掲げる要件の全てに適合すること。
- していること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加援を開入所サービス費において現に旧介護給付費等単位数
- に掲げる基準のいずれにも適合すること。 2 人の(1) (一及び)(二に係る部分を除く。) 及び(2)から(8)まで
- リー福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(II)
- 表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加川 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- いないこと。おける福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出てり、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費に算 皿 及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出てお
- れにも適合すること。 2 イの①の①、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいず
- ⇒ 次に掲げる要件の全てに適合すること。③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- a 福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。 等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。
- 介護職員に周知していること。

 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・
- 二次に掲げる要件の全てに適合すること。
- していること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保 電 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策
- と。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ

ヌ福祉・介護職員等処遇改善加算(V)山

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数1、令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等等に処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加援の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加援の短期入所サービス費において現に旧介護給付費等単位数
- こと。 (2) イの(1) (一及び(1)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、

ル福祉・介護職員等処遇改善加算(ツロ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 (2) で、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加 (3) で和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数
- (2) イの(1) (一及び口に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及

| び8|に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ⇒ 次に掲げる要件の全てに適合すること。③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。

 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容

を定めていること。

- 介護職員に周知していること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・
- 一次に掲げる要件の全てに適合すること。
- していること。

 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保

 「福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)

- 11 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数別のおいこと。
- び8に掲げる基準のいずれにも適合すること。② イの①(一及び口に係る部分を除く。)、②から⑥まで及
- ⇒次に掲げる要件の全てに適合すること。次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 介護職員に周知していること。

 「」の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・

- □ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- していること。 定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保

二十一削除

及び厚生労働大臣が定める基準二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のこども家庭庁長官

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 「障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額の見込額があること。
- 四注15の8に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。) 又は基準該当短期入所事業所等をいう。以下同じ。) 又は基準該当短期入所事業所等をいう。以下同じ。) 又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第で) において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善がし、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出版し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出版し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出版し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出版と、対策を記述といる。
- 社。 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金 できを実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続 改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続 できを実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続 である。

F 朩 他の適切な方法により公表していること。 を都道府県知事に報告すること。 人材等に周知していること。 福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉 遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。 (I)から
一までのいずれかを算定していること 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所にお 短期入所サー ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処 への処遇改善の内容等について、インター 事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績 ビス費における福祉・介護職員処遇改善加算

(削る)

二 十 二 (略)

二十三 庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第8の3の注1及び注2のこども家

第二十号の規定を準用する。

二十四 削除

(削る)

二 十 五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14 生労働大臣が定める基準 の注1及び注2の厚

第二十号の規定を準用する。

<u>-</u>+-(略)

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注のこども家庭庁長官及 び厚生労働大臣が定める基準

二十一の二 介護給付費等単位数表第7の1の注のこども家庭庁

ネットの利用その

及び当該障害

長官及び厚生労働大臣が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

第二号の規定を準用する。

二 十 四 び厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第8の4の注のこども家庭庁長官及

第二十 号の規定を準用する。

一十四の二 官及び厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第8の5の注のこども家庭庁長

第三号の二の規定を準用する。

二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注の厚生労働大臣 が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の 第二十一号の規定を準用する。 15 の注の厚生労働大臣が定

三十一 三十 介護給付費等単位数表第11の13の注1及び注2の厚生労働 二十八 二十七 二十九・二十九の二 二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注1及び注2の厚 (削る) (削る) (削る) る。 る。 員配置等加算(I) から □ までのいずれか」と読み替えるものとす 居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(18)までのい 大臣が定める基準 員配置等加算(I)から □までのいずれか」と読み替えるものとす 生労働大臣が定める基準 ずれか」とあるのは、 ずれか」とあるのは、 居宅介護サービス費における特定事業所加算 [] から 🗵 までのい 第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの10中 第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの10中 削除 削除 略) (略) 「機能訓練サービス費における福祉専門職 「機能訓練サービス費における福祉専門職 三十 介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定め 二十七 二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注の厚生労働大臣 三十一の二 介護給付費等単位数表第11 三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定 二十九・二十九の二 二十八 介護給付費等単位数表第10 二十六の二 二十八の二 介護給付費等単位数表第10 が定める基準 める基準 る基準 が定める基準 める基準 が定める基準 が定める基準 第十七号の規定を準用する。 第二号の規定を準用する。 第三号の二の規定を準用する。 第十七号の規定を準用する。 第二号の規定を準用する。 第三号の二の規定を準用する。 第三号の二の規定を準用する。 介護給付費等単位数表第9の16 の 10 0) 0) の注の厚生労働大臣が定 11 15 の注の厚生労働大臣 の注の厚生労働大臣 の注の厚生労働大臣

三十二・三十二の二(略)

働大臣が定める基準 三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注1及び注2の厚生労

三十四 削除

(削る)

三十五 (略)

生労働大臣が定める基準 三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注1及び注2の厚

居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(11)までのい第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの⑩中「

ものとする。 祉専門職員配置等加算 (1) から (三) までのいずれか」と読み替えるずれか」とあるのは、「就労継続支援A型サービス費における福

二十六 削除

(削る)

三十七 (略)

生労働大臣が定める基準三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注1及び注2の厚

三十二・三十二の二(略)

める基準 三十三 介護給付費等単位数表第 12 の 16 の注の厚生労働大臣が定

第二号の規定を準用する。

める基準

第十七号の規定を準用する。

三十四の二 介護給付費等単位数表第12の18の注の厚生労働大臣

が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

三十五 (略)

が定める基準 三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣

第二号の規定を準用する。

から諸曹 | うら諸曹 | 一方の | 一方の | 一方の | 三十六 | 一介護給付費等単位数表第 13 の 16 の注の厚生労働大臣が定

める基準

第十七号の規定を準用する。

| が定める基準 | 三十六の二 介護給付費等単位数表第 13 の 17 の注の厚生労働大臣

第三号の二の規定を準用する。

三十七 (略)

が定める基準 三十七の二 介護給付費等単位数表第 14 の 17 の注の厚生労働大臣

三十八 三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注1及び注2 三十九・三十九の二(略) 三十八の二 介護給付費等単位数表第 14 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 門職員配置等加算(1)から(11)までのいずれか」と読み替えるもの とする。 ずれか」とあるのは、 居宅介護サービス費における特定事業所加算 (I) から (II) までのい の厚生労働大臣が定める基準 の厚生労働大臣が定める基準 ものとする。 祉専門職員配置等加算 (1) から (三) までのいずれか」と読み替える ずれか」とあるのは、 居宅介護サービス費における特定事業所加算(1) 第二号の規定を準用する。この場合において 第二号の規定を準用する。この場合において、 第二十号の規定を準用する。 (略) |自立生活援助サービス費における福祉専 「就労継続支援B型サー の2の7の注1及び注2 ビス費における福 から (IV) 同号イの(10)中 同号イの(10)中 までのい 三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11 三十九の四 三十九・三十九の二 三十八の五 三十八の四 三十八 介護給付費等単位数表第14 三十八の六 三十八の三 三十八の二 介護給付費等単位数表第 14 が定める基準 める基準 大臣が定める基準 大臣が定める基準 大臣が定める基準 大臣が定める基準 大臣が定める基準 第二号の規定を準用する。 第三号の二の規定を準用する。 第十七号の規定を準用する。 第三号の二の規定を準用する。 第二号の規定を準用する。 第二十 第二号の規定を準用する。 介護給付費等単位数表第 14 の 2 の 7 の注の厚生労働 号の規定を準用する。 介護給付費等単位数表第 介護給付費等単位数表第 14 の 2 の 9 の注の厚生労働 (略) 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の (略) (D) 14 の 19 の2の8の注の厚生労働 の注の厚生労働大臣が定 の注の厚生労働大臣 12 の注の厚生労働 の注の厚生労働

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注1及び注2の厚生労 四十~四十の三 (削る) (削る) (削る) のいずれか」と読み替えるものとする。 援助サービス費における福祉専門職員配置等加算 (1) から (三) まで 支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型共同生活 ずれか」とあるのは、 居宅介護サービス費における特定事業所加算 (1) から (11) までのい 働大臣が定める基準 第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの10中 「共同生活援助サービス費、日中サービス 四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定 四十二の二 四十二 介護給付費等単位数表第 15 四十~四十の三 三十九の五 が定める基準 める基準 める基準 大臣が定める基準 第三号の二の規定を準用する。 第十七号の規定を準用する。 第二号の規定を準用する。 第三号の二の規定を準用する。 第十七号の規定を準用する。 介護給付費等単位数表第14の3の13の注の厚生労働 介護給付費等単位数表第 15 0) 10 0) 0 11 の注の厚生労働大臣 注の厚生労働大臣が定

のように改正する。

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

						第二号の規定を準用する。この場合において、同号イの⑩中「
					(新設)	大豆が定める基準三十一の三 介護給付費等単位数表第 11 の2の 11 の注の厚生労働
						第十八号の規定を準用する。大臣が定める基準
					(新設)	三十一の二 介護給付費等単位数表第11の2の3の注の厚生労働
						ス事業者が占める割合が百分の八十を超える場合
						ス事業者」という。)の数ごとに、同一の就労系障害福祉サービ
						続支援B型事業者(以下この号において「就労系障害福祉サービ
						祉サービス基準第二百三条第一項に規定する基準該当指定就労継
						一項に規定する指定就労継続支援B型事業者若しくは指定障害福
						継続支援A型事業者又は指定障害福祉サービス基準第二百一条第
						定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労
						基準第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、指
						対して就労系障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス
						福祉サービス」という。)を受ける場合であって、当該利用者に
						る基準該当就労継続支援B型(以下この号において「就労系障害
						定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のトに規定す
						1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規
						第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注
						ントをいう。)の結果を踏まえて利用者が介護給付費等単位数表
						害福祉サービス基準第百七十三条の七第一項に規定するアセスメ
						いう。以下同じ。)が前六月間に実施したアセスメント(指定障
						数表第11の2の2の注1に規定する指定就労選択支援事業所を
						正当な理由なく、指定就労選択支援事業所(介護給付費等単位
						臣が定める基準
				削除	三十一	三十一 介護給付費等単位数表第11の2の1の注7の厚生労働大
				(略)	一 <u>与</u> 三 十	一~三十 (略)
	前	正	改			改正後
(作糸音クに己二音						

(略)	三十二~四十一	三十二~四十一 (略)
		とする。
		門職員配置等加算 (1) から (11) までのいずれか」と読み替えるもの
		ずれか」とあるのは、「就労選択支援サービス費における福祉専
		居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(W)までのい

(食事の提供に要する費用、 光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一 部改

正

第十一条 食事の提供に要する費用、 光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針

(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号) の一部を次の表のように改正する。

手続の確保

正

後

正

な

をい 訓練) び 訓 訓 障 三条の二に規定する基準該当自立訓練 業を行う事業所、 第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。)の事 以下同じ。 基準第百十五条第一 業を行う事業所、 び 令第百七十一号。 \mathcal{O} 福祉サー (機能訓 !害福祉サービス基準第百六十六条第一 事業を行う事業所、 第九十四 第七十八条第一 第百七十二条の二に規定する基準該当自立 練 練 基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四条及 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー 労選 害 定 (生活訓 (生活訓 生 福 (指定障害福祉サービス基準第百六十三条及び第百六 練) 択支援事業所を ビス基準第百五十六条第一 活 祉 設備及び運営に関する基準 介護事 \mathcal{O} 条の二に規定する基準該当生活介護をいう。 サ 練 事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練 事 練 基準該当短期入所 業を行う事 *業所 項に規定する指定生活介護事業 指定自立訓練 以下「指定障害福 事業所をいう。 指定短期入所事業所 基準 (指定障害福祉サービス基準第百七十二条及 項に規定する指 指定自立訓練 (障 いう。 · 第 害者 百 業 七十 所 の日常生活及び (機能訓練 以下同じ。 指 条の三 項に規定する指定自 (指定障害福祉サービス基準 指 定短期入所 祉サービス基準」とい 定 (生活訓練 定就労移行支援事業 就 (機能訓 (平成十八年厚生労働省 (指定障害福祉サービス 項に規定する指定自立 労 第 選 事業所 択 訓 社会生 事業 支援 項 練 (練)をいう。 基準該当自立 事業所 介所を に規定する指 生 事 ビスの事 所をいう。 いう。 活を 業 活 指) の 事 1立訓練 定障害 所 訓 (指定 (機能 う。 所 練 総 + 業 合

適正な手続の確保

改

正

前

をいう。 訓練 訓練) 訓練 業を行う事 労支援事 び第百七十二条の二に規定する基準該当自立訓練 障害福祉サー 三条の二に規定する基準該当自立訓 福祉サー 業を行う事 第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。)の 以下同じ。 基準第百十五条第一 令第百七 (機能訓練) 事業を行う事業所、 第九十四 第七十八条第一 基準該当生活介護(指定障害福 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー 定生活 (生活 (生活訓)の事業を行う事 (指定障害福祉サービス基準第百六十三条及び第百六 十一号。 ビス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓 業所、 業所、 サー 所をいう。 訓 条の二に規定する基準該当生活介護をいう。 設備及び運営に関する基準 介護事業 練 練 事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練 ビス基準第百六十六条第一項に規定する指定自 基準該当短期入所 ビス基準第百七十五条第 以下 項に規定する指定生活介護事業所をいう。 事業所をいう。 指定自立訓 指定短期入所事業所 (指定障害福 項に規定する指定 所 指定自立訓 「指定障害福 (障 業所、 指定就労継続支援 害 練 者 祉サービス基準 の日常生活及び (機能訓練) 以下同じ。 練 社サービス基準第九十四条及 (指定障害福祉サービス基 練 定就労移行 祉サービス基準」と (生活訓練) 短期入所 (機能訓練)をいう。 (指定障害福祉サービス (平成十八年厚生労働 項に A 型 事 業所 社会生 規定する指 ·支援事業 - 第百七十二条及 (事業所をいう。 事業所 基準 事 (生活 業所 Ė +該当自· こスの事 活 _ の 定障害 いう。 所 訓 を (指: (機 定 総 事 能 練

を行うこと。 第百二十三号。 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律 業所をいう。)及び指定障害者支援施設等 二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事 規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)、特定基 援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に 支援B型をいう。)の事業を行う事業所、 定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続 労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指 定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就 指定障害福祉 確保するため、 室の提供に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を 所等」と総称する。)における食事の提供、 する指定障害者支援施設等をいう。 -該当障害福祉サービス事業所 党労支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所 サービス基準第百七十五条第一項に規定する指定 次に掲げるところにより、当該契約に係る手続 以下「法」という。)第三十四条第一項に規定 (指定障害福祉サー 以下同じ。)(以下 基準該当就労継続支 (障害者の日常生活 滞在の提供及び居 ビス基準第 「事業

イ (略)

から文書により同意を得ること。
二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)
」当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第

(略

(略)

障害福祉サー 行うこと。 保するため、 等」と総称する。)における食事の提供、 る指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)(以下 百二十三号。 び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第 所をいう。)及び指定障害者支援施設等 百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業 該当障害福祉サービス事業所 定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。 B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規 援B型をいう。)の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援 障害福祉 の提供に係る契約 院支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型 サー 以下「法」という。)第三十四条第一項に規定す ・ビス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支 次に掲げるところにより、 ビス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労 (以 下 「契約」という。 (指定障害福祉サービス基準第二 当該契約に (障害者の日常生活 <u>)</u> 滞在の提供及び居室 適正な締結を確)、特定基 係る手 「事業所 一 (指 及

から文書により同意を得ること。

二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)

コ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第

1

ハ (略)

(略)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件の一部改正)

第十二条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件(平成十八年

厚生労働省告示第五百四十六号)の一部を次の表のように改正する。

(恪)

改

TF.

後

一 重度訪問介護サービス費の注7ただし書及び移動介護加算の注 ついずれかに該当する場合とする。

事することが見込まれる場合第七号に掲げる区分六をいう。)の利用者の支援に一年以上従第七号に掲する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基イ 指定重度訪問介護事業所等が新規に採用した従業者が、区分イ

一 (各)

改

正

前

であって、次のイ及びロのいずれにも該当する場合とする。、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合2ただし書の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により重度訪問介護サービス費の注7ただし書及び移動介護加算の注

る場合

一 介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重
をいう。)の利用者の支援に一年以上従事することが見込まれ
成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第七号に掲げる区分六
る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平
う。)が新規に採用した従業者が、区分六(障害支援区分に係
う。)が新規に採用した従業者が、区分六(障害支援区分に係
方。)が護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重

従業者の同行が必要であると認められる場合

可当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十三条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生

労働省告示第五百四十八号)の一部を次のように改正する。

~六 (削る) 略 改 īF. 後 六の二 略 改 正 前

+ 本文のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3

するもの げる者であって、 知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る 証明書の交付を受けていた者に限る。)であって、 る内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表に定め 施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定 宅介護従業者基準第二条において読み替えて準用する介護保険法 第八号、 一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、 に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有)に二年以上従事した経験を有するものを含む。) 居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲 第十三号又は第十九号に掲げる者(都道府県知事から居 (令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十 知的障害者、 、知的障害児又は精神障害者の福祉 知的障害者、

> 生労働大臣が定める者 居宅介護サービス費の注9の2のこども家庭庁長官及び厚

居宅介護従業者基準第 一条第三号、 第八号、 第十三号又は第十

七~十の二 (略) 八号に掲げる者

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3 本文のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

げる者であって、 知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る 証明書の交付を受けていた者に限る。)であって、知的障害者、 る内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表に定め 施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定 宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法 第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者(都道府県知事から居 一日において居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、 するもの(令和六年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十 に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有)に二年以上従事した経験を有するものを含む。 居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉

定める者 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の厚生労働大臣が

(削る)

十三 した旨の証明書の交付を受けた者 を修了し 別表第五に定める内容以上の研修をいう 強度行動障害支援者養成研 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了 修 (基礎研修 下同じ 居宅介護従業者基 の課程

介護給付費等単位数表第7の3の注2のこども家庭庁長官及

+ 介護給付費等単位数表第7の3の注2及び注5のこども家庭

(傍線部分は改正部分)

庁長官及び厚生労働大臣が定める者

明書の交付を受けた者当該研修の課程を修了した旨の証当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証準別表第五に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) (居宅介護従業者基

労働大臣が定める者一三一介護給付費等単位数表第8の2のこども家庭庁長官及び厚生

次のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれ次のイから二ダ値ブ目が気をそれ

護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号一十一指定重度障害者等包括支援として提供する居宅介護 居宅介までに掲げる者

又は第十八号に掲げる者

- 号までに掲げる者
 一号から第十五号まで又は第十七号から第十九十号まで、第十二号から第十五号まで又は第十七号から第一名介護従業者基準第一条第一号から第五号まで、第七号から第一日 指定重度障害者等包括支援として提供する重度訪問介護 居
- ずれかに該当する者へいっている。「指定重度障害者等包括支援として提供する同行援護の次のいい」
- は同条第十一号若しくは第十六号に掲げる者業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。)又完者基準別表第六に規定する課程を修了した者(居宅介護従刊の表別である。)というに関ける者(居宅介護従刊の表別で
- 該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る、第十三号若しくは第十八号に掲げる者、第二十号に掲げる者(視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明管の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明での事業を行った者から当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を付けた者に限る。)、第二十一号に掲げる者(視書の交付を受けた者に限る。)、第二十一号に掲げる者(視書の本述)のとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した当の証明書の交付を受けた者に限る、第二十号に掲げる者、第二十号に掲げる書、第二号若の課程を修了した当の証明書の交付を受けた者に限る、第二号を行きを行った者の証明書の交付を受けた者に限るの課程を修了した当の証明書の交付を受けた者に限る、第二号を行った者が認知の課程を修了し、当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が認める研修の課程を修了した。

び厚生労働大臣が定める者

書の交付を受けた者該研修の課程を修了した旨の証明該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当

(新設)

事した経験を有するもの 害児の福祉に関する事業 から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたも 事が認める研修を受講中の者であって、 に限る。 降に当該研修の課程を修了し 、護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知 て視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出 又は第二十二号に掲げる者 であって、 視覚障害を有する身体障害者又は障 (直接処遇に限る。) に一年以上従 (平成十八年九月三十日にお 当該研修の事業を行った者 平成十八年十月一日

第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修 る技術者の養成を行う研修を修了した者 了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とす 、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程 ハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科 厚生労働省組織規則第六百二十五条に規定する国立障害者

= 年以上従事した経験を有するものを含む。 規定する厚生労働大臣が定める基準別表に定める内容に相当す えて準用する介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に を受けていた者に限る。)であって、 るもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付 護従業者基準第一条第七号、 又は精神障害者の福祉に関する事業 るもの する事業 であって (都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条において読み替 第八号若しくは第十三号に掲げる者又は第十九号に掲げる者 日において居宅介護従業者基準第 指定重度障害者等包括支援として提供する行動援護 (令和九年三月三十一日までの間は、 (直接処遇に限る。 知的障害者、 知的障害児又は精神障害者の福祉に関 第十二号又は第十七号に掲げる者 *[*2 年以上従事した経験を有す (直接処遇に限る。 一条第一号から第三号まで 知的障害者、 令和三年三月三十 知的障害児 居宅介

十四四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定め

(削る)

る者

者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った

別表(第十四号及び第十五号関係)

(新設)

で受めずぎ里音のででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
Ŧī.

書の交付を受けた者該研修の課程を修了した旨の証明該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当

(新設)

(新設)

一 七	計	合
	に関する演習	
	チーム支援の実践の振り返	
	対する票準的な支援に系る	
<u>=</u>	強度行動障害を有する者に	演習
	援に関する講義	
	生活の質の向上に向けた支	
	関する演習	
	えた個別支援計画の作成に	
	機能的アセスメントを踏ま	
	する講義	
	をいう。以下同じ。)に関	
	の要因に係るアセスメント	
	行動障害を有する者の行動	演習
二 五	機能的アセスメント(強度	講義•
	及びその改善に関する講義	
	環境調整に係る課題の設定	
	に関する演習	演習
二 五	環境調整の実践の振り返り	講義・
	に関する演習	
	環境調整に係る計画の策定	
	に関する講義	演習
二 五	環境調整に係る計画の策定	講義・
	アセスメントに関する演習	
	る講義	演習
二 五	環境調整のプロセスに関す	講 義 •
	関する演習	
	トの実施状況の振り返りに	
	事業所におけるアセスメン	
	割に関する講義	演習

(厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、 従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数

に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の 員数 の基

準並びに所定単位数に乗じる割合の一部改正)

第十四条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、 従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定

単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(平成十八年厚生労働省告示第五百五十号)の一部を次の表のよ

うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

略

改

īF.

後

る営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割合 準及び所定単位数に乗じる割合並びに注5の厚生労働大臣が定め 11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注4の

この口において同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げ る基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を ご表の下欄に掲げるところによるものとする。 指定生活介護事業所等(共生型生活介護事業所を除く。以下

等」という。)又はサービス 事業所等に置くべき看護職員 の規定により、指定生活介護 又は指定障害者支援施設基準 厚生労働大臣が定める利用者 しくは言語聴覚士、生活支援 数の基準 理学療法士、作業療法士若 指定障害福祉サービス基準 (下欄において「看護職員 分の五十 継続している場合は、 ていない状態が五月以上 理責任者の員数を満たし いる場合又はサービス管 状態が三月以上継続して の員数を満たしていない 百 厚生労働大臣が定める所 定単位数に乗じる割合 分の七十 (看護職員等 百

改

正

前

る営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割合 準及び所定単位数に乗じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定め ①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の

(略)

口

場合については、 じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する 設基準第四条第一 るところによるものとする。 みなされた指定障害者支援施設を除く。以下このロにおいて同 害者支援施設基準第四条の二の規定により、 指定生活介護事業所等(共生型生活介護事業所並びに指定障 所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げ 項第一号及び第六号の基準を満たしていると 指定障害者支援施

) 又 は	いてコ	理 学	事業所	の規定	又は指	指定	の数の#	厚生労
サービス管理責任者の	看護職員等」という。	法士若しくは作業	所等に置くべき看護職員	により、指定生活介護	定障害者支援施設基準	指定障害福祉サービス基準	の基準	厚生労働大臣が定める利用者
分の五十)	継続している場合は、百でしたしかり	「責任者の員数を満た	いる場合又はサービス管	状態が三月以上継続して	の員数を満たしていない	百分の七十(看護職員等	定単位数に乗じる割合	厚生労働大臣が定める所

(略)

いないこと。

管理責任者の員数を満たして

(略)

(略)

(略)

2の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注

イ・ロ (略)

の基準並びに所定単位数に乗じる割合

の基準並びに所定単位数に乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数五 介護給付費等単位数表第 10 の1の機能訓練サービス費の注4

上 指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第百工指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第百六年型自立訓練(機能訓練)(以下「じ。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園がでいている。)、に係る指定障害福祉サービス基準第百六年型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第百八年型方法のでは、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄当する場合に別に、対しているという。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第百に掲げるところによるものとする。

百分の七十 定単位数に乗じる割合 成単位数に乗じる割合

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合3の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の

員 注

イ・ロ (略)

の基準並びに所定単位数に乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数五 介護給付費等単位数表第 10 の1の機能訓練サービス費の注4

下同じ。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練) 当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄 等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該 行う自立訓練(機能訓練) 十二条の二に規定する共生型自立訓練 生型自立訓練(機能訓練) 五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、共 .掲げるところによるものとする。 以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が (規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練 指定自立訓練 (機能訓練) (以下「指定自立訓練 (指定障害福祉サービス基準第百六 (指定障害福祉サービス基準第百 (機能訓練)をいう。 (機能訓練) をいう (機能訓練)

	以下「指定自立訓練(機能訓
	者支援施設又はのぞみの園(
	業所」という。)、指定障害
	生型自立訓練(機能訓練)事
	事業を行う事業所(以下「共
	生型自立訓練(機能訓練)の
	訓練)事業所をいう。)、共
	規定する指定自立訓練(機能
	ス基準第百五十六条第一項に
	事業所(指定障害福祉サービ
百分の七十	指定自立訓練(機能訓練)
定単位数に乗じる割合	の数の基準
厚生労働大臣が定める所	厚生労働大臣が定める利用者

口 訓練)事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)の従業者の 員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 練 (2)のいずれかに該当する場合 指定自立訓練 (機能訓練) 指定自立訓練 の平均値が、 利用者の数が次の(1)又は(2) のいずれかに該当する場合 数に三を加えて得た数を 過去三月間の利用者の数 事業所等」 超える場合 利用定員」という。)の 条に規定する運営規程に 者支援施設基準第四十一 第八十九条又は指定障害 定障害福祉サービス基準 福祉サービス基準第百六 練) 事業所等 定められている利用定員 の五において準用する指 十二条又は第百六十二条 略) (以下この項において | 指定自立訓練(機能訓 利用定員が十一人以下 (略) (機能訓練) という。 次の一又は二 指定障害 等 \mathcal{O} 事業所等 (共生型自立訓練 (機能

> 練) (2)のいずれかに該当する場合 指定自立訓練 (機能訓練) の利用者の数が次の(1)又は(2) のいずれかに該当する場合 の平均値が、 過去三月間の利用者の数 超える場合 数に三を加えて得た数を 利用定員」という。)の 定められている利用定員 条に規定する運営規程に 者支援施設基準第四十一 第八十九条又は指定障害 定障害福祉サービス基準 福祉サービス基準第百六 練) 事業所等 事業所等」 の四において準用する指 十二条又は第百六十二条 の指定自立訓練 (以下この項において「 利用定員が十一人以下 (略) 次の一又は二 という。 指定障害 (機能訓 築 \mathcal{O}

略)

口 訓練)事業所を除く。以下このロにおいて同じ。)の従業者の のとする。 所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるも 員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 厚生労働大臣が定める利用者 指定自立訓練 (機能訓練) 事業所等 厚生労働大臣が定める所 (共生型自立訓練 (機能

所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるも

厚生労働大臣が定める利用者

厚生労働大臣が定める所 定単位数に乗じる割合

の数の基準

定単位数に乗じる割合

数の基準

作業療法士若しくは言語聴覚 又は指定障害者支援施設基準 の規定により、 き看護職員、 (機能訓練) 「看護職員等」という。) 生活支援員 事業所等に置く 理学療法士、 指定自立訓練 (下欄におい

定障害福

証サー

ビス基準

定障害福

祉

サー

分の五十 継 ていない状態が五月以上 理 いる場合又はサービス管 状 の員数を満たしてい 百 一責任者の員数を満たし :続している場合は 態が三月以上継続して 分の七十 **(**看 職 ない 百

六~八 数を満たしていないこと。 (略)

又はサービス管理責任者の員

九 業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合 費の注10の10の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従 介護給付費等単位数表第14 の1の就労継続支援B型サー Ė ス

イ・ロ (略

九九の三二 (略)

び ビス費の注8の①の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及 所定単位数に乗じる割合 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サー

+ 注4の10の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単 位数に乗じる割合 介護給付費等単位数表第15 の1の共同生活援助サービス費の

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援 業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合 型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従

従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合 用型共同生活援助サービス費の注4の①の厚生労働大臣が定める 介護給付費等単位数表第 15 の1の2の2の外部サー -ビス利

> べ 等」という。)又はサービス の規定により、 又は指定障害者支援施設基準 しくは作業療法士、 き看護職員、 (機能訓練) (下欄において「看護職員 事業所等に置く 理学療法士若 指定自立訓 生活支援 練

ビス基準 ていない状態が五月以上 分の五十 継続している場合は、 理責任者の員数を満たし いる場合又はサービス管 状 \mathcal{O} 百 態が三月以上継続して 員数を満たしていな 分の七十 (看護職員 百

六~八 (略)

いないこと。

管理責任者の員数を満たして

九

者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合 費の注7の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業 介護給付費等単位数表第 14 の 1 の 就労継続支援 B型サー ・ビス

イ・ロ

九九の三二 び所定単位数に乗じる割合 ビス費の注7の①の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 介護給付費等単位数表第 14 の3の1の自立生活援助サー

皮

注7の①の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単 位数に乗じる割合 介護給付費等単位数表第 15 の1の共同生活援助サービス費

十の二 介護給付費等単位数表第15 従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合 型共同生活援助サービス費の注 10 の①の厚生労働大臣が定める の1の2の日中サービス支援

+ 従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合 用型共同生活援助サービス費の注7の①の厚生労働大臣が定め 介護給付費等単位数表第 15 の1の2の2の外部サー ビス る 利

第十五条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定

単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合の一部を次の表のように改正する。

				において準用する指定障
				ス基準第百七十三条の九
				所 指定障害福祉サービ
				の指定就労選択支援事業
				利用定員が十一人以下
				のいずれかに該当する場合
				の平均値が、次の一又は二
				(1) 過去三月間の利用者の数
				する場合
				の(1) 又は(2) のいずれかに該当
				をいう。)の利用者の数が次
				する指定就労選択支援事業所
				百七十三条の三第一項に規定
				指定障害福祉サービス基準第
			百分の七十	指定就労選択支援事業所(
			定単位数に乗じる割合	の数の基準
			厚生労働大臣が定める所	厚生労働大臣が定める利用者
				のとする。
			乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるも	定単位数に乗じる割合を同表の
			に掲げる基準に該当する場合については、所	が次の表の上欄に掲げる基準に
			(支援をいう。) の利用者の数	条の二に規定する指定就労選択支援をいう。
			(指定障害福祉サービス基準第百七十三	イ 指定就労選択支援(指定障害
			びに所定単位数に乗じる割合	業者の員数の基準並びに所定単位
			かる利用者の数の基準及び従	ビス費の注2の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従
		(新設)	1の2の1の就労選択支援サー	六の二 介護給付費等単位数表第11
前	改		後	改正
(傍線音グに改正さ				

(傍線部分は改正部分)

の百五十を乗じて得た数 を超える場合 を超える場合 上の指定就労選択支援事 業所 利用定員の数に百分 上の指定就労選択支援事 業所 利用定員の数に当 を控除した数に百分の二 十五を乗じて得た数に 十五を乗じて得た数に 十五を乗じて得た数に 十五を乗じて得た数に 十五を乗じて得た数に 十五を押えた数を加えて
の百五十を乗じて得た数 の百五十を乗じて得た数 を超える場合 利用定員が五十一人以 上の指定就労選択支援事 業所 利用定員の数に百分 を控除した数に百分の二
の百五十を乗じて得た数 の百五十を乗じて得た数 を超える場合 ・超える場合 ・超える場合 ・超える場合 ・関末に員が五十一人以上の指定就労選択支援事 業所 利用定員の数に百分
該利用定員の数から五十
業所 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合 上の指定就労選択支援事上の指定就労選択支援事
上の指定就労選択支援事を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を超える場合を表して得た数
利用定員が五十一人以の百五十を乗じて得た数の百五十を乗じて得た数
を超える場合の百五十を乗じて得た数の百五十を乗じて得た数の百五十を乗じて得た数
の百五十を乗じて得た数所、利用定員の数に百分
所 利用定員の数に百分
(有 约 更 名 く 取 有 三 有 三 電力
の指定就労選択支援事業
□ 利用定員が五十人以下
する場合
又は のいずれかに該当
一日の利用者の数が次の
数を超える場合
の百二十五を乗じて得た
所 利用定員の数に百分
の指定就労選択支援事業
□ 利用定員が十二人以上
数を超える場合
)の数に三を加えて得た
て「利用定員」という。
定員(以下この項におい
程に定められている利用
十九条に規定する運営規
害福祉サービス基準第八

る割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じ口 指定定就労選択支援事業所の従業者の員数が次の表の上欄

してりしてりる場合に、百分の	ないこと。
ノー・ハーラ易なま、	択支援員の員数を満たしてい
就労選 ない状態が三月以上継続	支援事業所に置くべき就労選
労選択 援員の員数を満たしてい	の規定により、指定就労選択
ス基準 百分の七十(就労選択支	指定障害福祉サービス基準
定単位数に乗じる割合	の数の基準
利用者 厚生労働大臣が定める所	厚生労働大臣が定める利用者

(厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準の一 部改

正

第十六条 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準(平

成十八年厚生労働省告示第五百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

費等単位数表」という。)第1の1の注15の加算を算定すべき示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

改

īF.

後

改

正

前

ること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定居宅介護事業所等であ

指定居宅介護事業所等の施設基準

指定居宅介護事業所等の施設基準費等単位数表」という。)第1の1の注15の加算を算定すべきで要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを入び基準該当障害福祉サービスを表が表達を終合的に支援するための法律

関する基準 られていることを定めていること。 定する地域生活支援拠点等をいう。 ス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的 護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等 る場合を含む。 障害福祉サービス基準」という。 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ビス基準第四十三条の四及び第四十八条第 (平成二十九年厚生労働省告示第百十六号) (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 に規定する運営規程において 第三十 以下同じ。 一条 項において準用す として位置付け (指定障害福祉サ (障害福祉サービ 設備及び運営に 当該指定居宅介 以下 一の三に規

(新設)

(1)該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等 害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一 営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 宇書者 (平成十七年法律第百) として位置付けられていることを定めていること |条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。 て準用する場合を含む。 指定障害福祉サービス基準」という。)第三十一条(指定障 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 二十三号 に規定する運営規程におい 以下 法 という。 設備及び運 下同じ 一項にお 第七十

- (2)ること。 という。 七条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」 指定居宅介護事業所等の従業者のうち との連携及び調整に従事する者を一以上配置してい 市町村及び法第七十
- 定重度訪問介護事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第2の1の注12 の加算を算定すべき指

であること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定重度訪問介護事業所等

- (1)四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービ 置付けられていることを定めていること 訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位 ス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度 指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項、 第四十三条の
- (2)こと。 関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置している 指定重度訪問介護事業所等の従業者のうち、 市町村及び拠点
- 定同行援護事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第3の 1 の注10の加算を算定すべき指

ること。 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定同行援護事業所等であ

(1)町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること 第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条 を定めていること。 に規定する運営規程において、 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条 当該指定同行援護事業所等が市

二 介護給付費等単位数表第2の1の注 定重度訪問介護事業所等の施設基準 12 の加算を算定すべき指

兀

れていることを定めていること。 護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けら 準第三十一条に規定する運営規程において 及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サー 指定障害福祉サービス基準第四十三条第 項 当該指定重度訪問介 第四十三条の - ビス基

(新設)

(新設)

三 定同行援護事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第3の1の注 10 の加算を算定すべき指

いること。 より地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めて 定する運営規程において、 ||項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十||条に規 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第 当該指定同行援護事業所等が市町村に

(新設)

| 機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること||②|| 指定同行援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係|

行動援護事業所等の施設基準四の推りの加算を算定すべき指定四の介護給付費等単位数表第4の1の注りの加算を算定すべき指定

ること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定行動援護事業所等であ

を定めていること。
町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること
に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市場二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条

| 機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること| 機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること| 指定行動援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係

五 指定療養介護の施設基準

イ〜ニ (略)

費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準ホー介護給付費等単位数表第5の1のイの(5)の療養介護サービ

(略)

へ 〜 チ (略)

六 指定生活介護等の施設基準

(削る)

(新設)

行動援護事業所等の施設基準四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定

いること。
いること。
より地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めて定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村に二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規二項において準用する指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第

(新設)

(新設)

五 指定療養介護の施設基準

イ〜ニ (略)

(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準ホー介護給付費等単位数表第5の1の(5)の療養介護サービス費

(略)

へ~チ (略)

六 指定生活介護等の施設基準

じ。)の施設基準 6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第イ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算()

ること。 第二号から第四号まで若しくは指定障害者支援施設基準第四条 算方法で 第九十三条の二第一号、 おいて同じ。 注1の①又は②のいずれかに該当する者に限る。 いて「生活支援員等」と総称する。 三条の四第一号の規定により置くべき従業者 び言語聴覚士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準 ビス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サー 項第一号に規定する看護職員、 前年度の利用者(介護給付費等単位数表第6の1の の数の平均値を一・五で除して得た数以上であ 第九十三条の三第一号若しくは第九十 理学療法士、 の員数の総数が、 (以下この号にお 以下この号に 作業療法士及 常勤換

を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準ロー介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算団

数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員

・七で除して得た数以上であること。

(新設)

じ。) の施設基準 6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同 6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同 を算定すべき指定生活介護等の単位 (介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算(I)

第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一ビス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サー

を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準介護給付費等単位数表第6の2のハの人員配置体制加算回

(略)

を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準ニー介護給付費等単位数表第6の2の二の人員配置体制加算収

(略)

本の12と。 本制加算を算定すべき指定生活介護事業所等で 次の12のいずれにも該当する指定生活介護事業所等で あること。 あること。

(1) 法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行用た数以上配置していること。 (1) 法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行用に数以上配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を五十で除して財工が、基準又は指定障害者支援施設基準において定める人具配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を五十で除して財工が、第5 (高次脳機能障害者支援者養成に関する研修に限る高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害組織を持足がある。 (1) 法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行用に対象以上配置していること。

護事業所等(指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規算 団及びハの重度障害者支援加算 団を算定すべき指定生活介へ 介護給付費等単位数表第6の7の2のロの重度障害者支援加 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。

用 者 等」という。 均値を一・七で除して得た数以上であること。 規定により置くべき従業者(以下この号において 項第一号に規定する看護職員 れかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。 に生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二 (介護給付費等単位数表第6の1の注1の1)又は2)のいず 第九十三条の三第一 の員数の総数が、常勤換算方法で、 号若しくは第九十三条の四第 理学療法士及び作業療法士並び 「生活支援員) の数の平 前年度の利 一号の

を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算団

略)

を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準介護給付費等単位数表第6の2のハの人員配置体制加算団

(略)

(新設)

(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等をいう。以算 ① を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等水)介護給付費等単位数表第6の7の2のロの重度障害者支援加

下この一において同じ。)の施設基準定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)を除く。以

- 支援員が配置されていること。いる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活いる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして① 介護給付費等単位数表第8の1の注1の②に規定する別に
- (2) (略)

(削る)

き指定生活介護事業所等の施設基準へ一介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の加算を算定すべ

置していること。

置していること。

遺していること。

遺していること。

遺しているよのでは当該研修の事業を行った者から当該に対している場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を含むしている場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を含むしている場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を含むで、)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修を引しているにといるにといるにといるにといるにといるには、第九十三条の四第四号又は指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の指定では、第九十三条の四第四号又は指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の出版では、第九十三条の四等の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置している。

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準の護給付費等単位数表第6の7の2の注3及び注7の加算を

該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者(強度行

基準 下同じ。) を除く。以下このホ及びへにおいて同じ。) の施設

あること。 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等で

- いる利用者が一人以上利用していること。こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして、介護給付費等単位数表第8の1の注1の⑵に規定する別に
- (2) (略)

(新設)

(新設)

上。 交付を受けた者をいう。)が、支援計画シート等を作成するこ の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の 動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修

き指定生活介護事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべ

支援業務に従事する者に限る。)を一以上配置していること。指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接

(削る)

(削る)

定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指列 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験

あること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定障害者支援施設等で

→ 支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 支援拠点等として位置付けられていることを定めていること おいて、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活 (1) 指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に

(新設)

- 利用開始寺及び利用中六月ではこ利用者の栄養犬渡こつって加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準ヌー介護給付費等単位数表第6の13の5の栄養スクリーニングヌー介護給付費等単位数表第6の13の5の栄養スクリーニング

確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について

次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。き指定生活介護事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべ

て八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。
に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対し
① 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程

定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指列 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験

拠点等として位置付けられていることを定めていること。いて、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程にお気障害者支援旅認等の旅記書

(新設)

(新設)

ていること。一報を含む。)を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供し報を含む。)を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供しが低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情

定すべき指定生活介護事業所等の施設基準ルー介護給付費等単位数表第6の13の7の緊急時受入加算を算し

あること。 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等で

1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条(指定障害福祉サービス基準第九十三条の五及び第二百二十三条において準用すビス基準第九十三条の五及び第二百二十三条において準用すどの基準第九十三条の五及び第二百二十三条において準用すどを定めていること。

こと。 係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置している 図 指定生活介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関

七 指定短期入所等の施設基準

イ〜ハ (略)

所等をいう。以下同じ。)の施設基準べき指定短期入所事業所等(同注に規定する指定短期入所事業ニー介護給付費等単位数表第7の1の注 15 の8の加算を算定す

あること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定短期入所事業所等で

(1) 指定障害福祉サービス基準第百二十三条(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の四において準用する場合を含む。

(新設)

七 指定短期入所等の施設基準

イ〜ハ (略)

所等をいう。以下同じ。)の施設基準べき指定短期入所事業所等(同注に規定する指定短期入所事業ニー介護給付費等単位数表第7の1の注15の5の加算を算定す

定めていること。村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町ビス基準第百二十五条の四において準用する場合を含む。)に指定障害福祉サービス基準第百二十三条(指定障害福祉サービス基準第百二十三条(指定障害福祉サー

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の八 指定重度障害者等包括支援の施設基準認していること。 認していること。	当該利用者の自 2の注2を算定 いること。 に 2の注2を算定	** から当該布値 ** から。)が、 ** の注1を算定	、省変研修の事業を行って着いら省変研修、省変研修の実践研書支援者養成研修(実践研該者又は当該者から適切な助言及び指導をも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者短期入所事業所等の施設基準をが定める者のが、支援計画シート等を作成すること。一個修の課程を修了した旨の証明書の交付を	成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った、一、介護給付費等単位数表第7の3の注2及び注5の加算を算定が、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の八 指定重度障害者等包括支援の施設基準	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

援事業所であること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

- めていること。
 はり地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村ににおいて、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村に
- 置していること。
 及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配別 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者のうち、市町村
- 等包括支援事業所の施設基準特別加算を算定すべき同2の6の注に規定する指定重度障害者中 介護給付費等単位数表第8の2の6の地域生活移行個別支援

- (3) ·(4) (略)

行特別加算を算定すべき同2の8の注に規定する指定重度障害ハ 介護給付費等単位数表第8の2の8の強度行動障害者地域移

いること。

(新設)

- 等包括支援事業所の施設基準特別加算を算定すべき同2の5の注に規定する指定重度障害者中別加算を算定すべき同2の5の地域生活移行個別支援
- (1) 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の規定により指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第二号又は第二百十三条の四第一項第一号及び第二号の規定に必要な数の世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単心要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。
- (3) (4) (略)
- 行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害ハ 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移

者等包括支援事業所の施設基準

(戦

九

指定施設入所支援等の施設基準

(削る)

- 下同じ。)の施設基準のの1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第一の一方のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、
- 次に掲げる数以上であること。

 する生活支援員(以下「生活支援員」という。)の員数が、

 する生活支援員(以下「生活支援員」という。)の員数が、

 であるでき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定
- 定施設入所支援等の単位にあっては、二 利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下このイ 活1の2以は3のいずれかに該当する者にあっては、当該 注1の2以は3のいずれかに該当する者にあっては、当該
- の指定施設入所支援等の単位にあっては、三二前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下
- に一を加えて得た数の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごと入所支援等の単位にあっては、三に、当該前年度の利用者に一前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設
- 五以上の数設置している場合には、夜勤を行う職員として、機器を、当該指定障害者支援施設等の利用者の数の百分の十

 ② (1)の規定にかかわらず、利用者の動向を検知できる見守り

者等包括支援事業所の施設基準

(戦)

指定施設入所支援等の施設基準

九

施設の施設基準ービス費を算定すべき指定施設入所支援を行う指定障害者支援イー介護給付費等単位数表第9の1のホの経過的施設入所支援サイ

しているとみなされた指定障害者支援施設であること。害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満た旧指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障

下同じ。)の施設基準のの1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第9の2の夜勤職員配置体制加算を算

口

の11から3までのいずれかに該当すること。 生活支援員(ロにおいて「生活支援員」という。)の員数が次生活支援員(ロにおいて「生活支援員」という。)の員数が次を指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する 夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置

- 施設入所支援等の単位にあっては、二以上1に掲げる②又は③のいずれかに該当する者にあっては、当1に掲げる②又は③のいずれかに該当する者にあっては、当に掲げる②又は③のいずれかに該当する者にあっては、当
- 指定施設入所支援等の単位にあっては、三以上(2)前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の
- 加えて得た数以上の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一をの平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を所支援等の単位にあっては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入

こと。 生活支援員の員数が、次に掲げる数に相当する数以上である

- の指定施設入所支援等の単位にあっては、一・九一前年度の利用者の数の平均値が二十一人以上四十人以下
- の指定施設入所支援等の単位にあっては、二・九二 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下
- とに一を加えて得た数用者の数の平均値が百を超えて四十又はその端数を増すご用者の数の平均値が百を超えて四十又はその端数を増すごり所支援等の単位にあっては、三・九に、当該前年度の利回 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設

基準本べき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設重度障害者支援加算(II)及びハの重度障害者支援加算(III)を算定重度障害者支援加算の回の回りの護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの回り

等であること。 次の①から③までのいずれにも該当する指定障害者支援施設

- 支援員が配置されていること。いる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活いる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして① 介護給付費等単位数表第8の1の注1の②に規定する別に
- (2)
- 受けた者の割合が百分の二十以上であること。
 行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を指定障害者支援施設等の従業者のうち、強度行動障害支援

(削る)

う指定障害者支援施設等の施設基準 う指定障害者支援加算 🗉 を算定すべき指定施設入所支援等を行重度障害者支援加算のロのの 3の重度障害者支援加算のロの

あること。 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等で

- いる利用者が一人以上利用していること。こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして① 介護給付費等単位数表第8の1の注1の②に規定する別に
- (2) (略)

(新設)

含む。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の算定している場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を開定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置体前力接等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

基準すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設へ、介護給付費等単位数表第9の3の注4及び注8の加算を算定

第六号ホの規定を準用する。体制加算を算定すべき指定障害者支援施設等の施設基準体制加算を算定すべき指定障害者支援施設等の施設基準の護給付費等単位数表第9の4の3の高次脳機能障害者支援

援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
「及びロの地域移行促進加算」を算定すべき指定施設入所支ホー介護給付費等単位数表第9の8の2のイの地域移行促進加算

第六号リの規定を準用する。

へ・ト (略)

十 指定自立訓練(機能訓練)等の施設基準

施設基準 援体制加算を算定すべき指定自立訓練(機能訓練)事業所等の 子 介護給付費等単位数表第 10 の2の2の高次脳機能障害者支

第六号ホの規定を準用する。

練)を行う指定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練(機能訓「一介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験」

第六号リの規定を準用する。

算を算定すべき指定自立訓練(機能訓練)事業所等の施設基準/ 介護給付費等単位数表第 10 の8の2の社会生活支援特別加

| 14.8||を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置している||を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置している||課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程

(新設)

(新設)

設基準定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施ホー介護給付費等単位数表第9の8の2の体験宿泊支援加算を算

第六号手の規定を準用する。

へ・ト (略)

- 指定自立訓練(機能訓練)等の施設基準

(新設)

練)を行う指定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練(機能訓イ)介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験

第六号チの規定を準用する。

算を算定すべき指定自立訓練(機能訓練)事業所等の施設基準口 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加

(1) ために必要な数の生活支援員を配置することが可能であるこ する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行う 員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定 定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき看護 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の 理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援

(2) (4)

定すべき指定自立訓練(機能訓練) 介護給付費等単位数表第10の8の4の緊急時受入加算を算 事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

+ 指定自立訓練(生活訓練)等の施設基準

(略)

口 施設基準 援体制加算を算定すべき指定自立訓練 介護給付費等単位数表第 11 の2の2の高次脳機能障害者支 (生活訓練) 事業所等の

第六号ホの規定を準用する。

を行う指定障害者支援施設等の施設基準 利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練 介護給付費等単位数表第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験 (生活訓練)

第六号リの規定を準用する。

(略)

リ 定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第11の12 の4の緊急時受入加算を算

第六号ルの規定を準用する。

指定就労移行支援等の施設基準

制加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第12の3の高次脳機能障害者支援体

第六号ホの規定を準用する。

口 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設

> (1)職員、 数の生活支援員を配置することが可能であること。 労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な 護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生 定により指定自立訓練(機能訓練) 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、介)事業所等に置くべき看護

(2) (4) 略

(新設)

+ 指定自立訓練 (生活訓練) 等の施設基準

(略)

(新設)

〜 ロ 介 オ 利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練 を行う指定障害者支援施設等の施設基準 介護給付費等単位数表第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験

第六号チの規定を準用する。

1 (略)

(新設)

十二 指定就労移行支援等の施設基準

(新設)

1 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施

受斤)直受表達 規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事加算 (I) を算定すべき介護給付費等単位数表第 12 の1の注3に

業所の施設基準

前号への(1)に規定する基準を満たしていること。

業所の施設基準規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事加算(三を算定すべき介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設へ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設

前号への②に規定する基準を満たしていること。

う指定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行ニ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験ニ

第六号リの規定を準用する。

第十号八の規定を準用する。 算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第 12 の 15 の 4 の社会生活支援特別加

定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準()介護給付費等単位数表第12の15の6の緊急時受入加算を算

第六号ルの規定を準用する。

十三 指定就労継続支援A型等の施設基準

. (略)

援体制加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設口 介護給付費等単位数表第 13 の2の2の高次脳機能障害者支

第六号ホの規定を準用する。

基準

を行う指定障害者支援施設の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型ハ 介護給付費等単位数表第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験

第六号リの規定を準用する。

算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準 へ護給付費等単位数表第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加

業所の施設基準

前号ホの①に規定する基準を満たしていること。

業所の施設基準規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事加算 (日) を算定すべき介護給付費等単位数表第 12 の8の精神障害者退院支援施設口 介護給付費等単位数表第 12 の8の精神障害者退院支援施設

前号ホの②に規定する基準を満たしていること。

う指定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行べ 介護給付費等単位数表第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験

第六号チの規定を準用する。

第十号口の規定を準用する。 算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第 12 の 15 の 4 の社会生活支援特別加

(新設)

〒三 指定就労継続支援A型等の施設基準

イ (略)

(新設)

を行う指定障害者支援施設の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型「介護給付費等単位数表第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験

第六号チの規定を準用する。

算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準/^ 介護給付費等単位数表第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加

第十号ハの規定を準用する。

定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準 介護給付費等単位数表第 13 の 14 の 4 の緊急時受入加算を算

第六号ルの規定を準用する。

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

(型事業所等である) L C。 型事業所等である。 L C。 型事業所等である。 L C。 型事業所等の施設基準 という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第 14 の 1 の注 という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第 14 の 1 の 7 の 就労継続支援 B型サービス費 (I) 」 型事業所等である。 L C。

該特定指定就労継続支援B型事業所等における工賃向上計画(1) 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、当型事業所等であること。

を作成していること。

- (2)害者支援施設基準附則第三条第 平均値を六で除して得た数以上であること。 導員及び生活支援員 障害福祉サービス基準第百八十六条第 定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定 . う 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指 の総数が、 常勤換算方法で、 (ロ及びトにおいて 項第五号に規定する職業指 前年度の利用者の数の 項 第 「職業指導員等」と 号又は指定障
- 3に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準 ービス費 (II) を算定すべき介護給付費等単位数表第 14 の1の注 介護給付費等単位数表第 14 の1の口の就労継続支援B型サ

型事業所等であること。 次の①及び②のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B

- を作成していること。 該特定指定就労継続支援B型事業所等における工賃向上計画① 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、当
- ② 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき職

第十号ロの規定を準用する。

(新設)

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

(新設)

2に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第 14 の1の注ービス費 [1](二において「就労継続支援B型サービス費 [1]」)が護給付費等単位数表第 14 の1のイの就労継続支援B型サ

型事業所等であること。 次の⑴及び⑵のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B

- 上計画」を作成していること。 、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向1)各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき
- ② 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指

の平均値を七・五で除して得た数以上であること。業指導員等の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数

所の施設基準継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業―ビス費 (三を算定すべき同1の)注4に規定する特定指定就労へ 介護給付費等単位数表第 14 の1のハの就労継続支援B型サ

略)

続支援B型事業所等の施設基準という。)を算定すべき同1の注5に規定する特定指定就労継という。)を算定すべき同1の注5に規定する特定指定就労継という。)を算定すべき同1の注5に規定する特定指定就労継続支援B型サービス費 🖤 」

イの2の基準に該当すること。

継続支援B型事業所等の施設基準―ビス費収を算定すべき同1の注6に規定する特定指定就労ホー発給付費等単位数表第1の1のホの就労継続支援B型サ

口の2の基準に該当すること。

基準 選体制加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設 受体制加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設へ 介護給付費等単位数表第 14 の2の2の高次脳機能障害者支

第六号ホの規定を準用する。

の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サーーが、当該給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置

を七・五で除して得た数以上であること。

「の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値導員及び生活支援員(ニにおいて「職業指導員等」という。害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定

所の施設基準 継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業―ビス費Ⅲを算定すべき同1の注3に規定する特定指定就労へ護給付費等単位数表第 14 の1のロの就労継続支援B型サ

口

(略)

(新設)

「イの②の基準に該当すること。 「一ビス費(III)(二において「就労継続支援B型サービス費(III)」 「一ビス費(III)」(二において「就労継続支援B型サービス費(III)」) 「介護給付費等単位数表第 14 の1のハの就労継続支援B型サ

新 没)

の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等で、当該指定就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サーズの貨品型事業所等の施設基準が護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置

の数を五で除した数以上であること。工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者

を行う指定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型升 介護給付費等単位数表第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験

第六号リの規定を準用する。

算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準リー介護給付費等単位数表第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加

第十号ハの規定を準用する。

定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準ヌー介護給付費等単位数表第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算を算

十五 指定自立生活援助の施設基準第六号ルの規定を準用する。

| 設基準| | 拠点等機能強化加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施| | 加点等機能強化加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施| | イ| 介護給付費等単位数表第 14 の3の1の注 13 の地域生活支援

であること。 次の⑴及び⑵のいずれかに該当する指定自立生活援助事業所

- (1) 次の一から回までのいずれにも該当するものであること。
- とを定めていること。 村により地域生活支援拠点等として位置付けられているこ 有により地域生活支援拠点等として位置付けられているこ 周する指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準 指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準
- いう。以下同じ。)、指定地域定着支援事業者(指定地域う。)第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者を労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」とい援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支

の数を六で除した数以上であること。
工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者

を行う指定障害者支援施設等の施設基準利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型ホ 介護給付費等単位数表第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験

第六号チの規定を準用する。

算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準/ 介護給付費等単位数表第 14 の 16 の2の社会生活支援特別加

(新設)

第十号ロの規定を準用する。

べき指定自立生活援助事業所の施設基準十五 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の注 2 の加算を算定す

援拠点等として位置付けられていることを定めていること。おいて、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程に指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する

児相談支援をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所に 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害 準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。 支援をいう。 談支援事業者をいう。 第二十四条の二十六第一項第 談支援事業者をいう。 援事業者をいう。 相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支 る指定計画相談支援をいう。)及び指定障害児相談支援 地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行 援事業者 (法第五十一条の十七第 指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定す 指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定 体的に運営していること。 (児童福祉法)、指定地域定着支援(指定地域相談支援基 以下同じ。 以下同じ。 以下同じ。 (昭和二十二年法律第百六十四号) 項第 一号に規定する指定障害児相 号に規定する指定特定相 指定特定相談支援事業者 の指定を併せて受け、 及び指定障害児相談支

- 「機能強化型基準」という。)に適合していること。
 一十号)第一号イ又はロに掲げる基準(以下このイにおいて働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八一分算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労を援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額を受ける。
- □ 他の指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者□ 100円の基準に適合すること。② 次の円から四までのいずれにも該当するものであること。

の事業所と相互に連携して運営していること。 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者

所において一体的に運営していること。 相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業 び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八 するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及 援事業所 口の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支 第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をい が機能強化型基準に適合しており、かつ、 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 指定計画

町村長が認めるものであること。 点コーディネーターと相互に連携している事業所として市 生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、 ーディネーターが常勤で一人以上配置され、 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域 かつ、 当該拠 拠点コ

口 べき指定自立生活援助事業所の施設基準 介護給付費等単位数表第 14 の3の6の注2の加算を算定す

であること。 次の①及び②のいずれにも該当する指定自立生活援助事業所

- り地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め 営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村によ する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運 ていること。 指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用
- 七十七条第三項第一号に規定する関係機関との連携及び調整 に従事する者を一以上配置していること 指定自立生活援助事業所の従業者のうち、 市町村及び法第

指定共同生活援助の施設基準

害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活 援助サービス費を算定すべき指定共同生活援助事業所 介護給付費等単位数表第 15 の1の2の3の退居後共同生活 (指定障

> 十六 指定共同生活援助の施設基準

援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

- (1) 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百十三条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第二百十三条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第二百十三条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第二百十三条において講み替えて準に大工を表しまで、当該利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百十三条において連用する指定障害福祉サービス基準第二十三条に対して、当該利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二十三条に対して、当該利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準に対して、当該利用者の一人暮らしまである。
- ② 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供② 居宅における自立した日常生活の定着に必要な情報の提供及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及う。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整等の支援を実施力。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整等の支援を実施であること。
- 算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準 介護給付費等単位数表第 15 の1の3の2の人員配置体制加

配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定では、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定が業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第

(新設)

十二で除して得た数以上の世話人等が配置されていることの の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数の可数に換算する方法をいう。)に当たり必要な世話人等所の従業者の員数を当該加算の算定に当たり必要な世話人等がの勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業がの勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業が必要がある。)」とする。以下この口において「世話人等」方法をいう。)」とする。以下この口において「世話人等」

き場合の施設基準 スは人員配置体制加算 (1) を算定すべ

して得た数以上の世話人等が配置されていること。等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を三十で除二号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人指定障害福祉サービス基準第二百人条第一項第一号及び第

街 者支援体制加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基 予護給付費等単位数表第 15 の1の4の4の高次脳機能障害

第六号ホの規定を準用する。

を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準二 介護給付費等単位数表第 15 の1の6の重度障害者支援加算

(1) · (2) (略)

を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準 ・ 介護給付費等単位数表第 15 の 1 の 6 の 注 2 及び注 4 の加算

○ で付を受けた者をいう。)が、支援計画シートを作成すること交付を受けた者をいう。)が、支援計画シートを作成することの事業を行った者から当該研修の課程を修了し、当該研修動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了も(強度行該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者(強度行別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当

△ 介護給付費等単位数表第15の2の注3の自立生活支援加算

(新設)

う。以下同じ。)の施設基準基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいを算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービスを算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービスイ)介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算イ

(1) (2) (<u>略</u>)

(新設)

(新設)

| 欠り1)から5までのハザルこも亥当する指定共司主|| を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準|

- 上有すること。
 「する共同生活住居(以下「移行支援住居」という。)を一以する共同生活住居(以下「移行支援住居」という。)を一以指定障害福祉サービス基準第百二十四条第一項第二号に規定り、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした「別利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、
- ② 移行支援住居の定員が二人以上七人以下であること。
- 増すごとに一を加えて得た数以上)配置していること。増すごとに一を加えて得た数以上)配置していること。「により指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものを一以上(当該指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士のおける移行支援入居者の数の合計が八以上の場合にあってはおける移行支援入居者の数の合計が八以上の場合にあってはおける移行支援入居者の数の合計が八以上の場合にあってはおける移行支援入居者の数が七を超えて七又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上)配置していること。「増すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに一を加えて得た数以上」配置していること。「対すごとに対する。」
- 整等の支援を実施すること。
 では、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調育らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同様の支援入居者に対し、住居の確保その他の退居後の一人

チョン イ 新 (略)

定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算不の護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域

ハロの介護

定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域

第十一号ホの規定を準用する。

リ (略)

十七 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

施設基準に対して、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一世の大学を開始には、一個の大学を開始には、一個の大学を開始には、一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、「一個の大学を表現して、

基準 制加算 (X) 又は人員配置体制加算 (X) を算定すべき場合の施設別 人員配置体制加算 (V) 、人員配置体制加算 (M) 、人員配置体

適用に 算 (V) 用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置され 間数を四十時間で除することにより、 世話人等」という。 員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数 配置体制加算図を算定すべき場合におけるこれらの規定の 助事業所に置くべき世話人及び生活支援員(人員配置体制加 及び第二号の規定により日中サービス支援型指定共同生活援 ていること。 .換算する方法をいう。 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項第一号 特定従業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時 ついては、 人員配置体制加算(11) これらの規定中)に加え、)」とする。 人員配置体制加算 🗵 又は人員 特定従業者数換算方法で、 「常勤換算方法」とあるの 以下このイにおいて「 当該事業所の従業者の

基準 制加算 ឱ 又は人員配置体制加算 圏 を算定すべき場合の施設 制加算 圏 又は人員配置体制加算 圏 を算定すべき場合の施設 人員配置体制加算 圏 、人員配置体

で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法及び第二号の規定により日中サービス支援型指定共同生活援指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項第一号

第十一号二の規定を準用する。

(新設) (新設) ・ ・ ・ ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

されていること。

口 援助事業所の施設基準 者支援体制加算を算定すべき日中サー 介護給付費等単位数表第 15 0) 1 の 4 の ビス支援型指定共同生活 4 の高次脳機能障害

第六号ホの規定を準用する。

設基準 を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算

(1) すべき場合の施設基準 重度障害者支援加算(I) 及び重度障害者支援加算団 を算定

第十六号ニの規定を準用する。

(2)算を算定すべき場合の施設基準 介護給付費等単位数表第15の 1 6 0 注2及び注4の

第十六号ホの規定を準用する。

別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業一 介護給付費等単位数表第 15 の6の地域生活移行個別支援特 所の施設基準

第十六号トの規定を準用する。

朩 定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基 移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算 介護給付費等単位数表第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域

第十一号ホの規定を準用する。

を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(型)

第十六号リの規定を準用する。

外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準 介護給付費等単位数表第 15 の1の2の4の退居後外部サー

(新設)

定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サー を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指 ビス支援型指定共同生活援助事業所をいう。 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算 以下同じ。 施

設基準

第十六号イの規定を準用する。

所の施設基準 別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特

口

第十六号ロの規定を準用する。

移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算 定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域

第十一号ニの規定を準用する。

を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算 (VII)

第十六号ニの規定を準用する。

外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

(新設)

利用型指定共同生活援助事業所 同生活援助事業所をいう。 ビス利用型共同生活援助サービス費を算定すべき外部サービス |百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共 以下同じ。 (指定障害福祉サービス基準第 の施設基準

共同生活援助事業所であること。 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する外部サービス利用型指定

- 外部サービス利用型共同生活援助計画を作成すること。 成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した 共同生活援助計画をいう。以下このイにおいて同じ。 利用型共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第二百 福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、外部サービス 十三条の二十二において読み替えて準用する指定障害福祉サ ビス基準第二百十三条の二十二において準用する指定障害 ビス基準第五十八条第一項に規定する外部サービス利用型 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サ) の 作
- 提供及び助言並びに相談、 環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、 ることにより、 に当たっては、 療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供 当該利用者の心身の状況、 おおむね週 指定障害福祉サービス事業者等 回以上、 利用者の居宅を訪問す その置かれている 必要な情報の
- 口 算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の 介護給付費等単位数表第 15 の1の3の2の人員配置体制加
- 施設基準 号の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 における同号の規定の適用については、 に置くべき世話人(人員配置体制加算 ፲፱ を算定すべき場合 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一 人員配置体制加算 Ⅲ を算定すべき場合の施設基準 とあるのは 特定従業者数換算方法 同号中「常勤換算方 (事業所の従業者 当該事業 項第

の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより

が配置されていること。

| 換算方法で、利用者の数を十二で除して得た数以上の世話人」において単に「世話人」という。)に加え、特定従業者数に換算する方法をいう。)」とする。以下この所の従業者の員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な

2 人員配置体制加算 ※ 算定すべき場合の施設基準

10 一 お の数を三十で除して得た数以上の世話人が配置されているこ に置くべき世話人に加え、特定従業者数換算方法で、利用者 号の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項第一

援助事業所の施設基準者支援体制加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活へ 介護給付費等単位数表第 15 の 1 の 4 の 4 の 高次脳機能障害

第六号ホの規定を準用する。

(新設)

の施設基準 一世ス利用型指定共同生活援助事業所 回を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

第十六号への規定を準用する。

所の施設基準別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業別 介護給付費等単位数表第 15 の6の地域生活移行個別支援特別

(1) (4) (略)

を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施へ 介護給付費等単位数表第 15 の7のトの医療連携体制加算 (M)

第十六号リの規定を準用する。

(新設)

下同じ。) の施設基準 で同じ。) の施設基準 でする外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以所 (指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業 7 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特

(1) (4) (略)

受基準を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施□ 介護給付費等単位数表第 15 の7のトの医療連携体制加算 ₪

第十六号ニの規定を準用する。

部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正)

厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生

労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条

	1
--	---

	_	_ _	
五 介護給付費等単位数表第6の3の2の注及び13の4の注並び	(削る) (削る) (削る) (割る) (割る) (割る) (割る) (割る) (割る) (割る) (割	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	改 正 後
の施係一法一生	五 一二~四 (略)	(新設) (略)	
対単位数表第6の3のが単位数表第6の3のが単位数表第6の3の	x長第60102		改正
介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び注3並びにのを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児のを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に大臣が定める者	个蒦命寸畳等単立数長第3010主4支ブ第9010主20享四 (略)		前

定める者の2の3の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣がに第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7

家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 労働大臣が定める者並びに同表第7の3の注3及び注6のこどもの3の注4及び注8並びに第15の1の6の注2及び注4の厚生五の二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3及び注7、第9

の合計が十八点以上である障害者又はこれに準ずる者ぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれ目をでき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果

が定める者 | 加定の | 介護給付費等単位数表第6の3の3の注の厚生労働大臣 |

(新設)

ている障害者でいる障害者でいる障害者でいる障害者でいる障害者では重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする

「区分一」という。)以上に該当する者状態であり、かつ、区分命令第一条第二号に掲げる区分一(以下状態であり、かつ、区分命令第一条第二号に掲げる区分一(以下スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする注4の6のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者五の四、介護給付費等単位数表第7の1の注4の2、注4の3及び五の四

第二号に規定する区分一

状態であり、かつ、

大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)

(次号において「障害児支援区分一」と

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする

障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働

2の3の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7

(略)

(新設)

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の

以上に該当する者

五の六・五の七

五の八 庁長官及び厚生労働大臣が定める者 介護給付費等単位数表第7の 1 0 注 15 0 8のこども家庭

次のいずれかに該当する者

- (1)する者 る状態であり スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とす かつ、 区分一又は障害児支援区分一以上に該当
- (2)障害児をいう。 が重複している障害者及び重症心身障害児 二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身 重度の知的障害及び重度の上肢、 下肢又は体幹の機能の障害 (児童福祉法 (昭 和
- (3)をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出 連項目の欄の区分に応じ、 果に基づき、 た点数の合計が十点以上である障害者又はこれに準ずる者 区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の 行動関連項目について、 その行動関連項目が見られる頻度等 別表第二に掲げる行動関

五の九 注 4、 び厚生労働大臣が定める者 びに第8の2の4の注6、 の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並 第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の 注7及び注1のこども家庭庁長官及

五の十 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の4の 注8のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

七六 び厚生労働大臣が定める者 介護給付費等単位数表第7の 11の注1のこども家庭庁長官及

別表第一のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続す 同表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上であ

> 五の五・五の六 いう。

(新設)

五の七 注 4、 第 13 第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の

び厚生労働大臣が定める者 びに第8の2の3の注6、 の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並 注7及び注1のこども家庭庁長官及

五の八 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の3の 注8のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

七六 び厚生労働大臣が定める者 介護給付費等単位数表第7の 11 の注1のこども家庭庁長官及

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場 別表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上である者

る者

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2のこども家庭庁長 官及び厚生労働大臣が定める者

八~十 る場合に、同表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者 別表第一のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続す (略)

別表第一

別表第二 (表略)

お声を	理 説 解 明 の	ションケーュ	連行動則
1. 援が 2. 未 に支	1. 理解できる	1. 日常生活に支障がない	0点
3. 1 回 以 に		障 が な い	
4 1 回週 以に	2 いで き な解	3 でシニコ方以 シニコ方以 シニコカの シニコカの シニコカの ショケミ 法外 会る ン 1 コばで定	1 点
5 毎日(ほぼ	3 判いでき 断るき理 でかて解	5 なンlュ・るシーコでの・ いでシニコ でシニコ方独 きョケミ きョケミ法自	2 点

別表

(表略)

(新設)

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2のこども家庭庁長 官及び厚生労働大臣が定める者

合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者 別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場

八~十

(略)

る 傷他 行 つ 為 け を	る 傷 り 為 け を	な 行 安 動 定	山 行 多 動動 停・	動 異 食 行	出す
1. 不援 要が支	/ \ 1万	1 不援 要が支	1 不援 要が支	1 不援 要が支	不要
2 必援に 要が支希	2 必援に 要が支希	2 必援に 要が支希	2 必援に 要が支希	2 必援に 要が支希	必 援 要 が
3 要援上1 がの回月 必支以に	3 要援上1 がの回月 必支以に	3 要接上1 がの回月 必支以に	3 要援上1 がの回月 必支以に	3 要援上1 がの回月 必支以に	要援上 がの 必支
型援上1 ・ がの回週 必支以に	型援上1 がの回週 必支以に	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	型援上1 がの回週 必支以に	型援上1 がの回週 必支以に	要援上がの必支
が ジ 支 上 5 1 ジ 支 上 5 日 ほ ぼ ば	※ 支上5日ほ	[が ジリ 週 毎 ・ 支 上 5 日 ほ 緩 の 日 ぼ	が が	が ジ 支 上 5 援 の 日

てんか	等	反すう		な行動	突発的	な 行 適 為 切
1. 年に	不要	1. 援 が 支		不援要が	1. 支	1. 不援 要が支
1回以上	必 援 要 が	2 に 支 希	必要	X 援 に 対 支	2. 希	2 必援に 要が支希
	要援 がの 必支	3. 1回月 に	要接	景上 1 の 支 以 支 以	3. 月に	3 要援上1 がの回月 必支以に
2 月 に	要援上 がの 必支	4 1 回 週 以	か	の回	. —	型援上1 がの回週 必支以に
3 週 に	が 以週 以上 5 要援の日	5 毎 日 ほ ぼ			5. ほぼ	5 が以週毎 ジ 支上5日ほ 援の日(ぼ
	んか 1. 年に1回以上 2. 月に 3.	んか 1. 年に1回以上 2. 月に 3. 週 水田 上の支 上の支 週5	か 1. 女 1. 女 2. 希 ボックス 1. 女 ボックス 1. 女 ボックス 1. 回以 ボックス 1. 回以 カンス 1. 回い カンス 1. ロッシン カンス <th>か 1 1 1 不要 1 接が 2 水 2 大 1 大 2 大 1 上 3 月 4 週 1 1 1 2 要 月 3 月 4 月 3 月 5 が 3 3 が 3 が 3 が 3 が 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 4 0 3 0 4 0 5 0 6 0 7 0 8 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0</th> <th>1. 年に 1回以上 1. 不要が支 2. 不要が支 2. 必要 3. 必要 2. 必要 3. 以要 3. 当接が必 5. 上の支 5. 以 3. 財子の支 3. 上の支 3. 上の支 4. 要 4. 要 6. 対 6. 上の支 6. 以 6. 1. 回 6. 以 6. 1. 回 6. 以 6. 1. 回 6. 以 7. 0. 以 7. 0. 以 7. 0.</th> <th>1. 年に1回以上 1. 接が支 1. 接が支 1. 接が支 1. 接が支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 3. よりに支 2. よりに支</th>	か 1 1 1 不要 1 接が 2 水 2 大 1 大 2 大 1 上 3 月 4 週 1 1 1 2 要 月 3 月 4 月 3 月 5 が 3 3 が 3 が 3 が 3 が 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 3 か 4 0 3 0 4 0 5 0 6 0 7 0 8 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0	1. 年に 1回以上 1. 不要が支 2. 不要が支 2. 必要 3. 必要 2. 必要 3. 以要 3. 当接が必 5. 上の支 5. 以 3. 財子の支 3. 上の支 3. 上の支 4. 要 4. 要 6. 対 6. 上の支 6. 以 6. 1. 回 6. 以 6. 1. 回 6. 以 6. 1. 回 6. 以 7. 0. 以 7. 0. 以 7. 0.	1. 年に1回以上 1. 接が支 1. 接が支 1. 接が支 1. 接が支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 2. よりに支 3. よりに支 2. よりに支

ように改正する。

(略)	14 のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者	7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注	4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第	8の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注	五の九 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第11の2の	改 正 後
(略)	び厚生労働大臣が定める者	びに第8の2の4の注6、注7及び注10こども家庭庁長官及	の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並	注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4	五の九 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の	改正前

(傍線部分は改正部分)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基

準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁

長官及び厚生労働大臣が定める地域の一部改正)

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等

及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども

家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域 (平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)の一部を次の表

のように改正する。

改

īF.

後

改

正

前

注 7、 基準 る地域とする。 官及び厚生労働大臣が定める地域は、 談支援費の注 12 の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長 省告示第百二十五号) 支援に要する費用の額の算定に関する基準 及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談 は第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活 援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しく の法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する 第二号イ、 対象額に関する基準等 も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担 **8**若しくは第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費の<u>注 12</u>、こど ビス費の注6の2、 \mathcal{O} ス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注 する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五 百二十三号) の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の 1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サー |づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 害者の (平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号) 第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービ 第14の2の1の就労定着支援サービス費の注 別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相 (平成十八年厚生労働省告示第五百三十号) 次の各号のいずれかに該当す (平成二十四年厚生労働 別表地域相談支 10 の法律に 第 3 の 第 10

一~十 (略

基準 注 7、 及び厚生労働大臣が定める地域は、 談支援費の注9の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官 省告示第百二十五号)別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相 及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談 援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しく の法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する 第二号イ、 対象額に関する基準等 も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担 4若しくは第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、 ビス費の注6の2、 の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サー ス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、 する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー 地域とする。 支援に要する費用の額の算定に関する基準 は第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活 1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の 百二十三号)別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サー 障 害者の (平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号) 第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 第14の2の1の就労定着支援サービス費の注 (平成十八年厚生労働省告示第五百三十号) 次の各号のいずれかに該当する (平成二十四年厚生労働 別表地域相談支 ビスに要 0 第 3 の 法 こど 律 10

一~十 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用

の額の算定に関する基準の一部改正)

第二十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)の一部を次の表のように

改正する。

(傍線部分は改正部分)

の他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 サービス利用支援費(1)から機能強化型サービス利用支援 を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型 という。) の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 支援費(1)から機能強化型サービス利用支援費(1)までのそ 算定している場合においては、機能強化型サービス利用 費(11)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を 均員数」という。) で除して得た数 (以下「取扱件数」 受けた場合は、 同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ 平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする 象障害者等の数をいう。11において同じ。)<u>(前6月の</u> 象障害者等の数(同条第2項に規定する計画相談支援対 援事業所をいう。以下同じ。)における計画相談支援対 する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基 律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関 して市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所(障害)の員数_(当該指定特定相談支援事業所の相談支援員 て算定する。) 〔同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。 については、 _を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(という。) 第3条第1項に規定する指定特定相談支 推定数とし、以下「相談支援専門員の平 1人につき相談支援専門員0.5人とみな _ (前6月の平均値とし、新規に指定を

(2)・(3) (路)

2 (累

3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項<u>第7</u> <u>号</u>(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、 <u>第10号、第11号若しくは第12号から第14号まで</u>(同条第3 項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項 第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行

> 型サービス利用支援費(II)までのその他の機能強化型サー いては、機能強化型サービス利用支援費(1)から機能強化 から機能強化型サービス利用支援費(M)までのいずれかの 部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数につい 除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の 6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数 定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の員数(前 特定相談支援事業所の相談支援専門員(同条第1項に規 象障害者等の数をいう。11において同じ。)を当該指定 象障害者等の数(同条第2項に規定する計画相談支援対 援事業所をいう。以下同じ。)における計画相談支援対 する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基 律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 ビス利用支援費は算定しない。 機能強化型サービス利用支援費を算定している場合にお て算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(1) とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で して市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所(障害 という。)第3条第1項に規定する指定特定相談支

(2) • (3) (略)

(瑟)

3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項<u>第6</u> <u>号</u>(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、 第9号、第10号若しくは第11号から第13号まで(同条第3 項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項 第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行

った場合には、 所定単位数を算定しない。

- ر ال ال 宅介護支援費重複減算(1)として、次に掲げる区分に応じ、 用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居 指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利 区分」という。)が要介護1又は要介護2のものに対して 害者等であって、介護保険法(平成9年法律第123号)第 1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算 7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態 同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「 相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>が、計画相談支援対象障
- 機能強化型サービス利用支援費([
- 機能強化型サービス利用支援費(I

582単位

582単位

- (3)機能強化型サービス利用支援費@
- <u>A</u> 機能強化型サービス利用支援費(W
- 5 サービス利用支援費[1]
- 6 機能強化型継続サービス利用支援費([]

633単位

582単位

582単位

582単位

633単位

- $\widehat{\exists}$ 機能強化型継続サービス利用支援費(1)
- 8 機能強化型継続サービス利用支援費皿
- 9 機能強化型継続サービス利用支援費(W

633単位

633単位

- 継続サービス利用支援費(1)
- 害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又 単位数から減算する。 る区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定 った場合に、居宅介護支援費重複減算(11)として、次に掲げ 指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行 は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に 相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>が、計画相談支援対象障 633単位
- 機能強化型サービス利用支援費([
- 機能強化型サービス利用支援費(1

894単位 894単位

> った場合には、 所定単位数を算定しない。

Ŋ

継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重 複減算(1)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれ 援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定 定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。 ぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する 1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支 が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第 介護保険法 (平成9年法律第123号) 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって 第7条第1項に規

2	1)
) 機能強化型サービス利用支援費(11)	機能強化型サービス利用支援費(1)
572単位	572単位

- $\widehat{\omega}$ 機能強化型サービス利用支援費個

572単位

572単位 572単位

623単位

- <u>4</u> 機能強化型サービス利用支援費(W
- <u>5</u> サービス利用支援費(I)
- 6 機能強化型継続サービス利用支援費([]
- $\widehat{\mathbf{J}}$ 機能強化型継続サービス利用支援費(1)
- 機能強化型継続サービス利用支援費⑩

623単位 623単位

623単位

- 機能強化型継続サービス利用支援費巛
- 継続サービス利用支援費(1)

宅介護支援費重複減算(11)として、次に掲げる区分に応じ、 のに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利 用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居 1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算 要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のも 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって 623単位

- 機能強化型サービス利用支援費([]
- 機能強化型サービス利用支援費(1)

881単位

881単位

- $\widehat{\exists}$ 6 <u>5</u> (4) \Im 機能強化型継続サービス利用支援費⑴ 機能強化型継続サービス利用支援費[[] サービス利用支援費(II) サービス利用支援費([] 機能強化型サービス利用支援費(W 機能強化型サービス利用支援費側 894 894 894 545 945 945 945
- 害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に財 (10) (9) 8 る要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対 相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>が、計画相談支援対 継続サービス利用支援費(I) 継続サービス利用支援費(I) 機能強化型継続サービス利用支援費(W 機能強化型継続サービス利用支援費皿
- 接費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から 、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援(ビ 減算する。 ス利用支援費(11)を除く。)を算定した場合に、介護す ス利用支援を行い、継続サービス利用支援費 指定介護予防支援」という。)と一体的に指定継続も (継続さ
- ス等情報に係る報告を行っていない場合は、 100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サー 所定単位数の
- 合は、 位数から減算する。 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単
- 位数から減算する。 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単
- 以下「特別地域」という。) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域_ 指定計画相談支援を行った場合 _に居住している利用者に対し (注3及び注4に定め

\$ % F.	して、1月につき <u>16単位</u> を所定単位数から滅算する。	数から
骨重複減算と	を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算と	予防支
引用支援費(II)	い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(1)	サーバ
刊用支援を行	援」という。)と一体的に指定継続サービス利用支援を行	サーバ
官介護予防支	1 項に規定する指定介護予防支援(以下「指定介護予防支	以下「
司法第58条第	分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第	谷して
東支援狀態区	、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区	規定す
当等であって	8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって	対象障
278単位	(12) 継続サービス利用支援費(11)	3単位
932単位	(11) 継続サービス利用支援費(1)	5単位
932単位	(10) 機能強化型継続サービス利用支援費(17)	5単位
932単位	(9) 機能強化型継続サービス利用支援費(11)	5単位
932単位	(8) 機能強化型継続サービス利用支援費(11)	5単位
932単位	(7) 機能強化型継続サービス利用支援費(1)	5単位
92単位	(6) サービス利用支援費(11)	4単位
881単位	(5) サービス利用支援費(I)	4単位
881単位	(4) 機能強化型サービス利用支援費(W)	4単位
881単位	(3) 機能強化型サービス利用支援費(11)	4単位

(新設)

(新設)

遊谷 居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った 別にこ (注3及び注4に定める場合を除く。)に、特別地域 ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に

る場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロの(1)<u>の</u>機能強化型継続サービス利用支援費(I)若しくは(2) 準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう 生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という 相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚 社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域 の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者 該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事 規定する拠点コーディネーターをいう。 準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基 律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 500単位を加算する。ただし、 <u>の機能強化型継続サービス利用支援費(II)を算定する場合に</u> 接費(1)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支接費(1)又は 適合しているものとし 条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同 備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号 支援事業所において 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 以下「指定障害福祉サービス等基準」という。 地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に (平成27年厚生労働省告示第180号) 第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をい 及び指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基 指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び の事業所の単位において、 <u>、て市町村長に届け出た指定特定相談</u> イの(1)の機能強化型サービス利用支 拠点コーディネーター(障 第2号のイの(3)に) 1人につき、当 | 月につき100)第206

加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

回を啜威とする。

- ω ω (器)
- 初回加算

注 (器)

の訪問により面接を行う場合に限る。 300単位に当該面接をした月の数 障害者等及びその家族に面接した場合_ <u>電話装置等」という。)を活用して</u>、当該計画相談支援対象 利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に 期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの 用計画架 定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利 2回以上、 じて得た単位数を加算する 又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指 (法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案 当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し (3を限度とする。 <u>)</u> [t, (月に1回以上居宅等 所定単位数に) を 乗

4 主任相談支援專門員配置加算

注1 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支 げるその他の加算は算定しない。 資質の向上のための研修を実施した場合に、 指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員 援専門員」という。) であるものとして市町村長に届け出た <u>に応じ</u>、1月につき所定単位数を加算する。 ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲 、を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門 当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、 ただし、 次に掲げる区分 次に掲

- 主任相談支援専門員配置加算(1

主任相談支援専門員配置加算(11)

300単位

100単位

300単位

 \circ

(瑟

 ω

注1

(悪

初回加算

300単位

0 利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に 期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの 用計画案 定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、 (法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案

合は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を 限度とする。)を乗じて得た単位数を加算する。 当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場

2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し

主任相談支援専門員配置加算

.00単位

注 を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭 めの研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する 定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のた 相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指 員」という。) であるものとして市町村長に届け出た指定特定 庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員

(新設

26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。 サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助を 児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号) 定する指定地域定着支援をいう。 これに類する職務に従事することができる。 指定地域定着支援 基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助(指定障害福祉 以下同じ (指定地域相談支援基準第 指定地域移行支援(指定地域相談支援 以下同じ。 1条第12号に規 及び指定障害 第24条の 40街の

人院時情報連携加算

Ω

要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談 病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身 診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ 支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該 その他の加算は算定しない。 るいずれかの加算を算定している場合にあっては、 第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する 計画相談支援対象障害者等が医療法(昭和23年法律第205号 生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必 次に掲げる

入院時情報連携加算(1)

300単位

150単位

入院時情報連携加算(II)

6

退院・退所加算 障害者支援施設、のぞみの園(法第5条第1項に規定するの 300単位

注

害者支援施設等」という。 福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児 る救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設 (以下「障 ぞみの園をいう。)、児童福祉法第7条第1項に規定する児童 入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。) 生活保護法 (昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定す _に入所していた計画相談支援対象

(新設)

人院時情報連携加算

診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に 要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談 の状況<u>や生活環境等</u>の当該計画相談支援対象障害者等に係る必 加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 る加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ 支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ 病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該 第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する 計画相談支援対象障害者等が医療法(昭和23年法律第205号

入院時情報連携加算(I)

100単位

200単位

入院時情報連携加算(II)

退院・退所加算

200単位

福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児 ぞみの園をいう。)、児童福祉法第7条第1項に規定する児童 る救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所して 入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。) 生活保護法 障害者支援施設、のぞみの園(法第5条第1項に規定するの (昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定す

いた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相

護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。<u>以下「宿</u> <u>泊施設等」という。</u>)に宿泊していた計画相談支援対象障害者 等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援(法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法 祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、 画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った 等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計 以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合におい 第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同 対象障害者等又は法務省設置法 平成7年法律第86号) 律第58号) 障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等 定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合を除く。 くは更生保護法(平成19年法律第88号)第62条第3項若しくは に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若し <u>、下「刑事施設等」という。)</u>に収容されていた計画相談支援 当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者 当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって (同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福 第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法 第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法 . 収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所 第2条第7項に規定する更生保護施設_((平成11年法律第93号) 第15条

居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が

き3回を限度として所定単位数を加算する 場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につ 画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上 院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計 を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退 画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービ 談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に 定する場合を除く。)。 について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う に関する調整を行った場合 で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用 ス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。) 用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計 2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第 護法(平成19年法律第88号)第62条第3項若しくは第85条第3 保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保 等又は法務省設置法(平成11年法律第93号)第15条に規定する 定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者 くは更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第7項に規 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院若 する法律(平成17年法律第50号) (同一の計画相談支援対象障害者等 第3条に規定する刑事施設、 (3の初回加算を算

居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が

において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1 場合のものを合算した単位数を加算する。 月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した 障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運 護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用 <u>第3条第1項</u>に規定する指定介護予防支援事業所をいう。) な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号) 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介 び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1 定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及 を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介

所等における居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に 規定する居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス 者等に係る必要な情報を提供し、 援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害 的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支 支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体 (以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談 「をいう。) の作成等に協力する場合 (同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計 当該指定居宅介護支援事業 150単位

- 害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して 開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障 当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を 1のイ又はロを算定する月を除く。 (月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り 300単位
- 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ

場合のものを合算した単位数を加算する。 月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1 障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内

護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運 開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障 おける居宅サービス計画 係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等に 営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象 象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運 第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。) (以下 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介 護予防支援 (以下「指定居宅介護支援等」という。) の利用 害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及 同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をい る居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス計画 障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号) 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号) 定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及 を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指 びその家族に面接する場合(1のイ又はロを算定する月を除 う。)の作成等に協力する場合 「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介 (介護保険法第8条第24項に規定す 第2条第1

$\widehat{\omega}$

<u>4</u> 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ

れ、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等(以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合

150単位 150単元 150単位 150単元 150単

(6) (略)

- 8 医療・保育・教育機関等連携加算
- 注1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する 場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算 する。
- 1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供 する機関(以下「福祉サービス等提供機関」という。)(障害福祉サービス等を行う者を除く。(3)、注2及び10の注 において同じ。)の職員等と面談又は会議を行い、計画相 談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上 で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援 を行った場合(計画相談支援対象障害者等1人につき1月 を行った場合(計画相談支援対象障害者等1人につき1月 に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の 退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等を する施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除

れ、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等(以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合

)計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びそ

<u>5</u>

300単位

の家族に面接する場合(1のイ又は口を算定する月を除く。

(6) (器)

注 施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。 退院・退所加算を算定する場合であって 所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合及び6の 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に サービス及び地域相談支援を除く。) 医療・保育・教育機関等連携加算 と面談を行い、 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等 計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報 を提供する機関の職員等 過影、完 退所等をする 障害福祉 100単位

- <u>く。)</u> <u>次の(→又は口に掲げる場合に応じ、それぞれ(→又は口に掲げる単位数</u>
- ☆ 指定サービス利用支援を行った場合☆ 指定継続サービス利用支援を行った場合☆ 300単位
- (二) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり(***) いまた時がきます。
- 、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該 計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当 該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した 場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1 月に1回を限度とする。)(1のイ又はロを算定する場合 に限る。)

300単位

- (3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合(1のイ又はロを算定する場合に限る。)
- 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス 等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人 につき1月に1回を限度とする。
- 1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)
- (2) 福祉サービス等提供機関 (病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)

集中支援加算

9

- 主1 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する 場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算 する。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象 障害者等1人につき1月に1回を限度とする。
- 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象

(新設)

集中支援加算

- 注 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに 該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に 1回を限度としてそれぞれ300単位を加算する。
- (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障

障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ 電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。)

2) サービス担当者会議(指定基準<u>第15条第2項第12号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)を開催し、相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者(同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。)に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(1のイ又は口を算定する月を除く。)

300単位

(3) <u>福祉サービス等提供機関</u>の求めに応じ、当該<u>福祉サービ</u>
<u>ス等提供機関</u>が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。) <u>300単位</u>

(4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)(1のイ又はロを算定する月を降く)

5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉 サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に

害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(1のイ又はロを算定する月を除く。)

) サービス担当者会議(指定基準<u>第15条第2項第11号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、<u>同号に規定する担当者</u>に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な<u>便宜の提供</u>について検討を行う場合(1のイ又は口を算定する月を除く。)

(3) 福祉サービス等を提供する機関等(以下この(3)において「関係機関」という。) の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。)

(新設)

関する必要な情報の提供を行った場合(1のイ又はロを算 定する月を除く

- につき1月に1回を限度とする 注1の(5)については それぞれ計画相談支援対象障害者等1人 次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス
- 病院等及び訪問看護ステーション等
- ョン等を除へ。 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーシ
- 10 サービス担当者会議実施加算

当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利 等に関する必要な情報の提供を受けているときは 合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 用計画の変更その他必要な<u>便宜の供与</u>について検討を行った場 ての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担 会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサー 機関の職員等と面談又は会議を行い、 機関等連携加算を算定する場合であって、 として所定単位数を加算する。 ビス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等につい 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者 ただし、 計画相談支援対象障害者 8の医療・保育・教育 福祉サービス等提供 算定しない 100単位

サービス提供時モニタリング加算

記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に 活用して)、 福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を サービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利 援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害 ビス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支 用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害福祉サー 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所が 障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、 100単位 及び

サービス担当者会議実施加算

10

注 合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 用計画の変更その他必要な<u>便宜の提供</u>について検討を行った場 当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利 価を含む。)について説明を行うとともに、同号に規定する担 の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評 会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画 として所定単位数を加算する 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者

サービス提供時モニタリング加算

を超える数については、算定しない。 に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度と 障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合 サービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利 りの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39 して所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当た 用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所が

場合には、39を超える数については、算定しない。この場合に 門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える 人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。 当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については

12 行動障害支援体制加算

- 所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算す あっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に
- 行動障害支援体制加算(1)
- 行動障害支援体制加算(11)

60単位

30単位

13 要医療児者支援体制加算

所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算す めしては しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合 ただし、 次に掲げるその他の加算は算定しない。 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に

- 要医療児者支援体制加算()
- 要医療児者支援体制加算(I

60単位

14 精神障害者支援体制加算

- 所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算す あっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に
- 精神障害者支援体制加算([
- 精神障害者支援体制加算(1

30単位 60単位

高次脳機能障害支援体制加算

1400 2

ているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合

> 12 行動障害支援体制加算

注

所は、1月につき所定単位数を加算する。 しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合

(新設)

(新設)

13 要医療児者支援体制加算

35単位

注 所は、1月につき所定単位数を加算する。 しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合

(新設)

(新設)

30単位

精神障害者支援体制加算

35単位

注 所は、1月につき所定単位数を加算する。 しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合

(新設)

(新設)

あっては、 次に掲げる区分に応じ、 次に掲げるその他の加算は算定しない。 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に 1月につき所定単位数を加算す

- 高次脳機能障害支援体制加算(1
- 高次脳機能障害支援体制加算(1

15

30単位 60単位

16 地域生活支援拠点等相談強化加算

いう。)が指定短期入所 (指定障害福祉サービス等基準第114 業と<u>指定自立生活援助又は</u>指定地域定着支援の事業とを同一の が必要な事態が生じた者(以下この注において「要支援者」と 表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定 事業所において一体的に運営している場合であって、<u>当該指定</u> 定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着 き1月に4回を限度として所定単位数を加算する(当該指定特 を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成 期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所 対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短 準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に 合において、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場 するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用 地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的 準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基 支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事 又は変更を含む。)を行った場合には、 (平成18年厚生労働省告示第523号) 別表介護給付費等単位数 立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合 当該要支援者1人につ 700単位

> 15 16

いう。)が指定短期入所(障害者の日常生活及び社会生活を総 の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1 する場合において、 第114条に規定する指定短期入所をいう。 が必要な事態が生じた者(以下この注において「要支援者」と に規定する指定地域定着支援をいう。 事業と指定地域定着支援<u>(指定地域相談支援基準第1条第12号</u> 以下同じ。 年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者<u>(障害者の</u> 人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する(当該 期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画 指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短 ス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう 令第171号。 業等の人員、 合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事 するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が 地域生活支援拠点等相談強化加算)に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合 第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。 以下「指定障害福祉サービス等基準」 _の指定を併せて受け、かつ、 設備及び運営に関する基準 指定短期入所事業者 の事業とを同一の事業 (指定障害福祉サービ 以下同じ。 (平成18年厚生労働省 指定計画相談支援の という)を利用 700単位

の額の算定に関する基準(平成54年厚生労働省告示第154号) 別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)。

17 地域体制強化共同支援加算

2,000単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に利して、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該で、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 遠隔地訪問加算

300単位

の(1)及び(2)に限る。 姚維、 び(5)に限る。 院・退所加算、 <u>イの入院時情報連携加算(1)を算定する場合に限る。)、6の退</u> 2に該当する場合に限る。 定の距離があるものに限る。)を訪問して、3の初回加算(注 特別地域に所在し、 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、 刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関 を算定する場合に、 7の居宅介護支援事業所等連携加算(注の(2)及 8の医療・保育・教育機関等連携加算 かつ、指定特定相談支援事業所との間に一 又は9の集中支援加算 5の入院時情報連携加算 これらの加算の算定回数に所定 (注1の(1)及び(4 障害者支援施 (注の

所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。

17 地域体制強化共同支援加算

2,000単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。

する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

別表 $4 \sim 18$ 初回加算 計画(法<u>第5条第23項</u>に規定するサービス等利用計画をいう 300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗 利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は 計画相談支援給付費単位数表 の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に 障害者等及びその家族に面接した場合 電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象 2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し 期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの 用計画紫 定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利 て、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども じて得た単位数を加算する 又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対し 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用 1月につき所定単位数を加算する。 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指 (<u>法第5条第23項</u>に規定するサービス等利用計画案 改 正 後 (月に1回以上居宅等 300単位 $4\sim18$ ω 注1 初回加算 計画(法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう 計画相談支援給付費単位数表 の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に 障害者等及びその家族に面接した場合 、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は 300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗 電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象 2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し 利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に 期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の をいう。)を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの 用計画案 定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利 て、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども じて得た単位数を加算する。 以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対し 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用 1月につき所定単位数を加算する。 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指 (<u>法第5条第22項</u>に規定するサービス等利用計画案 改 正 前 (月に1回以上居宅等

(指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものの一部改

正

第二十三条 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの

(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号) の一部を次の表のように改正する。

生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満た指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項の規定に基づき、基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成基の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

改

īF.

後

改

正

前

いずれかに該当するものであること。が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のが通算して五年以上である者、二の期間が通算して十年以上で問が通算して五年以上である者、二の期間が通算して十年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期

す者とする。

いずれかに該当するものであること。が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のが通算して五年以上である者、二の期間が通算して十年以上である者、二の期間が通算して十年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期

引 支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期 支援の業務」という。)その他の支援を行う業務(以下「相談 り日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由によ のが、同年九月三十日までの間に、──又は□に掲げる者として 平成十八年十月一日において──又は□に掲げる者であったも

」という。)、 相談支援事業 障害者福祉法 る身体障害者相談支援事業(以下 和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一 附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。 二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (以下「障害児相談支援事業」という。)、 (昭和三十五年法律第三十七号) 法附則第五十二条の規定による改正前の知的 「身体障害者相談支援事業 第四条に規定 項に規定す

事業」という。)の従事者定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援

(略)

- ずる業務に従事した期間 一分から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに進
- び事者

 □ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条

 □ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条

 □ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条

(略)

匹 (略)

ハ~へ (略)

―ジ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサ師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護

業」という。)の従事者する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業

() () () () () ()

- ずる業務に従事した期間ロー一から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準
- 者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者、一一障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害

一 (格)

(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉施設(以下「常護民族院」という。)、老人福祉施設(以下「常護民族法(昭和二十五年法律第百二十四号)第八条第二十八項に規定する救護施設及び同条第二十八項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第二十八項に規定する救護施設及び同条第二十四号)第八条第二十八項に規定する教護施設及び同条第三十四号)第八条第二十八項に規定する教護施設及び同条第二十四号)第八条第二十八項に規定する教護施設という。)、老人福祉党の企業者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害に準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ~へ (略)

ージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサ師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能「医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護

該資格に係る業務に従事した期間 神保健福祉士又は公認心

事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であって 現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。 までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、 等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定 研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下 臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に 額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大 に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の 任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従 現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条 目的として相談支援従事者現任研修受講対象者 従事者現任研修 とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援 する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日 定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)を修了し、これらの た者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した 八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務 の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十 までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度 「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事してい 別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主 次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、 (相談支援の業務に従事している者の資質向上を (相談支援従事者 「現任研修 イからホ (以下

その資格に基づき当

養士又は精神保健福祉士 業務に従事した期間 その資格に基づき当該資格に係る

に掲げる要件に該当する者であって、 う。以下同じ。)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書 厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をい 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 下同じ。)に対して行う研修であって、別表第一に定める内容以 者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。 任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた う。) に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現 現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条 目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者 とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、 までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度 五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまで ること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年 づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基 上のものをいう。以下同じ。)又は主任相談支援専門員研修 八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」とい の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十 従事者現任研修 を現任研修等修了者とみなす。 次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、 交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であ (相談支援の業務に従事している者の資質向上を 現任研修等修了者でないも イから 相談支援 (障

イ~ホ

三 • 四

三 · 四 イ~ホ

略 (略)

一部を次の表のように改正する。

改

正

後

に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であって イ~ホ 現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。 までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、 する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日 等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定 研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修 定める内容以上の研修をいう。 臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号) 額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大 旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従 た者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した 九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下 の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十 現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条 目的として相談支援従事者現任研修受講対象者 従事者現任研修 とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、 までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年 別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主 相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事してい 次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、 (相談支援の業務に従事している者の資質向上を 以下同じ。)を修了し、これらの (相談支援従事者 の別表に イから 相談支援

改

正

前

イ~ホ 現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。 等修了者」という。) であること。ただし、イからホまでに規定 研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修 臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号) 額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大 に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の 任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であって 旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従 た者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した 八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務 現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条 目的として相談支援従事者現任研修受講対象者 従事者現任研修 とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、 までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、 する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日 定める内容以上の研修をいう。 の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十 までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年 「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事してい 別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主 次のイからホまでの (略) (相談支援の業務に従事している者の資質向上を いずれかに該当する者であって、 以下同じ。)を修了し、これらの (相談支援従事者 1 の別表に 相談支援 から (以下

三 • 四

三 • 四

(厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部改正)

厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎(平成二十

四年厚生労働省告示第二百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

第二十五条

兀		1.2	三	_	
(略)	(略)	ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎	介護給付費等単位数表第8の2の5の注1及び注2においてこ	• (鮥)	改正後
四 (略)	(略)	ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎	三 介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2においてこ	一・二 (略)	改正前

(傍線部分は改正部分)

の表のように改正する。

_
傍始
線部
分は
改
正部
部分

第一号の規定を準用する。	第一号の規定を準用する。
める送迎	注2において厚生労働大臣が定める送迎
び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定	及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び
注1及び注2、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及	注1及び注2、第11の2の9の注1及び注2、第12の14の注1
四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の	四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の
一~三 (略)	一〜三 (略)
改正前	改正後
(傍線部分は改正部分)	

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の

算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第二十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生

労働省告示第百八十号)の一部を次の表のように改正する。

及び厚生労働大臣が定める基準という。)別表の1の注1の①及び注2の①のこども家庭庁長官(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」(基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づく指定計画を表表している。

改

TF.

後

改

正

前

事業所 条第 保されていることで足りるものとする。 任研修を修了している者により指導及び助言が行われる体制が確 三条第 び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第 援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援 以下同じ。 百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。 び厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二 をいう。 置される常勤の相談支援専門員(同項に規定する相談支援専門員 四年厚生労働省令第二十八号。 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 町村長が認める地域に所在する指定特定相談支援事業所(障害者 12に規定する特別地域のうち、 (指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及 においては 次に掲げる基準を満たすこと。 (1)の口及び(2)の口並びに二の(3)に掲げる基準については、 項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。 (児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及 以下同じ。 配置される相談支援専門員であって 項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。)を修了していることに代えて、当該指定特定相談支 イの(1)の(九)及び(2)の(二))のうち一名以上が相談支援従事者現任研修 以下 従業者の確保が著しく困難と市 ただし、 「指定基準」という。 口 算定告示別表の1の注 の(1)の(二及び(2)の(三) 相談支援従事者現 以下同じ。 (平成二 以下同 第三

労働大臣が定める基準という。)別表の1の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(新設)

イ 機能強化型サービス利用支援費 [] 及び機能強化型継続サー

機能強化型サービス利用支援費①及び機能強化型継続サー

ビス利用支援費()

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

にも適合すること。 定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれに 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指

実施していること。
老現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を
る相談支援員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事
援専門員及び相談支援員(指定基準第三条第四項に規定す
」指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支

(五) (略)

ること。関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施してい関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施してい会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機対、法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下「協議

ビス利用支援費()

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所 (障害者の日常生活及び社会は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労

□・□ (略)

日本の同行による研修を実施していること。 日本の同行による研修を実施していること。

。)を提供していること。

(五) (略)

(七)

体制の強化の取組に参画していること。
う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担目までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一

携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及 和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活 いう。 協力することで足りるものとする び地域における生活に移行するための活動に関する取組に 支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連 ともに、 ていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関(以 以下同じ。)において、市町村により地域生活支援拠点 運営規程 「拠点関係機関」という。 (法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等を 以下同じ。)として位置付けられていることを定め 協議会に定期的に参画していること。 (指定基準第十九条に規定する運営規程をいう)との連携体制を確保すると ただし、

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現 営を行う指定特定相談支援事業所において、 支援をいう。以下同じ。)及び指定障害児相談支援(児童 地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着 移行支援をいう。 支援基準」という。) 成二十四年厚生労働省令第二十七号。 任研修を修了していること。ただし、 相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理 指定自立生活援助、 以下同じ。 第一条第十一号に規定する指定地域 指定地域移行支援 指定地域定着支援(指定 以下 当該相談支援専門員 「指定地域相談 (障害者の日常 専ら指定計画

付けられていることを定めていること。
「「大学拠点等をいう。第八号において同じ。」として位置に写生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する地域生の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九条に規定する運営規程をいう運営規程(指定基準第十九条に規定する運営規程をいう

任研修を修了していること。

以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画出 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運

及び2の巨並びにニの3において同じ。

。以下出及び2の口、ロの1の口及び2の口、ハの1の口
じ。)その他のこれに類する職務に従事することができる
じ。)その他のこれに類する職務に従事することができる

(十) (十一) (略)

- ること。 支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
- □ イの①の□から団までの基準に適合すること。
- 二• (略)
- ビス利用支援費 🖫 機能強化型サービス利用支援費 🖽 及び機能強化型継続サー

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- にも適合すること。 定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれ1 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指
- 〜、イの⑴の⑴から巛まで、⑴及び⑴の基準に適合するこ

(略)

- ること。 支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す 文援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
- ☆ イの①の○から○はまでの基準に適合すること。

二•三 (略)

| 「スリヨス受費」| | 機能強化型サービス利用支援費 Ⅲ 及び機能強化型継続サー

ビス利用支援費 🗐

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

にも適合すること。 定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれ定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれ

(八) (九) (略

- ること。 支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す2 (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
- イの①の一から団までの基準に適合すること。
- (二)・(三) (略)
- ビス利用支援費 (三) という 機能強化型サービス利用支援費 (三) 及び機能強化型継続サロー機能強化型サービス利用支援費 (三) 及び機能強化型継続サ

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- にも適合すること。 定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれに 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指

(略)

- ること。 支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す② (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
- イの①の一から団までの基準に適合すること。

(二・三) (略)

↑ 機能強化型サービス利用支援費 Ⅲ 及び機能強化型継続サー

ビス利用支援費皿

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

にも適合すること。 定特定相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれ1)他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指

イの(1)の(一)、 三から八まで及び☆の基準に適合するこ

- ること。 支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
- イの①の一及び回から出までの基準に適合すること。
- ビス利用支援費収 機能強化型サービス利用支援費 IV 及び機能強化型継続サー

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの①の一及び回から国までの基準に適合すること。

イの②の三の基準に適合すること。

(3) (2) (1) 略)

臣が定める基準 算定告示別表の1の注13のこども家庭庁長官及び厚生労働大

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 て位置付けられていることを定めていること。 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等とし

(2)

定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定 指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域 域移行支援事業者をいう。)及び指定地域定着支援事業者 業者(指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地 る指定自立生活援助事業者をいう。 八年厚生労働省令第百七十 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ 六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう ビスの事業等の人員 指定障害児相談支援事業者(児童福祉法第二十四条の二十 指定自立生活援助事業者 設備及び運営に関する基準 - 号) (障害者の日常生活及び社会 第 一百六条の十四に規定す 指定地域移行支援事 (平成十

○ イの①の○、回から内まで及び別の基準に適合すること

(略)

- (2)ること。 支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
- イの⑴の一及び回から回までの基準に適合すること。
- (<u>=</u>) (<u>=</u>)
- ビス利用支援費Ⅳ 機能強化型サービス利用支援費図 及び機能強化型継続サー

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハの2の一及び二の基準に適合すること。

(新設)

(1)

(2)(略

計画相談支援の事業と指定障害児相談支援 業所において一体的に運営していること。 指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の 指定自立生活援

- の業務に従事する者 が認めるものであること。 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等 が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長 -(以下 - 拠点コーディネーター」という
- (1) 次の①から③までのいずれにも該当するものであること。 イの①の基準に適合すること。
- 支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。 生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を 一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立
- 活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディ ィネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認 ーターが常勤で一人以上配置され 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生 かつ、 当該拠点コー

めるものであること。

四三 が定める基準 算定告示別表の4の注1のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣 (略)

主任相談支援専門員配置加算(1)

定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員(算定告示別 域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特 定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者 支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指 表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。 センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地 談支援事業所、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援 基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相 を配置し、 当該主任相談支援専門員が、 当該指定特定相談 以下同じ

ことし。 に対し その資質の向上のための指導及び助言を実施している

口 主任相談支援専門員配置加算

当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、 上のための研修を実施していること。 一任相談支援専門員を配置し、 当該主任相談支援専門員が、 その資質の向

Ŧī. 定める基準 算定告示別表の5の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が

入院時情報連携加算Ⅲ (略) イ以外の方法により、当該病院等

の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供しているこ

六 が定める基準 算定告示別表の12の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

行動障害支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)の等 書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるも 障害支援者養成研修(実践研修) 名以上配置していること。 の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明 定める内容以上の研修をいう。 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動 (平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号) (指定居宅介護の提供に当 の課程を修了し 別表第八 当該研

実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

年厚生労働省告示第五百四十三号)第四号に該当する者(以 臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準 年厚生労働省令第四号)第一条第四号に掲げる区分三をいう 査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六 実践研修修了者が、区分三(障害支援区分に係る市町村審 こども家庭庁長官及び厚生労働大

> 三 算定告示別表の5の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣 定める基準

(略)

の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供しているこ 入院時情報連携加算 イ以外の方法により、当該病院等

算定告示別表の12の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

が定める基準

兀

けた者を一名以上配置していること。 平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受 者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等 害支援者養成研修 2容以上の研修をいう。 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障 (実践研修) の課程を修了し (指定居宅介護の提供に当たる 別表第八に定める 当該研修の事業を

口 イに規定する者を配置している旨を公表していること。

児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、 りでない。 者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、 第六号のイの③に規定する強度行動障害児をいう。 が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号) する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官 度行動障害児 支援を行っていること。 指定特定相談支援事業所と同 「強度行動障害者」という。 (児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要 ただし 敷地内に所在する指定障害 当該実践研修修了者が、 に対して現に指定計画相談 この限 の保護

口 行動障害支援体制加算 (1)

イの①及び②の基準に適合すること。

七 が定める基準 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

イ 要医療児者支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行っ 状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等 た者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受け 援事業」という。 た者(以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了 している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する 八条第三項に規定する地域生活支援事業 .関する研修に限る。) 又はこれに準ずるものとして都道府 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十 として行われる研修 (以 下 (人工呼吸器を装着 「地域生活支

(2)者」という。)を一名以上配置していること。 ている旨を公表していること。 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置し

(3)費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示 福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する 医療的ケア児等コーディネーター 養成研修修了者が 児童

> 五. が定める基準 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

イ 置していること。 業」という。 修に限る。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配 る研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研 る障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研 る障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にあ 条第二項に規定する地域生活支援事業 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認め として行われる研修 (人工呼吸器を装着してい (以下 のうち法第七十八 「地域生活支援事

口 イに規定する者を配置している旨を公表していること。

表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態 第百二十二号) の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、 業所の職務にも従事する場合であって 談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事 指定計画相談支援を行っていること。 である者 この限りでない。 児等コーディネーター養成研修修了者が 以下 別表障害児通所給付費等単位数表第1の1 「医療的ケア児者」という。 ただし、 現に医療的ケア児者 当該指定特定相 当該医療的ケ に対して現に

□ 要医療児者支援体制加算 🗓

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

が定める基準 が定める基準 の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

イ 精神障害者支援体制加算 (I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活 対定特定相談支援事業としていること。) を一名以上配置していること。
- | と。| |②|||精神障害者研修修了者を配置している旨を公表しているこ
- は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携テーション等であって、計画相談支援対象障害者等が通院又労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ス労働省令的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生活対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生別、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するもの

が定める基準 対 算定告示別表の 14 の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。が定める基準

- で付を受けた者を一名以上配置していること。 一交付を受けた者を一名以上配置していること。 一交付を受けた者から当該研修の課程を修了し、当該研修のよして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修のま業をして行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに選ずるも、) 又はこれに準ずるも、 一交付を受けた者を一名以上配置していること。
- ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

する体制が構築されていること。

□ 精神障害者支援体制加算 🗓

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

て 高次脳機能障害支援体制加算(1)

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活力を一名以上配置していること。

本(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。
対事が認める研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた
対事が認める研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた
者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた
者がら当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた
対事が認める研修の課程を修了した旨の証明書の方ち地域生活

公表していること。
② 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を

定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相だし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」といの認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」といい。日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等。

(新設)

機能障害者であって満十八歳に満たないものの保護者に対し 談支援事業所の職務にも従事する場合であって て指定障害児相談支援を行っているときは、 この限りでない 現に高次脳

口 高次脳機能障害支援体制加算Ⅱ

イの①及び②の基準に適合すること。

+ が定める基準 算定告示別表の15の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ぞれ常勤換算方法で○・五以上配置していること。 害者ピアサポート研修修了者をいう。) であって、次の(1)及び 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー ②に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれ 表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の1)に規定する障 ビス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別 障害者ピアサポート研修修了者(障害者の日常生活及び社会

長が認める者 いて単に「障害者」という。) 又は障害者であったと市町村法第四条第一項に規定する障害者 (以下この11及び口にお

支援に従事する者 管理者、相談支援専門員 相談支援員その他指定計画相談

+ 臣が定める基準 算定告示別表の16の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大

(略)

十 二 臣が定める基準 算定告示別表の 17 の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大

次に掲げる基準のい ずれかに適合すること。

位置付けられていることを定めていること。 運営規程において、 市町村により地域生活支援拠点等として

> 七 が定める基準 算定告示別表の15の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

方法で○・五以上配置していること。 研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し の証明書の交付を受けた者であって、次の一及び口に掲げるも 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 のを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨 地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート

いて単に「障害者」という。) 又は障害者であったと市町村。 法第四条第一項に規定する障害者(以下この11及び口にお 長が認める者

る者 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事す

八 生労働大臣が定める基準 算定告示別表の16の注及び17の注のこども家庭庁長官及び厚

(略)

(略)

(新設)

活動に関する取組に協力することで足りるものとする。緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日まで期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日まで期の減失。

第二十八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

うに改正する。

する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のよ

四〜十二(略) 四〜十二(略) 四〜十二(略) ロ (略) 立 (略)	四〜十二 (略) 四〜十二 (略) 四〜十二 (略) 四〜十二 (略) で持つた場合 で (略) で (略) で (略) を行った場合 で (略) で (略) を行った場合 で (を) が (の) を
イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十 が定める基準 が定める基準 のいずれかに適合すること。 正 算定告示別表の3の注1のこども家庭庁長官及 正 第定告示別表の3の注1のこども家庭庁長官及	等利用計画(法第五条第二十いずれかに適合すること。 と

(傍線部分は改正部分)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用

の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第二十九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚

生労働省告示第百十五号)の一部を次の表のように改正する。

改

TF.

後

改

正

前

了し、 者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる の証明書の交付を受けたものとする。 従事者現任研修をいう。)を修了した後、 十四年厚生労働省告示第二百二十七号)第二号に規定する相談支援 者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成二 単位数表4に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める 成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)別表計画相談支援給付費 に三年以上従事した後に、 る障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であって、 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二の二第六項に規定す 一づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨 別表に定める内容以上の研修の課程を修 相談支援又は児童福祉法 当該業務 伞

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、 令和六年四月一日から適用する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

る日から施行する。

一 第二条及び第九条の規定 令和六年六月一日

第三条、第六条、 第十条、 第十一条、 第十五条、 第十七条、 第十九条、第二十二条、

二十六条及び第二十八条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一

第二十四条、

第

部を改正する法律 (令和四年法律第百四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の 日

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、 第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費

用 の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表 (以下「第一条改正後介護給付費等単位数表」 とい

う。 の第1の 1 の注 17、 第2の1の注14、 第3の1の注 12 第4の1の注 11 第5の1の注11 第

費 生活 \ <u>`</u> 支援に要する費用の額 規定による改正後の障 \mathcal{O} 6 1 1 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 7 訓 注 ただし、 0 1 の注 練 注 6 サ 0) \mathcal{O} 10 短期入 9 4 第一 E 第 第 7 ス 第 15 費 が所サ 条改正 12 \mathcal{O} . (T) \mathcal{O} |害者の 1 ĺ 第 1 の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1 1 0) 0) 12 ビス費、 後介護給付費等単 \mathcal{O} 注 注 注 \mathcal{O} 6 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計 15 就労移行支援サ 7 0) 第 第9の施設入所支援サー 4 第 15 13 0) 第 8 \mathcal{O} 1 1 0 位 0) \mathcal{O} 2 の 1 1 数表第5の療養介護 注 Ė の注 6 こス費、 注9及び第 9 第 14 第 9 第 \mathcal{O} ビス費、 13 1 0 15 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 就労継 0 注 0) サービス費、 1 第 13 注 \mathcal{O} 6 続支援 10 2 第 0) 0) 第 機能訓 14 2 10 A 型 サ 0 \mathcal{O} の注 0) 第 6 2 注 練 \mathcal{O} 1 6 サ の注 10 0 並びに第二十 1 ĺ 生活 ピ \mathcal{O} の規 E 注 ス 4 費 一ス費、 5 \mathcal{O} 定は 介護 4 第 第 サ 適 第 第 Ì 用 14 14 画 条の 11 11 ピ 相 \mathcal{O} \mathcal{O} L ス な 談 3 就 0) 0)

生活援 労継 業所又は 続支援 助サー 施 設が、 B 型 ビス費若しくは サ 感染症] ピ ス の予防及びまん延 費又は 1 0 第 2 15 $\stackrel{-}{\mathscr{O}}$ \mathcal{O} 2の外に 1 \mathcal{O} の防 共 部 同 サー 止 生活援 \mathcal{O} ための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定し ビス利用 助サ] 型共同生活援 ピ ス費、 1 助サー \mathcal{O} 2 _ (T) E 日 中 ス費を算定してい + ピ ス支援 型 る事 共 同

令和九年三月三十一日までの間 は、 第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合 てい

ない場合は、

この

限

りでない

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の

額 の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第 11 の 2 の 1の注 4 の規定は適用しな

(食事提供体制加算に関する経過措置)

第三条 令和六年九月三十日までの間、第一条改正後介護給付費等単位数表第6の10、 第7の8、 第 10 0

6 第 11 の 7、 第 12 の 7、 第 13 の7及び第14の7の規定の適用については、 これらの規定中「次の(1)

から(3)までのいずれにも」とあるのは 「次の22及び33のいずれにも」とする。

(居宅介護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第四条 この告示の適用の際、 第八条の規定による改正前のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基

準並 びに厚生労働大臣が定める基準 (以下「平成十八年第五百四十三号告示」という。) 第一号イ、 ハ 又

は 二の適用を受けている指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に係る第八条の規定による改正後

の平成十八年第五百四十三号告示第一号イ、ハ又はニの適用については、令和九年三月三十一日までの

間、なお従前の例によることができる。

(行動援護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第五条 を受けている指定行動援護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第十 この告示の適用の際、 第八条の規定による改正前の平成十八年第五百四十三号告示第十三号の適用

三号の適用については、令和九年三月三十一日までの間、 なお従前の例によることができる。

(福祉・介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

第六条 令和七年三月三十一日までの間は、 第九条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示

(以下「第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示」という。) 第二号イの①の〇

(第九条改正後平成

十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、 第十四号、 第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、

第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用

する場合を含む。)の規定は適用せず、 第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二号イ 0 (1)

(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、 第十八号の

二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第

四十一号において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「賃金改善後」とあるの

は、 「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 令和七年三月三十一日までの間は、 第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十号イ (第九条改

正 後平成十八年第五百四十三号告示第二十三号、 第二十五号の二及び第三十八号の二において準 用する場

合を含む。 以下同じ。 の適用については、 同号イ中「第二号イの1)から9まで」とあるのは、 障 害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障

害福祉サー ビスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 (令和六年こども家庭庁

の2から9まで」とする。

厚生労働省告示第

号)

附則第六条第一項の規定により読み替えられた第二号イの

①の口及び同号イ

3 令和六年五月三十一日において現に福祉 介護職員処遇改善加算 (第二条の規定による改正前 の障害者

0) 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー ビス等及び基準 該 (当障

害福祉サー ビスに要する費用 の額の算定に関する基準 別表介護給付費等単位数表 (以 下 「旧介護給付 費等

単位数表」という。)第1の5、 第2の6、 第3の5、 第4の5、 第5の6、 第6の 14 第 7 の 14 第

8 の 3、 第9の14、 第 10 の 9、 第 11 0) 13 第 12 の 16、 第 13 0) 15 、 第 14 0) 17 第 14 0 2 Ø 7 第 14

の 3 の 11 及び第 15 の9の福祉 介護職員処遇改善加算をいう。 を算定しており、 カゝ つ、 福 祉 介護職

善 サー 第 職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉 5 間において、 を 0) 護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金 \mathcal{O} 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準 員等ベースアップ等支援加算 いう。 加算 8 16 14 第 ピ 0 第 6 スに要する費用 (I) 4 第 19 以下この項において同じ。)を算定していない事業者又は施設が、 0) から 13 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 福祉 第 16 (IV) までをいう。 15 14 第 0) 5 ・介護職員等処遇改善加算

⑴から

叭まで(第二条の規定による改正後の障害者の 第 7 2 D 第 0 14 6 の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1 0) 9 \mathcal{O} 16 第 17 第 6 (旧介護給付費等単位数表第1の7、 第 8 14 \mathcal{O} 第 のいずれかを算定する場合には、 14 の 3 の 14 0 \mathcal{O} 5 第7の 2 の 13 第 及び 7 9 14 0)) 第 第 16 15 第8の 14 0) 0) 第 3 11 10 3 0) の福祉 \mathcal{O} 11 11 第 9 及び第 当該事業所又は施設が仮に福祉 ・介護職員等ベースアップ等支援 第 第2の8、 0) 11 14 15 0) の 9 の 15 第 令和八年三月三十一日までの 10 第3の7、 第 の 5、 福 0 9 12 祉 0) 介護 第2の6、 第 18 第4の7、 11 職 ·該当障害福祉 第 \mathcal{O} 員等 13 13 第 3 \mathcal{O} 処 第 日常 加算 介護 第 5 遇 17 · 介 改 12 Ō

(退職手当を除く。

の改善を実施しなければならない。

(中核的人材養成研修に関する経過措置)

第七条 令和九年三月三十一日までの間は、 第十三条の規定による改正後のこども家庭庁長官及び厚生労働

る研修であって、 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七

大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者第十四号に規定する中核的人材養成研修は、

同号に規定す

号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が

行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るものとする。

(機能強化型相談支援事業所に関する経過措置)

第八条 令和六年三月三十一日において、第二十七条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども

家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 (以下「新指定計画相談支援算定基準」という。) 第一号イ、

ロ、ハ又はニのいずれかに該当する指定特定相談支援事業所 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労

働省令第二十八号) 第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。)については、 令和七年三

月三十一日までの間、 新指定計画相談支援算定基準第一号イの①の穴及び他の基準に適合しているものと

みなして、新指定計画相談支援算定基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。